新潟県土木工事標準仕様書

そ　の　２

令和８年１月

新　潟　県　土　木　部

新潟県土木工事標準仕様書改正経緯

平成　２年　４月　１日全部改定・同日施行
平成　４年　４月　１日一部改定・同日施行
平成　５年　６月　１日一部改定・同日施行
平成　５年１０月　１日一部改定・同日施行
平成　６年　４月　１日一部改定・同日施行
平成１０年　４月　１日全部改定・同日施行
平成１４年　４月　１日全部改定・同日施行
平成１７年１０月　１日全部改定・同日施行
平成２０年　４月　１日全部改定・同日施行
平成２２年１０月　１日一部改定・同日施行
平成２４年　４月　１日全部改定・同日施行
平成２５年　４月　１日一部改定・同日施行
平成２６年　６月　１日全部改定・同日施行
平成２８年　７月　１日一部改定・同日施行
平成２９年１０月　１日一部改定・同日施行
平成３０年　８月　１日一部改定・同日施行
令和　元年　９月　１日一部改定・同日施行
令和　３年　２月１５日一部改定・同日施行
令和　４年　２月１５日一部改定・同日施行
令和　５年　１月　１日一部改定・同日施行
令和　６年　１月　１日一部改定・同日施行
令和　７年　２月２０日一部改定・同日施行
令和　８年　１月２０日一部改定・同日施行

その2　　目 次

○土木工事施工管理基準 …… 1

出来形管理基準及び規格値 …… 5

品質管理基準及び規格値 ……175

○写真管理基準(案) ……225

撮影箇所一覧表(全体) …… 229

撮影箇所一覧表(品質管理) …… 231

撮影箇所一覧表(出来形管理) ……237

○工事標識等設置要領(案) ……297

土木工事施工管理基準

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第１編共通 1-1-1-31「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　　的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

(1)　この基準は、新潟県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

(2)　この基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

３．構　　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

１．受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６．規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工及び３次元データによる施工管理（参考）

ＩＣＴ技術を試行した場合の出来形管理については、「ＩＣＴ活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和 4 年 10 月 12 日付け技第 703 号）の規定によるものとする。

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地　地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

目　　次

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第２章　土工				
第３節 河川・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			35
	1-2-3-3盛土工			36
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		37
		多数アンカー式補強土工法		37
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		37
	1-2-3-5法面整形工	盛土部		38
	1-2-3-6堤防天端工			38
第４節　道路土工	1-2-4-2掘削工			38
	1-2-4-3路体盛土工			40
	1-2-4-4路床盛土工			40
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		40
第３章　無筋、鉄筋コンクリート				
第７節　鉄筋工	1-3-7-4組立て			41

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　一般施工				
第３節　共通的工種	3-1-3-4矢板工	鋼矢板		42
		軽量鋼矢板		42
		コンクリート矢板		42
		広幅鋼矢板		42
		可とう鋼矢板		42
	3-1-3-5縁石工	縁石・アスカーブ		42
	3-1-3-6小型標識工			42
	3-1-3-7防止柵工	立入防止柵		43
		転落（横断）防止柵		43
		車止めポスト		43
	3-1-3-8路側防護柵工	ガードレール		43
		ガードケーブル		43
	3-1-3-9区画線工			44
	3-1-3-10道路付属物工	視線誘導標		44
		距離標		44
	3-1-3-11ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			44
	3-1-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	けた橋		45
		スラブ桁		45
	3-1-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		45
		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工（購入工）		46
	3-1-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			46
	3-1-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			46
	3-1-3-16PC箱桁製作工	PC箱桁製作工		47
		PC押出し箱桁製作工		47
	3-1-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工			48
	3-1-3-18沈床工			48
	3-1-3-19捨石工			48
	3-1-3-22階段工			49
	3-1-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		49
		鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		49
		埋設型ｼﾞｮｲﾝﾄ		50
	3-1-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		50
		かごマット		50
	3-1-3-27羽口工	じゃかご		51
		ふとんかご、かご枠		51
	3-1-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		51
		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		51

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第３節　共通的工種	3-1-3-29側溝工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝		52
		L型側溝工		52
		自由勾配側溝		52
		管渠		52
		場所打水路工		52
		暗渠工		53
	3-1-3-30集水桝工			53
第３節　共通的工種	3-1-3-31現場塗装工			53
第４節　基礎工	3-1-4-1一般事項	切込砂利		54
		砕石基礎工		54
		割ぐり石基礎工		54
		均しｺﾝｸﾘｰﾄ		54
	3-1-4-3基礎工(護岸)	現場打		54
		プレキャスト		54
	3-1-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		55
		鋼管杭		55
		H鋼杭		55
		鋼管ソイルセメント杭		55
	3-1-4-5場所打杭工			55
	3-1-4-6深礎工			56
	3-1-4-7オープンケーソン基礎工			56
	3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工			56
	3-1-4-9鋼管矢板基礎工			57
第５節　石・ブロック積（張）工	3-1-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		57
		コンクリートブロック張り		57
		連節ブロック張り		57
		天端保護ブロック		58
	3-1-5-4緑化ブロック工			58
	3-1-5-5石積(張)工			58
第６節　一般舗装工	3-1-6-6橋面防水工	シート系床板防水層		58
	3-1-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		59
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		59
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		61
		加熱アスファルト安定処理工		61
		基層工		63
		表層工		63
	3-1-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		65
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		65
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		67
		加熱アスファルト安定処理工		67
		基層工		67
		表層工		68
	3-1-6-9排水性舗装工	下層路盤工		71
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		71
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		71
		加熱アスファルト安定処理工		72
		基層工		72
		表層工		72
	3-1-6-10透水性舗装工	路盤工		76
		表層工		76

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第６節　一般舗装工	3-1-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		78
		基層工		78
		表層工		78
	3-1-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		81
		粒度調整路盤工		81
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		83
		アスファルト中間層		83
		コンクリート舗装版工		85
	3-1-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		85
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		85
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		88
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		88
		転圧コンクリート版工		88
	3-1-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		91
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		91
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		92
		加熱アスファルト安定処理工		92
		基層工		92
	3-1-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		93
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		93
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		94
		加熱アスファルト安定処理工		94
		基層工		94
	3-1-6-15路面切削工			95
	3-1-6-16舗装打換え工			95
	3-1-6-17オーバーレイ工			96
第７節　地盤改良工	3-1-7-2路床安定処理工			97
	3-1-7-3置換工			97
	3-1-7-4表層安定処理工	サンドマット海上	第3編3-1-7-6サンドマット工	98
		ＩＣＴ施工の場合		98
	3-1-7-5パイルネット工			98
	3-1-7-6サンドマット工			99
	3-1-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		99
		ペーパードレーン工		99
		袋詰式サンドドレーン工		99
	3-1-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		99
	3-1-7-9固結工	粉体噴射撹拌工		100
		高圧噴射撹拌工		100
		スラリー撹拌工		100
		生石灰パイル工		100
		スラリー撹拌工	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第８編固結工（スラリー撹拌工）・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	100
		中層混合処理工		101

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節　仮設工	3-1-10-5土留･仮締切工	H鋼杭		101
		鋼矢板		101
		アンカー工		101
		連節ブロック張り工		102
		締切盛土		102
		中詰盛土		102
	3-1-10-9地中連続壁工(壁式)			103
	3-1-10-10地中連続壁工(柱列式)			103
	3-1-10-22法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
第11節　軽量盛土工	3-1-11-2軽量盛土工		第１編1-2-4-3路体盛土工	40
第12節　工場製作工（共通）	3-1-12-1一般事項	鋳造費（金属支承工）		104
		鋳造費（大型ゴム支承工）		105
		仮設材製作工		106
		刃口金物製作工		106
	3-1-12-3桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		107
		ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ仮組立検査を行う場合		107
		仮組立検査を実施しない場合		109
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		110
	3-1-12-4検査路製作工			112
	3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工			112
	3-1-12-6落橋防止装置製作工			112
	3-1-12-7橋梁用防護柵製作工			112
	3-1-12-8アンカーフレーム製作工			112
	3-1-12-9プレビーム用桁製作工			113
	3-1-12-10鋼製排水管製作工			113
	3-1-12-11工場塗装工			114
第13節　橋梁架設工	3-1-13架設工（鋼橋）	クレーン架設		115
		ケーブルクレーン架設		115
		ケーブルエレクション架設		115
		架設桁架設		115
		送出し架設		115
		トラベラークレーン架設		115
	3-1-13架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		116
		架設桁架設		116
		固定		116
		移動		116
		片持架設		116
		押出し架設		116

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節　法面工（共通）	3-1-14-2植生工	種子散布工		117
		張芝工		117
		筋芝工		117
		市松芝工		117
		植生シート工		117
		植生マット工		117
		植生筋工		117
		人工張芝工		117
		植生穴工		117
		植生基材吹付工		117
		客土吹付工		117
	3-1-14-3吹付工	コンクリート		118
		モルタル		118
	3-1-14-4法枠工	現場打法枠工		119
		現場吹付法枠工		119
		プレキャスト法枠工		119
	3-1-14-6アンカー工			119
第15節　擁壁工（共通）	3-1-15-1一般事項	場所打擁壁工		120
	3-1-15-2プレキャスト擁壁工			120
	3-1-15-3補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		121
		多数アンカー式補強土工法		121
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		121
	3-1-15-4井桁ブロック工			121
第16節　浚渫工（共通）	3-1-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		122
		グラブ浚渫船		122
		バックホウ浚渫船		122
第18節　床版工	3-1-18-2床版工			123

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　築堤・護岸				
第３節　軽量盛土工	4-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　地盤改良工	4-1-4-2表層安定処理工		第3編3-1-7-4表層安定処理工	98
	4-1-4-3パイルネット工		第3編3-1-7-5パイルネット工	98
	4-1-4-4バーチカルドレーン工		第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工	99
	4-1-4-5締固め改良工		第3編3-1-7-8締固め改良工	99
	4-1-4-6固結工		第3編3-1-7-9固結工	100
第５節　護岸基礎工	4-1-5-3基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	4-1-5-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
第６節　矢板護岸工	4-1-6-3笠コンクリート工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	4-1-6-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
第７節　法覆護岸工	4-1-7-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	4-1-7-4護岸付属物工			124
	4-1-7-5緑化ブロック工		第3編3-1-5-4緑化ブロック工	58
	4-1-7-6環境護岸ブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	4-1-7-7石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	4-1-7-8法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
	4-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
		巨石積み	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
		かごマット	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
	4-1-7-10吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	4-1-7-11植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	4-1-7-12覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	38
	4-1-7-13羽口工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		かご枠	第3編3-1-3-27羽口工	51
		連節ブロック張り	第3編3-1-5-3-2連節ブロック張り	57
第８節　擁壁護岸工	4-1-8-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	4-1-8-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	120
第９節　根固め工	4-1-9-3根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック工	48
	4-1-9-5沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	48
	4-1-9-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	4-1-9-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第10節　水制工	4-1-10-3沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	48
	4-1-10-4捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	4-1-10-5かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
	4-1-10-8杭出し水制工			124
第11節　付帯道路工	4-1-11-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	4-1-11-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	59
	4-1-11-6コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	81
	4-1-11-7薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
	4-1-11-8ブロック舗装工		第3編3-1-6-14ブロック舗装工	93
	4-1-11-9側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	4-1-11-10集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	4-1-11-11縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	42
	4-1-11-12区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	44
第12節　付帯道路施設工	4-1-12-3道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
	4-1-12-4標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	42
第13節　光ケーブル配管工	4-1-13-3配管工			124
	4-1-13-4ハンドホール工			125

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第２章　浚渫（川）				
第２節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-2-2浚渫船運転工(民船･官船)		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	122
第３節　浚渫工（グラブ浚渫船）	4-2-3-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	122
第４節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	4-2-4-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	122
第３章　樋門・樋管				
第３節　軽量盛土工	4-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　地盤改良工	4-3-4-2固結工		第3編3-1-7-9固結工	100
第５節　樋門・樋管本体工	4-3-5-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-3-5-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-3-5-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-3-5-6函渠工	本体工		125
		ヒューム管		125
		ＰＣ管		125
		コルゲートパイプ		125
		ダクタイル鋳鉄管		125
		ＰＣ函渠	第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	51
	4-3-5-7翼壁工			126
	4-3-5-8水叩工			126
第６節　護床工	4-3-6-3根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック工	48
	4-3-6-5沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	48
	4-3-6-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	4-3-6-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第７節　水路工	4-3-7-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	4-3-7-4集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	4-3-7-5暗渠工		第3編3-1-3-29暗渠工	53
	4-3-7-6樋門接続暗渠工		第4編4-3-5-6函渠工	125
第８節　付属物設置工	4-3-8-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	4-3-8-7階段工		第3編3-1-3-22階段工	49
第４章　水門				
第３節　工場製作工	4-4-3-3桁製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	107
	4-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	112
	4-4-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	112
	4-4-3-6鋼製排水管製作工		第3編3-1-12-10鋼製排水管製作工	113
	4-4-3-7橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	112
	4-4-3-9仮設材製作工		第3編3-1-12-1仮設材製作工	106
	4-4-3-10工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第５節　軽量盛土工	4-4-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第６節　水門本体工	4-4-6-4既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-4-6-5場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-4-6-6矢板工(遮水矢板)		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-4-6-7床版工			126
第６節　水門本体工	4-4-6-8堰柱工			126
	4-4-6-9門柱工			126
	4-4-6-10ゲート操作台工			126
	4-4-6-11胸壁工			126
	4-4-6-12翼壁工		第4編4-3-5-7翼壁工	126
	4-4-6-13水叩工		第4編4-3-5-8水叩工	126
第７節　護床工	4-4-7-3根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック工	48
	4-4-7-5沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	48
	4-4-7-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	4-4-7-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第８節　付属物設置工	4-4-8-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	4-4-8-8階段工		第3編3-1-3-22階段工	49
第９節　鋼管理橋上部工	4-4-9-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-4-9-7架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-4-9-8架設工(送出し架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-4-9-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-4-9-10支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
第10節　橋梁現場塗装工	4-4-10-2現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
第11節　床版工	4-4-11-2床版工		第3編3-1-18-2床版工	123
第12節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-4-12-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	4-4-12-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	4-4-12-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	4-4-12-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	4-4-12-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	4-4-14-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	45
	4-4-14-3ポストテンション桁製作工		第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工	45
	4-4-14-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	46
	4-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	46
	4-4-14-6支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	4-4-14-7架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	116
	4-4-14-8架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	116
	4-4-14-9床版･横組工		第3編3-1-18-2床版工	123
	4-4-14-10落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	4-4-15-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	4-4-15-4落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
	4-4-15-5PCホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	46
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-4-16-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	4-4-16-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-4-16-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	4-4-16-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	4-4-16-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第18節　舗装工	4-4-18-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	59
	4-4-18-6半たわみ性舗装工		第3編3-1-6-8半たわみ性舗装工	65
	4-4-18-7排水性舗装工		第3編3-1-6-9排水性舗装工	71
	4-4-18-8透水性舗装工		第3編3-1-6-10透水性舗装工	76
	4-4-18-9グースアスファルト舗装工		第3編3-1-6-11グースアスファルト舗装工	78
	4-4-18-10コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	81
	4-4-18-11薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
	4-4-18-12ブロック舗装工		第3編3-1-6-14ブロック舗装工	93

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第５章　堰				
第３節　工場製作工	4-5-3-3刃口金物製作工		第3編3-1-12-1刃口金物製作工	106
	4-5-3-4桁製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	107
	4-5-3-5検査路製作工		第3編3-1-12-4検査路製作工	112
	4-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	112
	4-5-3-7落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	112
	4-5-3-8鋼製排水管製作工		第3編3-1-12-10鋼製排水管製作工	113
	4-5-3-9プレビ-ム用桁製作工		第3編3-1-12-9プレビーム用桁製作工	113
	4-5-3-12橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	112
	4-5-3-12アンカ-フレ-ム製作工		第3編3-1-12-8アンカーフレーム製作工	112
	4-5-3-13仮設材製作工		第3編3-1-12-1仮設材製作工	106
	4-5-3-14工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第５節　軽量盛土工	4-5-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第６節　可動堰本体工	4-5-6-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-5-6-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-5-6-5オ-プンケ-ソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	56
	4-5-6-6ニュ-マチックケ-ソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	56
	4-5-6-7矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-5-6-8床版工		第4編4-4-6-7床版工	126
	4-5-6-9堰柱工		第4編4-4-6-8堰柱工	126
	4-5-6-10門柱工		第4編4-4-6-9門柱工	126
	4-5-6-11ゲ-ト操作台工		第4編4-4-6-10ゲート操作台工	126
	4-5-6-12水叩工		第4編4-3-5-8水叩工	126
	4-5-6-13閘門工			126
	4-5-6-14土砂吐工			126
	4-5-6-15取付擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
第７節　固定堰本体工	4-5-7-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-5-7-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-5-7-5オ-プンケ-ソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	56
	4-5-7-6ニュ-マチックケ-ソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	56
	4-5-7-7矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-5-7-8堰本体工			126
	4-5-7-9水叩工			126
	4-5-7-10土砂吐工			126
	4-5-7-11取付擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
第８節　魚道工	4-5-8-3魚道本体工			127
第９節　管理橋下部工	4-5-9-2管理橋橋台工			127
第10節　鋼管理橋上部工	4-5-10-4架設工(クレ-ン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-5-10-5架設工(ケ-ブルクレ-ン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-5-10-6架設工(ケ-ブルエレクション架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-5-10-7架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-5-10-8架設工(送出し架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-5-10-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	4-5-10-10支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
第11節　橋梁現場塗装工	4-5-11-2現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
第12節　床版工	4-5-12-2床版工		第3編3-1-18-2床版工	123

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-5-13-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	4-5-13-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	4-5-13-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	4-5-13-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	4-5-13-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第15節　コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-5-15-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	45
	4-5-15-3ポストテンション桁製作工		第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工	45
	4-5-15-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-1-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	46
	4-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	46
	4-5-15-6支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	4-5-15-7架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	116
	4-5-15-8架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	116
	4-5-15-9床版･横組工		第3編3-1-18-2床版工	123
	4-5-15-10落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋ホロースラブ橋）	4-5-16-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	4-5-16-4落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
	4-5-16-5PCホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	46
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	4-5-17-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	4-5-17-4PC箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC箱桁製作工	47
	4-5-17-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-5-18-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	4-5-18-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	4-5-18-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	4-5-18-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	4-5-18-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第20節　付属物設置工	4-5-20-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	4-5-20-7階段工		第3編3-1-3-22階段工	49
第６章　排水機場				
第３節　軽量盛土工	4-6-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　機場本体工	4-6-4-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-6-4-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-6-4-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-6-4-6本体工			128
	4-6-4-7燃料貯油槽工			128
第５節　沈砂池工	4-6-5-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-6-5-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-6-5-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-6-5-6場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	4-6-5-7コンクリート床版工			128
	4-6-5-8ブロック床版工		第3編3-1-3-17根固めブロック工	48
	4-6-5-9場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
第６節　吐出水槽工	4-6-6-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-6-6-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	4-6-6-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-6-6-6本体工		第4編4-6-4-6本体工	128
第７章　床止め・床固め				
第３節　軽量盛土工	4-7-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40

【第４編　河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第４節　床止め工	4-7-4-4既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	4-7-4-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	4-7-4-6本体工	床固め本体工		129
		植石張り	第3編3-1-5-5石積(張)工	58
		根固めブロック	第3編3-1-3-17根固めブロック工	48
	4-7-4-7取付擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	4-7-4-8水叩工	水叩工		129
		巨石張り	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
		根固めブロック	第3編3-1-3-17根固めブロック工	48
第５節　床固め工	4-7-5-4本堤工		第4編4-7-4-6本体工	129
	4-7-5-5垂直壁工		第4編4-7-4-6本体工	129
	4-7-5-6側壁工			129
	4-7-5-7水叩工		第4編4-7-4-8水叩工	129
第６節　山留擁壁工	4-7-6-3コンクリート擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	4-7-6-4ブロック積擁壁工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	4-7-6-5石積擁壁工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	4-7-6-6山留擁壁基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
第８章　河川維持				
第７節　路面補修工	4-8-7-3不陸整正工		第1編1-2-3-6堤防天端工	38
	4-8-7-4コンクリート舗装補修工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	81
	4-8-7-5アスファルト舗装補修工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	59
第８節　付属物復旧工	4-8-8-2付属物復旧工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
第９節　付属物設置工	4-8-9-3防護柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	4-8-9-5付属物設置工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
第10節　光ケーブル配管工	4-8-10-3配管工		第4編4-1-13-3配管工	124
	4-8-10-4ハンドホール工		第4編4-1-13-4ハンドホール工	125
第12節　植栽維持工	4-8-12-3樹木･芝生管理工		第3編3-1-14-2植生工	117
第９章　河川修繕				
第３節　軽量盛土工	4-9-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　腹付工	4-9-4-2覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	38
	4-9-4-3植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
第５節　側帯工	4-9-5-2縁切工	じゃかご工	第3編3-1-3-27羽口工	51
		連節ブロック張り	第3編3-1-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	57
		コンクリートブロック張り	第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
		石張工	第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	4-9-5-3植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
第６節　堤脚保護工	4-9-6-3石積工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	4-9-6-4コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
第７節　管理用通路工	4-9-7-2防護柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	4-9-7-4路面切削工		第3編3-1-6-15路面切削工	95
	4-9-7-5舗装打換え工		第3編3-1-6-16舗装打換え工	95
	4-9-7-6オーバーレイ工		第3編3-1-6-17オーバーレイ工	96
	4-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第3編3-1-3-29側溝工	52
		集水桝工	第3編3-1-3-30集水桝工	53
	4-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編3-1-3-5縁石工	42
第８節　現場塗装工	4-9-8-3付属物塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
	4-9-8-4コンクリート面塗装工		第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工	44

【第５編　海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　堤防・護岸				
第３節　軽量盛土工	5-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　地盤改良工	5-1-4-2表層安定処理工		第3編3-1-7-4表層安定処理工	98
	5-1-4-3パイルネット工		第3編3-1-7-5パイルネット工	98
	5-1-4-4バーチカルドレーン工		第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工	99
	5-1-4-5締固め改良工		第3編3-1-7-8締固め改良工	99
	5-1-4-6固結工		第3編3-1-7-9固結工	100
第５節　護岸基礎工	5-1-5-4捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	5-1-5-5場所打コンクリート工			130
	5-1-5-6海岸コンクリートブロック工			130
	5-1-5-7笠コンクリート工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	5-1-5-8基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	5-1-5-9矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
第６節　護岸工	5-1-6-3石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	5-1-6-4海岸コンクリートブロック工			130
	5-1-6-5コンクリート被覆工			131
第７節　擁壁工	5-1-7-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
第８節　天端被覆工	5-1-8-2コンクリート被覆工			131
第９節　波返工	5-1-9-3波返工			131
第10節　裏法被覆工	5-1-10-2石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	5-1-10-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	5-1-10-4コンクリート被覆工		第5編5-1-6-5コンクリート被覆工	131
	5-1-10-5法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
第11節　カルバート工	5-1-11-3プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	51
第12節　排水構造物工	5-1-12-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	5-1-12-4集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	5-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-1-3-29暗渠工	53
		プレキャストボックス	第3編3-1-3-29暗渠工	53
		コルゲートパイプ	第3編3-1-3-29暗渠工	53
		タグタイル鋳鉄管	第3編3-1-3-29暗渠工	53
	5-1-12-6場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
第13節　付属物設置工	5-1-13-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	5-1-13-6階段工		第3編3-1-3-22階段工	49
第14節　付帯道路工	5-1-14-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	5-1-14-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	59
	5-1-14-6コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	81
	5-1-14-7薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
	5-1-14-8側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	5-1-14-9集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	5-1-14-10縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	42
	5-1-14-11区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	44
第15節　付帯道路施設工	5-1-15-3道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
	5-1-15-4小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	42

【第５編　海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第２章　突堤・人工岬				
第３節　軽量盛土工	5-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　突堤基礎工	5-2-4-4捨石工			132
	5-2-4-5吸出し防止工			132
第５節　突堤本体工	5-2-5-2捨石工			132
	5-2-5-5海岸コンクリートブロック工			133
	5-2-5-6既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	5-2-5-7詰杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	5-2-5-8矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
	5-2-5-9石枠工			133
	5-2-5-10場所打コンクリート工			133
	5-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作		134
		ケーソン工据付		134
		突堤上部工 （場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		134
	5-2-5-12セルラー工	セルラー工製作		135
		セルラー工据付		135
		突堤上部工 （場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		135
第６節　根固め工	5-2-6-2捨石工			135
	5-2-6-3根固めブロック工			136
第７節　消波工	5-2-7-2捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	5-2-7-3消波ブロック工			136
第３章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第３節　海域堤基礎工	5-3-3-3捨石工			137
	5-3-3-4吸出し防止工		第5編5-2-4-5吸出し防止工	132
第４節　海域堤本体工	5-3-4-2捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	5-3-4-3海岸コンクリートブロック工		第5編5-2-5-5海岸コンクリートブロック工	133
	5-3-4-4ケーソン工		第5編5-2-5-11ケーソン工	134
	5-3-4-5セルラー工		第5編5-2-5-12セルラー工	135
	5-3-4-6場所打コンクリート工		第5編5-2-5-12場所打コンクリート工	135
第４章　浚渫（海）				
第２節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	5-4-2-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	122
第３節　浚渫工（グラブ船）	5-4-3-2浚渫船運転工		第3編3-1-16-3浚渫船運転工	122
第５章　養浜				
第２節　軽量盛土工	5-5-2-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第３節　砂止工	5-5-3-2根固めブロック工		第5編5-2-6-3根固めブロック工	136

【第６編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　砂防堰堤				
第３節　工場製作工	6-1-3-3鋼製堰堤製作工		第3編3-1-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	110
	6-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			137
	6-1-3-5工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第５節　軽量盛土工	6-1-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第６節　法面工	6-1-6-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	6-1-6-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	6-1-6-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
	6-1-6-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	119
	6-1-6-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第８節　コンクリート堰堤工	6-1-8-4コンクリート堰堤本体工			137
	6-1-8-5コンクリート副堰堤工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	137
	6-1-8-6コンクリート側壁工			138
	6-1-8-8水叩工			138
第９節　鋼製堰堤工	6-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型		138
		透過型		139
	6-1-9-6鋼製側壁工			141
	6-1-9-7コンクリート側壁工		第6編6-1-8-6コンクリート側壁工	138
	6-1-9-9水叩工		第6編6-1-8-8水叩工	138
	6-1-9-10現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
第10節　護床工・根固め工	6-1-10-4根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック	48
	6-1-10-6沈床工		第3編3-1-3-18沈床工	48
	6-1-10-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第11節　砂防堰堤付属物設置工	6-1-11-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
第12節　付帯道路工	6-1-12-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	6-1-12-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	59
	6-1-12-6コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	81
	6-1-12-7薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
	6-1-12-8側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	6-1-12-9集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	6-1-12-10縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	42
	6-1-12-11区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	44
第13節　付帯道路施設工	6-1-13-3道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
	6-1-13-4小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	42
第２章　流路				
第３節　軽量盛土工	6-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　流路護岸工	6-2-4-4基礎工(護岸)		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	6-2-4-5コンクリート擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	6-2-4-6ブロック積擁壁工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	6-2-4-7石積擁壁工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	6-2-4-8護岸付属物工		第4編4-1-7-4護岸付属物工	124
	6-2-4-9植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
第５節　床固め工	6-2-5-4床固め本体工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	137

【第６編　砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第５節　床固め工	6-2-5-5垂直壁工		第6編6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	137
	6-2-5-6側壁工		第8編8-1-8-6コンクリート側壁工	138
	6-2-5-7水叩工		第6編6-1-8-8水叩工	138
	6-2-5-8魚道工			141
第６節　根固め・水制工	6-2-6-4根固めブロック工		第3編3-1-3-17根固めブロック	48
	6-2-6-6捨石工		第3編3-1-3-19捨石工	48
	6-2-6-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		かごマット	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
第７節　流路付属物設置工	6-2-7-2階段工		第3編3-1-3-22階段工	49
	6-2-7-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
第３章　斜面対策				
第３節　軽量盛土工	6-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第４節　法面工	6-3-4-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	6-3-4-3吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	6-3-4-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
	6-3-4-5かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
	6-3-4-6アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第3編3-1-14-6アンカー工	119
	6-3-4-7抑止アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	119
第５節　擁壁工	6-3-5-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	6-3-5-4場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	6-3-5-5プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	120
	6-3-5-6補強土壁工		第3編3-1-15-3補強土壁工	121
	6-3-5-7井桁ブロック工		第3編3-1-15-4井桁ブロック工	121
	6-3-5-8落石防護工		第8編8-1-11-5落石防護柵工	148
第６節　山腹水路工	6-3-6-3山腹集水路･排水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
	6-3-6-4山腹明暗渠工			141
	6-3-6-5山腹暗渠工		第3編3-1-3-29暗渠工	53
	6-3-6-6現場打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
	6-3-6-7集水桝工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
第７節　地下水排除工	6-3-7-4集排水ボーリング工			142
	6-3-7-5集水井工			142
第８節　地下水遮断工	6-3-8-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	6-3-8-4固結工		第3編3-1-7-9固結工	100
	6-3-8-5矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
第９節　抑止杭工	6-3-9-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	6-3-9-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	6-3-9-5シャフト工(深礎工)		第3編3-1-4-6深礎工	56
	6-3-9-6合成杭工			142

【第７編　ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　コンクリートダム				
第４節　ダムコンクリート工	7-1-4コンクリートダム工(本体)			143
	7-1-4コンクリートダム工(水叩)			143
	7-1-4コンクリートダム工(副ダム)			144
	7-1-4コンクリートダム工(導流壁)			145
第２章　フィルダム				
第４節　盛立工	7-2-4-5コアの盛立			146
	7-2-4-6フィルターの盛立			146
	7-2-4-7ロックの盛立			146
	7-2フィルダム(洪水吐)			147
第３章　基礎グラウチング				
第３節　ボーリング工	7-3-3ボーリング工			147

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第１章　道路改良				
第３節　工場製作工	8-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		148
		工場塗装工	第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第４節　地盤改良工	8-1-4-2路床安定工		第3編3-1-7-2路床安定処理工	97
	8-1-4-3置換工		第3編3-1-7-3置換工	97
	8-1-4-4サンドマット工		第3編3-1-7-6サンドマット工	99
	8-1-4-5バーチカルドレーン工		第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工	99
	8-1-4-6締固め改良工		第3編3-1-7-8締固め改良工	99
	8-1-4-7固結工		第3編3-1-7-9固結工	100
第５節　法面工	8-1-5-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	8-1-5-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	8-1-5-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
	8-1-5-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	119
	8-1-5-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第６節　軽量盛土工	8-1-6-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第７節　擁壁工	8-1-7-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	8-1-7-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	8-1-7-5場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	8-1-7-6プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	120
	8-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編3-1-15-3補強土壁工	121
		多数アンカー式補強土工法	第3編3-1-15-3補強土壁工	121
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編3-1-15-3補強土壁工	121
	8-1-7-8井桁ブロック工		第3編3-1-15-4井桁ブロック工	121
第８節　石・ブロック積（張）工	8-1-8-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	8-1-8-4石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
第９節　カルバート工	8-1-9-4既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	8-1-9-5場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	8-1-9-6場所打函渠工			148
	8-1-9-7プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	51
第10節　排水構造物工（小型水路工）	8-1-10-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-1-10-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-1-10-5集水桝･マンホール工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	8-1-10-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	53

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節　排水構造物工（小型水路工）	8-1-10-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
	8-1-10-8排水工(小段排水・縦排水)		第3編3-1-3-29側溝工	52
第11節　落石雪害防止工	8-1-11-4落石防止網工			148
	8-1-11-5落石防護柵工			148
	8-1-11-6防雪柵工			149
	8-1-11-7雪崩予防柵工			149
第12節　遮音壁工	8-1-12-4遮音壁基礎工			149
	8-1-12-5遮音壁本体工			149
第２章　舗装				
第３節　地盤改良工	8-2-3-2路床安定工		第3編3-1-7-2路床安定処理工	97
	8-2-3-3置換工		第3編3-1-7-3置換工	97
第４節　舗装工	8-2-4-5アスファルト舗装工		第3編3-1-6-7アスファルト舗装工	59
	8-2-4-6半たわみ性舗装工		第3編3-1-6-8半たわみ性舗装工	65
	8-2-4-7排水性舗装工		第3編3-1-6-9排水性舗装工	71
	8-2-4-8透水性舗装工		第3編3-1-6-10透水性舗装工	76
	8-2-4-9グースアスファルト舗装工		第3編3-1-6-11グースアスファルト舗装工	78
	8-2-4-10コンクリート舗装工		第3編3-1-6-12コンクリート舗装工	81
	8-2-4-11薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
	8-2-4-12ブロック舗装工		第3編3-1-6-14ブロック舗装工	93
	8-2-4歩道路盤工			150
	8-2-4取合舗装路盤工			150
	8-2-4路肩舗装路盤工			150
	8-2-4歩道舗装工			150
	8-2-4取合舗装工			150
	8-2-4路肩舗装工			150
	8-2-4表層工			150
第５節　排水構造物工（路面排水工）	8-2-5-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-2-5-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	8-2-5-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	53
	8-2-5-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
	8-2-5-8排水工(小段排水・縦排水)		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			151
第６節　縁石工	8-2-6-3縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	42
第７節　踏掛版工	8-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		151
		ラバーシュー		151
		アンカーボルト		151
第８節　防護柵工	8-2-8-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	8-2-8-4防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	8-2-8-5ボックスビーム工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	8-2-8-6車止めポスト工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
第９節　標識工	8-2-9-3小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	42
	8-2-9-4大型標識工	標識基礎工		151
		標識柱工		152
第10節　区画線工	8-2-10-2区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	44
第12節　道路付属施設工	8-2-12-4道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
	8-2-12-5ケーブル配管工			152
		ハンドホール		152
	8-2-12-6照明工	照明柱基礎工		153
第13節　橋梁付属物工	8-2-13-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第３章　橋梁下部				
第３節　工場製作工	8-3-3-2刃口金物製作工		第3編3-1-12-1刃口金物製作工	106
	8-3-3-3鋼製橋脚製作工			153
	8-3-3-4アンカーフレーム製作工		第3編3-1-12-8アンカーフレーム製作工	112
	8-3-3-5工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第５節　軽量盛土工	8-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第６節　橋台工	8-3-6-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	8-3-6-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	8-3-6-5深礎工		第3編3-1-4-6深礎工	56
	8-3-6-6オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	56
	8-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	56
	8-3-6-8橋台躯体工			154
第７節　ＲＣ橋脚工	8-3-7-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	8-3-7-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	8-3-7-5深礎工		第3編3-1-4-6深礎工	56
	8-3-7-6オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	56
	8-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	56
	8-3-7-8鋼管矢板基礎工		第3編3-1-4-9鋼管矢板基礎工	57
	8-3-7-9橋脚躯体工	張出式		156
		重力式	第8編8-3-7-9橋脚躯体工	156
		半重力式	第8編8-3-7-9橋脚躯体工	156
		ラーメン式		158
第８節　鋼製橋脚工	8-3-8-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	8-3-8-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	8-3-8-5深礎工		第3編3-1-4-6深礎工	56
	8-3-8-6オープンケーソン基礎工		第3編3-1-4-7オープンケーソン基礎工	56
	8-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	56
	8-3-8-8鋼管矢板基礎工		第3編3-1-4-9鋼管矢板基礎工	57
	8-3-8-9橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		159
		門型		160
	8-3-8-10橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		160
		門型		160
	8-3-8-11現場継手工			160
	8-3-8-12現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
第９節　護岸基礎工	8-3-9-3基礎工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	8-3-9-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
第10節　矢板護岸工	8-3-10-3笠コンクリート工		第3編3-1-4-3基礎工(護岸)	54
	8-3-10-4矢板工		第3編3-1-3-4矢板工	42
第11節　法覆護岸工	8-3-11-2コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	8-3-11-3護岸付属物工		第4編4-1-7-4護岸付属物工	124
	8-3-11-4緑化ブロック工		第3編3-1-5-4緑化ブロック工	58
	8-3-11-5環境護岸ブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	8-3-11-6石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
	8-3-11-7法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第11節　法覆護岸工	8-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
		巨石積み	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
		かごマット	第3編3-1-3-26多自然型護岸工	50
	8-3-11-9吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	8-3-11-10植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	8-3-11-11覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工	38
	8-3-11-12羽口工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		かご枠	第3編3-1-3-27羽口工	51
		連節ブロック張り	第3編3-1-5-3連節ブロック張り	57
第12節　擁壁護岸工	8-3-12-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	8-3-12-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	120
第４章　鋼橋上部				
第３節　工場製作工	8-4-3-3桁製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	107
	8-4-3-4検査路製作工		第3編3-1-12-4検査路製作工	112
	8-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	112
	8-4-3-6落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	112
	8-4-3-7鋼製排水管製作工		第3編3-1-12-10鋼製排水管製作工	113
	8-4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	112
	8-4-3-9橋梁用高欄製作工			161
	8-4-3-10横断歩道橋製作工		第3編3-1-12-3桁製作工	107
	8-4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-1-12-8アンカーフレーム製作工	112
	8-4-3-13工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第５節　鋼橋架設工	8-4-5-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-4-5-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-4-5-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-4-5-7架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-4-5-8架設工(送出し架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-4-5-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-4-5-10支承工			161
第６節　橋梁現場塗装工	8-4-6-3現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
第７節　床版工	8-4-7-2床版工		第3編3-1-18-2床版工	123
第８節　橋梁付属物工	8-4-8-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	8-4-8-3落橋防止装置工			162
	8-4-8-5地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	8-4-8-6橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	8-4-8-7橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	8-4-8-8検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第９節　歩道橋本体工	8-4-9-3既製杭工		第3編3-1-4-4既製杭工	55
	8-4-9-4場所打杭工		第3編3-1-4-5場所打杭工	55
	8-4-9-5橋脚フーチング工	Ｉ型	第8編8-3-8-9橋脚フーチング工	159
		Ｔ型	第8編8-3-8-9橋脚フーチング工	159
	8-4-9-6歩道橋（側道橋）架設工		第3編3-1-13　架設工（鋼橋）	115
	8-4-9-7現場塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第５章　コンクリート橋上部				
第３節　工場製作工	8-5-3-2プレビーム用桁製作工		第3編3-1-12-9プレビーム用桁製作工	113
	8-5-3-3橋梁用防護柵製作工		第3編3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	112
	8-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	112
	8-5-3-5検査路製作工		第3編3-1-12-4検査路製作工	112
	8-5-3-6工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第５節　ＰＣ橋工	8-5-5-2プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	45
		スラブ桁	第3編3-1-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	45
	8-5-5-3ポストテンション桁製作工		第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工	45
	8-5-5-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	46
	8-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	46
	8-5-5-6支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-5-5-7架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-5-5-8架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-5-5-9床版･横組工		第3編3-1-18-2床版工	123
	8-5-5-10落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第６節　プレビーム桁橋工	8-5-6-2プレビーム桁製作工(現場)			163
	8-5-6-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-5-6-4架設工(クレーン架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-5-6-5架設工(架設桁架設)		第3編3-1-13架設工(鋼橋)	115
	8-5-6-6床版･横組工		第3編3-1-18-2床版工	123
	8-5-6-9落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第７節　ＰＣホロースラブ橋工	8-5-7-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-5-7-4PCホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	46
	8-5-7-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第８節　ＲＣホロースラブ橋工	8-5-8-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	46
	8-5-8-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第９節　ＰＣ版桁橋工	8-5-9-2PC版桁製作工		第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工	46
第10節　ＰＣ箱桁橋工	8-5-10-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-5-10-4PC箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC箱桁製作工	47
	8-5-10-5落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
第11節　ＰＣ片持箱桁橋工	8-5-11-2PC片持箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC箱桁製作工	47
	8-5-11-3支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-5-11-4架設工(片持架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	116
第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工	8-5-12-2PC押出し箱桁製作工		第3編3-1-3-16PC押出し箱桁製作工	47
	8-5-12-3架設工(押出し架設)		第3編3-1-13架設工(コンクリート橋)	116
第13節　橋梁付属物工	8-5-13-2伸縮装置工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	8-5-13-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	8-5-13-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	8-5-13-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	8-5-13-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第６章　トンネル（ＮＡＴＭ）				
第４節　支保工	8-6-4-3吹付工			163
	8-6-4-4ロックボルト工			163
第５節　覆工	8-6-5-3覆工コンクリート工			164
	8-6-5-4側壁コンクリート工		第8編8-6-5-3覆工コンクリート工	164
	8-6-5-5床版コンクリート工			164
第６節　インバート工	8-6-6-4インバート本体工			165
第７節　坑内付帯工	8-6-7-5地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	53
第８節　坑門工	8-6-8-4坑門本体工			165
	8-6-8-5明り巻工			165
第11章　共同溝				
第３節　工場製作工	8-11-3-3工場塗装工		第3編3-1-12-11工場塗装工	114
第６節　現場打構築工	8-11-6-2現場打躯体工			166
	8-11-6-4カラー継手工			166
	8-11-6-5防水工	防水		166
		防水保護工		166
		防水壁		167
第７節　プレキャスト構築工	8-11-7-2プレキャスト躯体工			167
第12章　電線共同溝				
第５節　電線共同溝工	8-12-5-2管路工(管路部)			167
	8-12-5-3プレキャストボックス工(特殊部)			168
	8-12-5-4現場打ちボックス工(特殊部)		第8編8-11-6-2現場打躯体工	166
第６節　付帯設備工	8-12-6-2ハンドホール工			168
第13章　道路維持				
第４節　舗装工	8-13-4-3 路面切削工		第3編3-1-6-15路面切削工	95
	8-13-4-4 舗装打換え工		第3編3-1-6-16舗装打換え工	95
	8-13-4-5 切削オーバーレイ工			169
	8-13-4-6 オーバーレイ工		第3編3-1-6-17オーバーレイ工	96
	8-13-4-7 路上再生工			170
	8-13-4-8 薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
第５節　排水構造物工	8-13-5-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-13-5-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-13-5-5集水桝･マンホール工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	8-13-5-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	53
	8-13-5-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
	8-13-5-8排水工		第3編3-1-3-29側溝工	52
第６節　防護柵工	8-13-6-2路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	8-13-6-3防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	8-13-6-5ボックスビーム工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	8-13-6-6車止めポスト工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
第７節　標識工	8-13-7-3小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	42
	8-13-7-4大型標識工		第8編8-2-9-4大型標識工	152
第８節　道路付属施設工	8-13-8-4道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
	8-13-8-5ケーブル配管工		第8編8-2-12-5ケーブル配管工	152
	8-13-8-6照明工		第8編8-2-12-6照明工	153
第９節　軽量盛土工	8-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節　擁壁工	8-13-10-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	8-13-10-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	120
第11節　石・ブロック積（張）工	8-13-11-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	8-13-11-4石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58
第12節　カルバート工	8-13-12-4場所打函渠工		第8編8-1-9-6場所打函渠工	148
	8-13-12-5プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	51
第13節　法面工	8-13-13-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	8-13-13-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	8-13-13-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
	8-13-13-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	119
	8-13-13-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第15節　橋梁付属物工	8-13-15-2伸縮継手工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	8-13-15-4地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	8-13-15-5橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	8-13-15-6橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	8-13-15-7検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第17節　現場塗装工	8-13-17-6コンクリート面塗装工		第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工	44
第14章　道路修繕				
第３節　工場製作工	8-14-3-4桁補強材製作工			171
	8-14-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-1-12-6落橋防止装置製作工	112
第５節　舗装工	8-14-5-3路面切削工		第3編3-1-6-15路面切削工	95
	8-14-5-4舗装打換え工		第3編3-1-6-16舗装打換え工	95
	8-14-5-5切削オーバーレイ工		第8編8-13-4-5切削オーバーレイ工	169
	8-14-5-6オーバーレイ工		第3編3-1-6-17オーバーレイ工	96
	8-14-5-7路上再生工		第8編8-13-4-7路上再生工	170
	8-14-5-8薄層カラー舗装工		第3編3-1-6-13薄層カラー舗装工	91
第６節　排水構造物工	8-14-6-3側溝工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-14-6-4管渠工		第3編3-1-3-29側溝工	52
	8-14-6-5集水枡･マンホール工		第3編3-1-3-30集水桝工	53
	8-14-6-6地下排水工		第3編3-1-3-29暗渠工	53
	8-14-6-7場所打水路工		第3編3-1-3-29場所打水路工	52
	8-14-6-8排水工		第3編3-1-3-29側溝工	52
第７節　縁石工	8-14-7-3縁石工		第3編3-1-3-5縁石工	42
第８節　防護柵工	8-14-8-3路側防護柵工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	8-14-8-4防止柵工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
	8-14-8-5ボックスビーム工		第3編3-1-3-8路側防護柵工	43
	8-14-8-6車止めポスト工		第3編3-1-3-7防止柵工	43
第９節　標識工	8-14-9-3小型標識工		第3編3-1-3-6小型標識工	42
	8-14-9-4大型標識工		第8編8-2-9-4大型標識工	152
第10節　区画線工	8-14-10-2区画線工		第3編3-1-3-9区画線工	44
第12節　道路付属施設工	8-14-12-4道路付属物工		第3編3-1-3-10道路付属物工	44
	8-14-12-5ケーブル配管工		第8編8-2-12-5ケーブル配管工	152
	8-14-12-6照明工		第8編8-2-12-6照明工	153
第13節　軽量盛土工	8-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40
第14節　擁壁工	8-14-14-3場所打擁壁工		第3編3-1-15-1場所打擁壁工	120
	8-14-14-4プレキャスト擁壁工		第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工	120
第15節　石・ブロック積（張）工	8-14-15-3コンクリートブロック工		第3編3-1-5-3コンクリートブロック工	57
	8-14-15-4石積(張)工		第3編3-1-5-5石積(張)工	58

【第８編　道路編】

章、節		枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節　カルバート工	8-14-16-4場所打函渠工		第8編8-1-9-6場所打函渠工	148
	8-14-16-5プレキャストカルバート工		第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工	51
第17節　法面工	8-14-17-2植生工		第3編3-1-14-2植生工	117
	8-14-17-3法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工	118
	8-14-17-4法枠工		第3編3-1-14-4法枠工	119
	8-14-17-6アンカー工		第3編3-1-14-6アンカー工	119
	8-14-17-7かご工	じゃかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
		ふとんかご	第3編3-1-3-27羽口工	51
第18節　落石雪害防止工	8-14-18-4落石防止網工		第8編8-1-11-4落石防止網工	148
	8-14-18-5落石防護柵工		第8編8-1-11-5落石防護柵工	148
	8-14-18-6防雪柵工		第8編8-1-11-6防雪柵工	149
	8-14-18-7雪崩予防柵工		第8編8-1-11-7雪崩予防柵工	149
第20節　鋼桁工	8-14-20-3鋼桁補強工		第8編8-14-3-4桁補強材製作工	171
第21節　橋梁支承工	8-14-21-3鋼橋支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
	8-14-21-4PC橋支承工		第8編8-4-5-10支承工	161
第22節　橋梁付属物工	8-14-22-3伸縮継手工		第3編3-1-3-24伸縮装置工	49
	8-14-22-4落橋防止装置工		第8編8-4-8-3落橋防止装置工	162
	8-14-22-6地覆工		第8編8-4-8-5地覆工	162
	8-14-22-7橋梁用防護柵工		第8編8-4-8-6橋梁用防護柵工	162
	8-14-22-8橋梁用高欄工		第8編8-4-8-7橋梁用高欄工	162
	8-14-22-9検査路工		第8編8-4-8-8検査路工	162
第25節　現場塗装工	8-14-25-3橋梁塗装工		第3編3-1-3-31現場塗装工	53
	8-14-25-6コンクリート面塗装工		第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工	44
第15章　消雪パイプ工				
第４節　さく井工	8-15-4-2さく井工			172
第５節　取水工	8-15-5-2取水工			172
第６節　送･散水管工	8-15-6-4送･散水管工			172

【第９編　公　園　編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	項
第１章　植栽				
第３節　植栽工	9-1-3-2高・中低木植栽工			173

【第10編　下水道編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	項
第１章　管路				
第３節　管渠工（開削）	10-1-3-2管布設工			174
第５節　管渠工（推進）	10-1-5-3立抗内管布設工			174

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	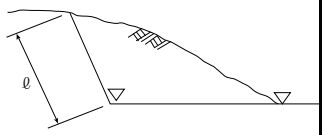	1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．　計測は平場面と法面（ 小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	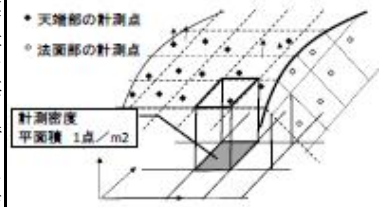 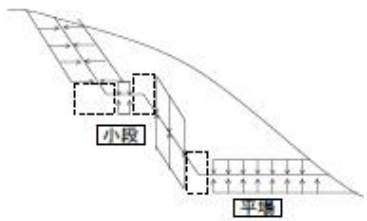	1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩1） （少段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	＋300以下			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	＋300以下			
			3	1	盛土工	基　準　高　▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	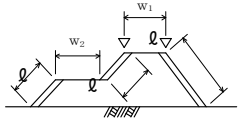	1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅　w_1，w_2		－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	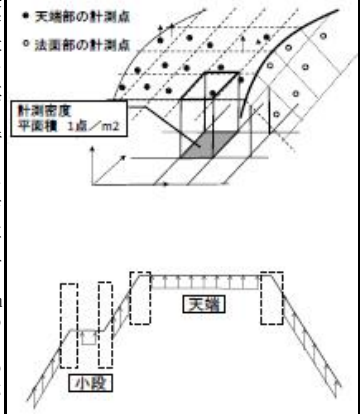	1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧ 勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１ に対する、水平方向の長さＸをＸ 割と表したもの						
			4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基　準　高　▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	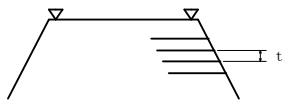	1-2-3-4
						厚　　さ　t		－50				
						控　え　長　さ		設計値以上				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	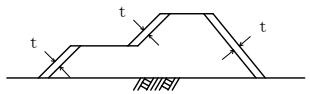	1-2-3-5
			6		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	－25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	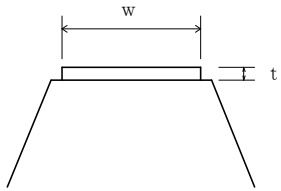	1-2-3-6
							t≧15cm	－50			
						幅 w		－100			
		4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	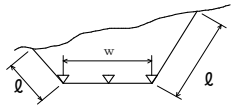	1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			
						幅 w		－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	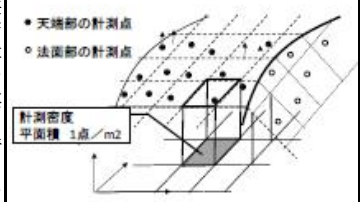 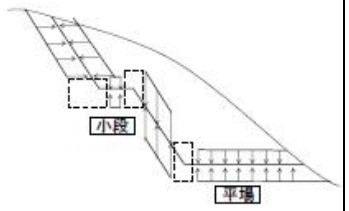	1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	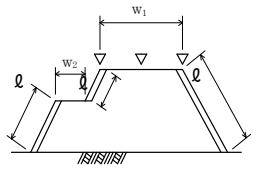	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅	w_1, w_2	－100				
				2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	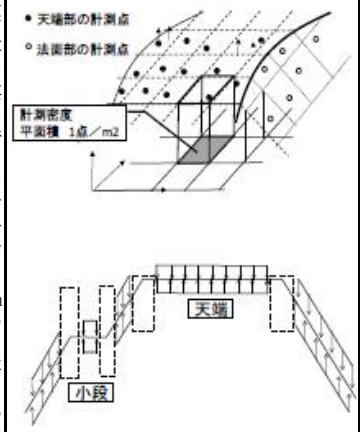	1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			
			5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t		※－30		施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	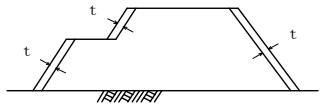	1-2-4-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔ｄ	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	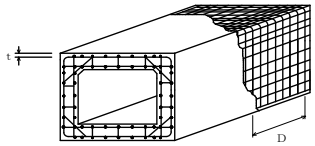 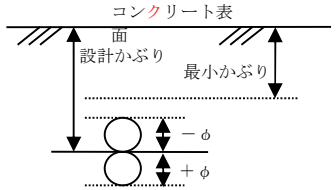 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
						かぶり ｔ	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	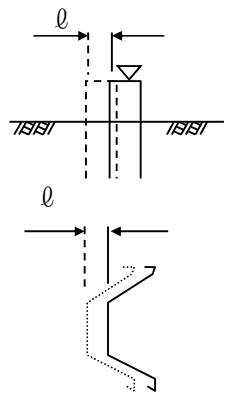	3-1-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			
	1 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5
	1 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基	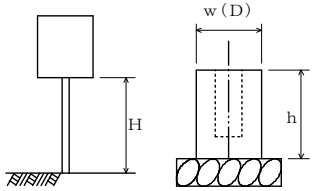	3-1-3-6
						基礎 幅w（D）	－30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎 高さ h	－30			
						基礎 根入長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	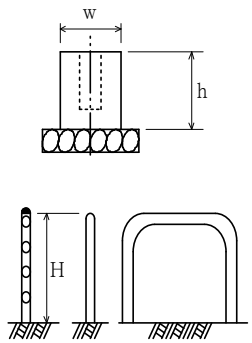	3-1-3-7
							高さ h	－30			
						パイプ取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	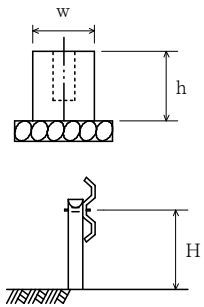	3-1-3-8
							高さ h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／１基礎毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	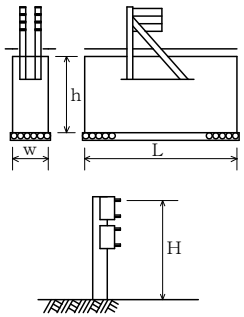	3-1-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	－30			
							延長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚　さ　t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-1-3-9
						幅　　w	設計値以上			
	1 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高　さ　h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	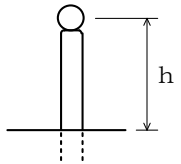	3-1-3-10
	1 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-1-3-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図 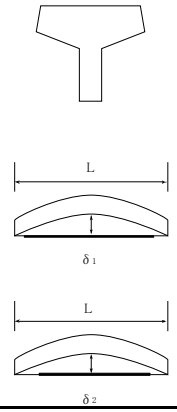	3-1-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
		3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10… L≦10m ±L／1000… L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図 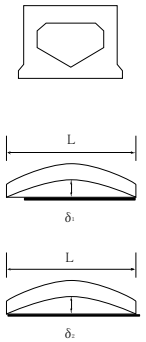	3-1-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
		3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	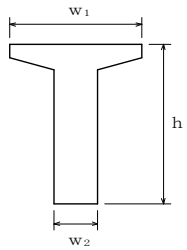	3-1-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	±5			
						高　さ　h	＋10 －5			
						桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁　長 ℓ	―	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-3-14
						断面の外形寸法（mm）	―			
		3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-1-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
	1 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	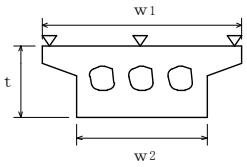	3-1-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅　w_1，w_2	－5～＋30			
						厚　さ t	－10～＋20			
						桁　長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5）かつ－30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	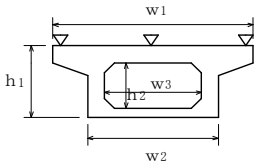	3-１-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上）　w_1	−5～＋30			
						幅（下）　w_2	−5～＋30			
						内空幅　w_3	±5			
						高　さ　h_1	＋10 −5			
						内空高さ　h_2	＋10 −5			
						桁　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）　w_1	−5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	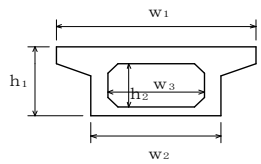	3-１-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）　w_2	−5～＋30			
						内空幅　w_3	±5			
						高　さ　h_1	＋10 −5			
						内空高さ　h_2	＋10 −5			
						桁　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	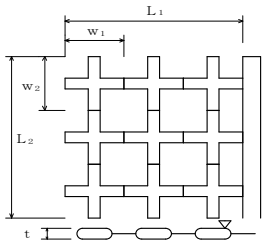	3-１-3-17
							厚さｔ	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。		
							幅W_1，W_2	－20			
							延長L_1，L_2	－200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。	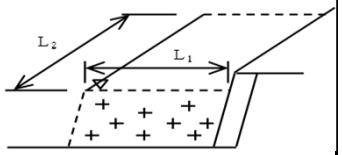 ｔは根固めブロックの高さ	
							延長L_1，L_2	－ｔ／2	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽		±150	１組毎	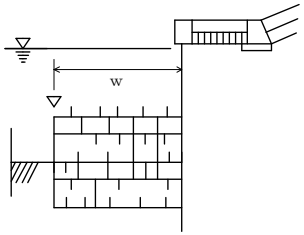	3-１-3-18
						幅	w	±300			
						延長	L	－200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	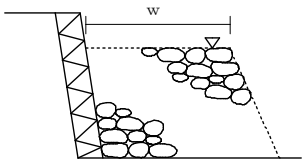	3-１-3-19
						幅	w	－100			
						延長	L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅　w	－30	1回／1施工箇所	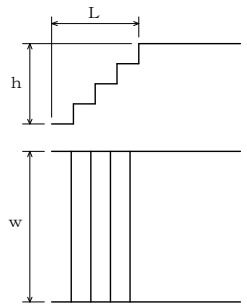	3-1-3-22
						高さ h	－30			
						長さ L	－30			
						段　数	±0段			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	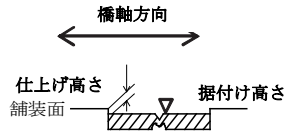	3-1-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ　据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	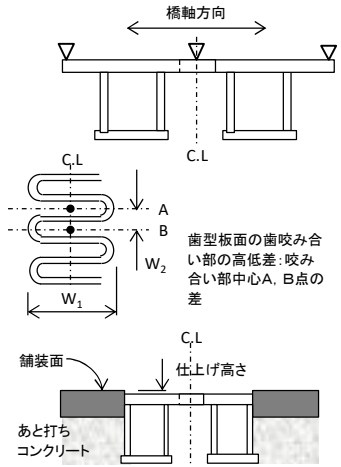	3-1-3-24
						高さ　橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～－2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	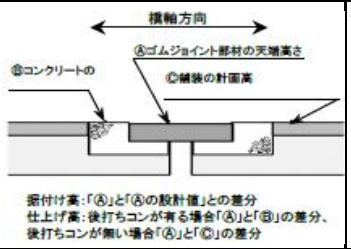	3-１-3-24
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
		3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	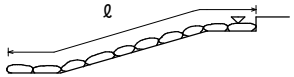	3-１-3-26
						法　長 ℓ	－200			
						延　長 L	－200			
		3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法　長 ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	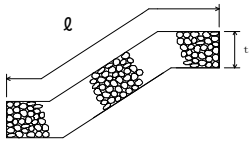	3-１-3-26
						厚　さ t	－0.2 t			
						延　長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	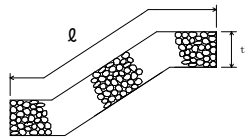	3-１-3-27
							ℓ≧3m	－100			
						厚　さ　t		－50			
		3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高　さ　h		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	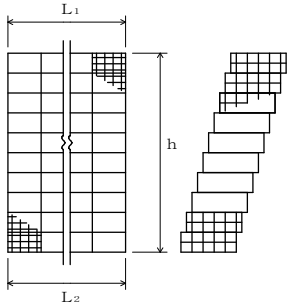	3-１-3-27
						延長　L_1，L_2		－200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高　▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	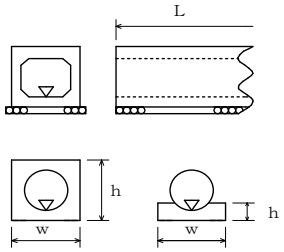	3-１-3-28
						※幅　w		－50			
						※高　さ　h		－30			
						延　長　L		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	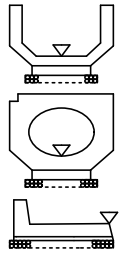	3-1-3-29
						延長 L	−200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
		3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	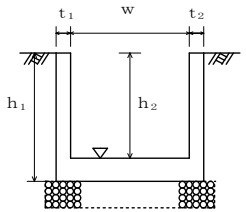	3-1-3-29
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	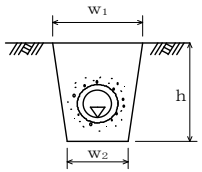	3-１-3-29
						幅 w_1，w_2	－50			
						深さ h	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	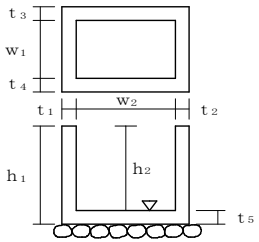	3-１-3-30
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	ａ．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m^2とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m^2に満たない場合は10m^2ごとに1点とする。		3-１-3-31

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅　　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	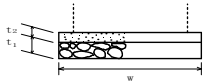	3-１-4-1
						厚さ　t_1，t_2	－30			
						延　　長　L	各構造物の規格値による			
		4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	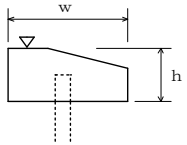	3-１-4-3
						幅　　w	－30			
						高　　さ　h	－30			
						延　　長　L	－200			
		4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	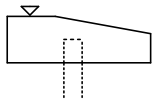	3-１-4-3
						延　　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 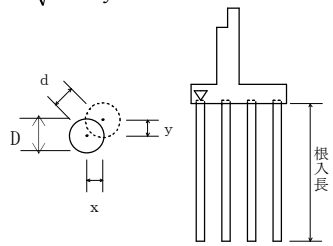	3-1-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
		4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 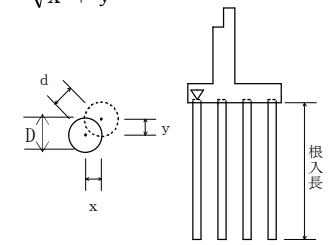	3-1-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
		4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 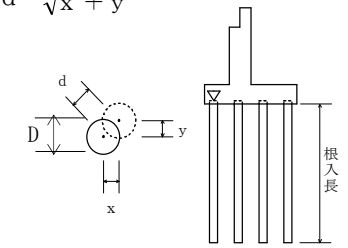	3-1-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計径（公称径）－30以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 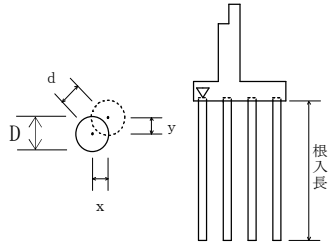 	3-1 -4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
		4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 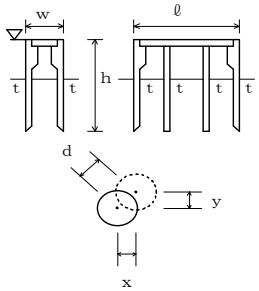 	3-1-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300以内			
		4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 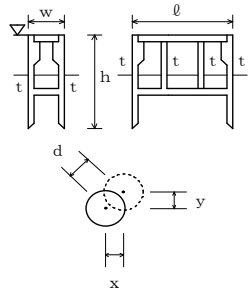 	3-1-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 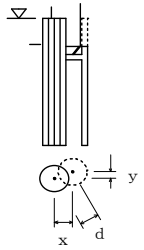	3-1-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	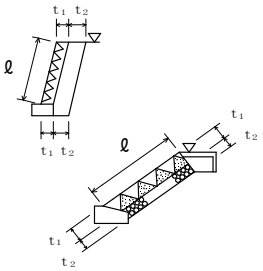	3-1-5-3
						法長ℓ　ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ　ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長 L	－200			
		5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	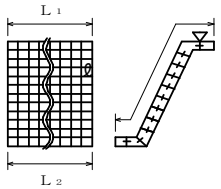	3-1-5-3
						法長 ℓ	－100			
						延長 L_1，L_2	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	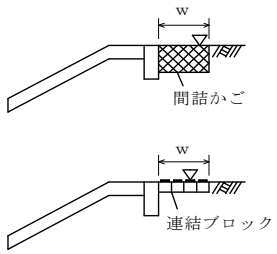	3-1-5-3
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
			4		緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	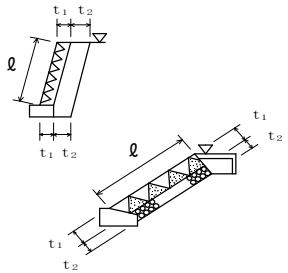	3-1-5-4
						法長ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1	−50			
						厚さ（裏込） t_2	−50			
						延長 L	−200			
			5		石積（張）工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	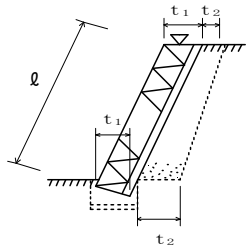	3-1-5-5
						法長ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1	−50			
						厚さ（裏込） t_2	−50			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床板防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-1-6-6

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						厚　　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
		6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
		6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
		6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7
		6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
		6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7
		6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7
						平 坦 性	—		3mプルフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						厚　　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
		6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-8
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続す場合が該当する。	3-1-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
		6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
		6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
		6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-8
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
		6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
		6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-9
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
		6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
		6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-9
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
		6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
		6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
		6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
		6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
		6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-9
						平 坦 性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-10
						厚　さ	ｔ＜15cm	−30	−10				
							ｔ≧15cm	−45	−15				
						幅	−100		—				
		6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	−9		−3		幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-10
						幅	−25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工（路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10
							t≧15cm	±90	＋50 －15				
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10				
							t≧15cm	±90	＋50 －15				
		6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度、計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-11
						幅	－50	－50	—	—			
		6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度、計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
		6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度、計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （ 加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-11
		6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-11
						平 坦 性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度、計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						厚　　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
		6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚　　さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-12
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
		6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-12
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
		6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12
						幅	－25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
	1 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-12
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
		6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		3-1-6-12
						幅	－25		—				
		6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-12
						幅	－35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
		6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13
						厚　　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
		6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　　さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-13
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-13
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-13
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-13
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-14
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
		6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		3-1-6-14
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-14
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-1-6-14
						幅	－50		—				
		6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		3-1-6-14
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t		−7	−2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	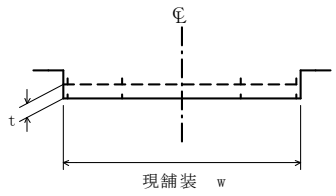	3-1-6-15
						幅 w		−25	—			
	1 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さ t (標高較差)		-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。	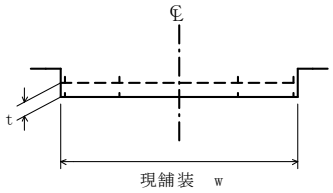	3-1-6-15
						幅 w		−25	—			
	1 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	−50		各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	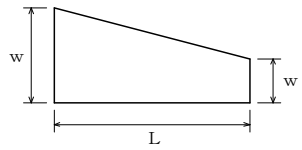	3-1-6-16
							延長Ｌ	−100				
							厚さｔ	該当工種				
						舗設工	幅 w	−25				
							延長Ｌ	−100				
							厚さｔ	該当工種				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	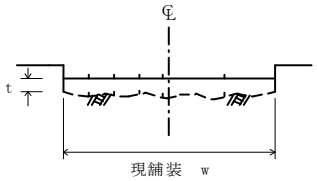	3-1-6-17
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	３mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
		6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-1-6-17
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基　準　高　▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工 厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	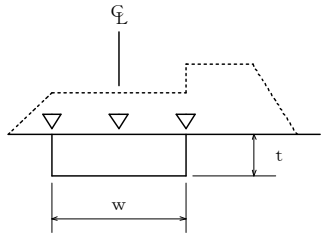	3-1-7-2
						施工厚さ　　t	－50			
						幅　　w	－100			
						延　　長　L	－200			
	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	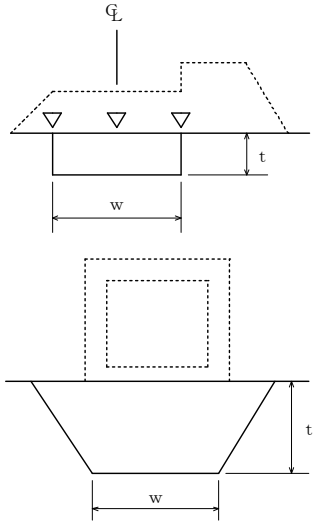	3-1-7-3
						置換厚さ　　t	－50			
						幅　　w	－100			
						延　　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	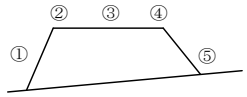	3-1-7-4
						法　長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	w.（L）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	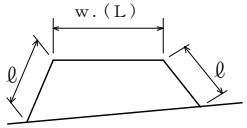	
						天端延長 L	－500			
	1 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	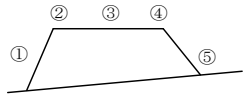	3-1-7-4
						法　長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）	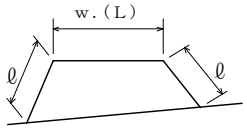	
						天端延長 L	－500			
	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	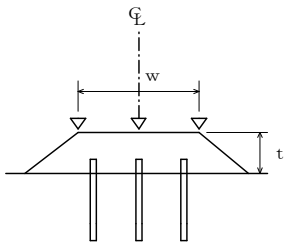	3-1-7-5
						厚　さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延　長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ　　t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	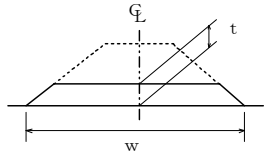	3-1-7-6
						幅　　w	－100			
						延　　長　L	－200			
	1 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	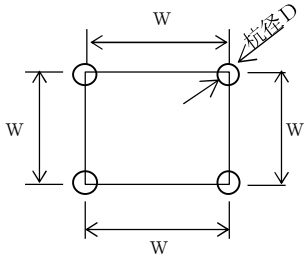	3-1-7-7 3-1-7-8
						杭　　径　D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	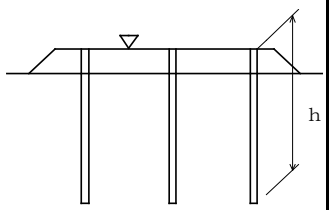 ※余長は、適用除外	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	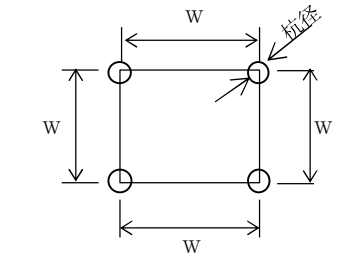	3-1-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度	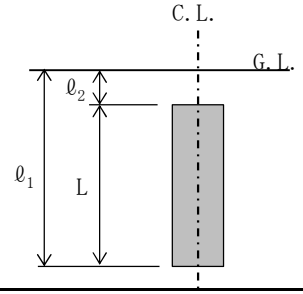	
	1 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第８編固結工（スラリー撹拌工）・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	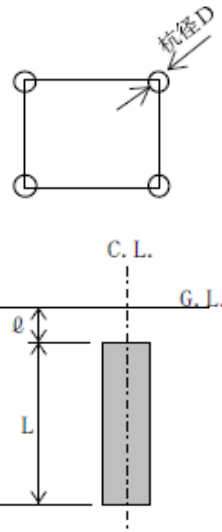	3-1-7-9
						位置	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理工）	基準高 ▽	設計値以上	1,000㎥～4,000㎥につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000㎥以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	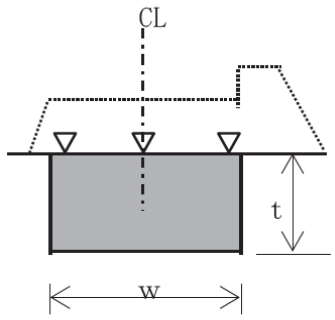	3-1-7-9
						施工厚さ　t	設計値以上			
						幅　w	設計値以上			
						延　長　L	設計値以上			
	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	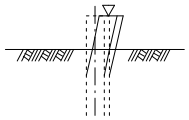	3-1-10-5
						根入長	設計値以上			
	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	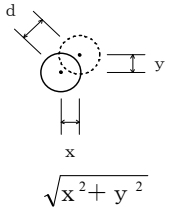	3-1-10-5
						配置誤差 d	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法　長 ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	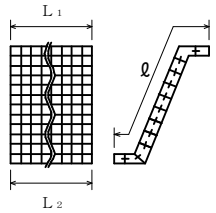	3-1-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所毎		
	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	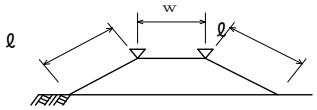	3-1-10-5
						天端幅 w	－100			
						法　長 ℓ	－100			
	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-1-10-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	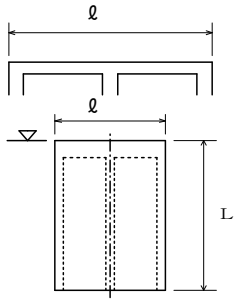	3-1-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変　　位	300			
						壁体長 L	－200			
	1 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	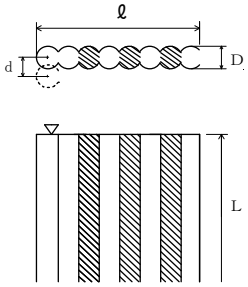 D：杭径	3-1-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変　　位 d	D／4以内			
						壁体長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する。 ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーバー用孔（鋳放し） アンカーボルト	孔の直径	≦100mm	＋3 －1			
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス ※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する。 ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-12-1
						※4 全移動量ℓ	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2）、※3）		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※2）		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			
	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w，L，D≦500		0～＋5	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	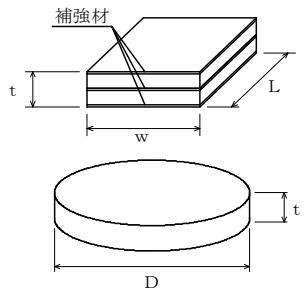	3-1-12-1
							500＜w，L，D≦1500mm		0～＋1%			
							1500＜w，L，D		0～＋15			
						厚さt	t≦20mm		±0.5			
							20＜t≦160		±2.5%			
							160＜t		±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm		1			
							1000mm＜w，L，D		(w，L，D)／1000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-1
	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	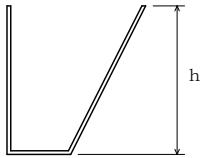	3-1-12-1
						外周長L（m）		±(10＋L／10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準 鋼桁等	測定基準 トラス・アーチ等	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)…… 2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		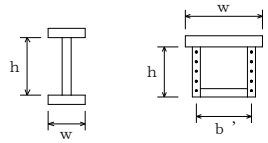 Ⅰ型鋼桁　トラス弦材	3-1-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		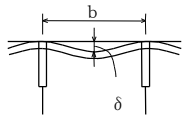	3-1-12-3
							板の平面度δ（mm） 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			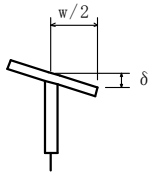	3-1-12-3
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		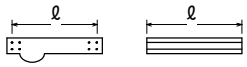	3-1-12-3
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2… ℓ≦10 ±3… ℓ＞10				
						圧縮材の曲がりδ（mm）		ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	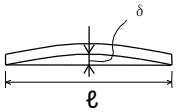	3-1-12-3
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準		測　定　箇　所	摘　要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長 Ln（m）	±(10＋L／10) ±(10＋Ln／10)	各桁毎に全数測定。		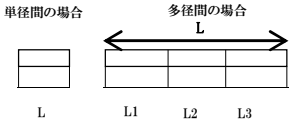	3-1-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4……　B≦2 ±(3＋B／2) ……B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		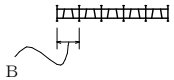	3-1-12-3
							主構の組立高さ h（m）	±5……　h≦5 ±(2.5＋h／2) ……　h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		3-1-12-3
							主桁、主構の通り δ（mm）	5＋L／5…… L≦100 25……　L＞100	最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		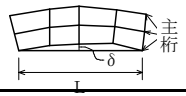	3-1-12-3
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～＋5…… L≦20 −5～＋10…… 20＜L≦40 −5～＋15…… 40＜L≦80 −5～＋25…… 80＜L≦200	各主桁について10～12ｍ間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	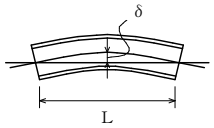	3-1-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		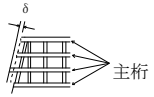	3-1-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	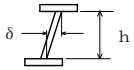	3-1-12-3
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		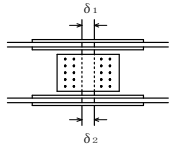	3-1-12-3
							※規格値のL，B，h に代入する数値はｍ単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)…… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	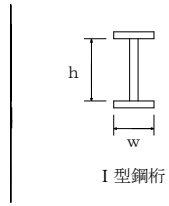	3-1-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	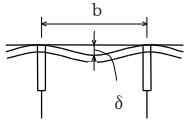	
							板の平面度δ（mm） 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200		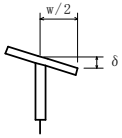	
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	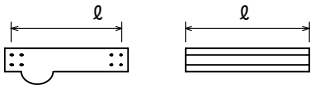	
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時）） 次頁に続く	部材の水平度	10	全数を測定。	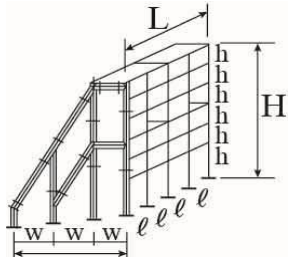	3-1-12-3
						堤　長 L	±30			
						堤　長 ℓ	±10			
						堤　幅 W	±30			
						堤　幅 w	±10			
						高　さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H／500			

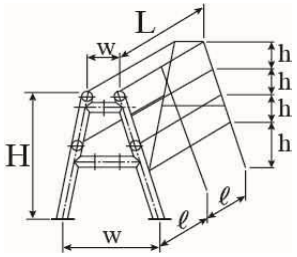

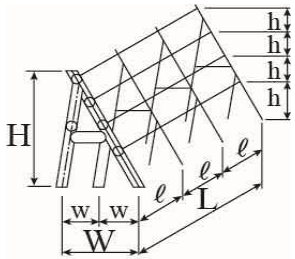

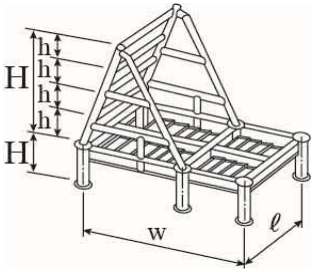

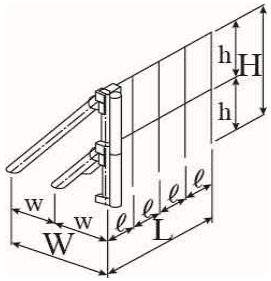

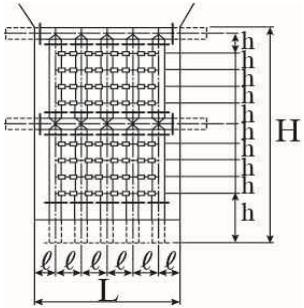

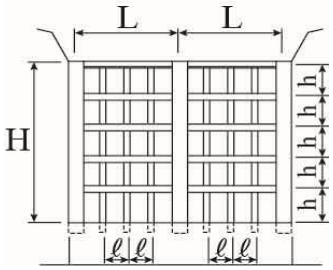

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））					3-1-12-3

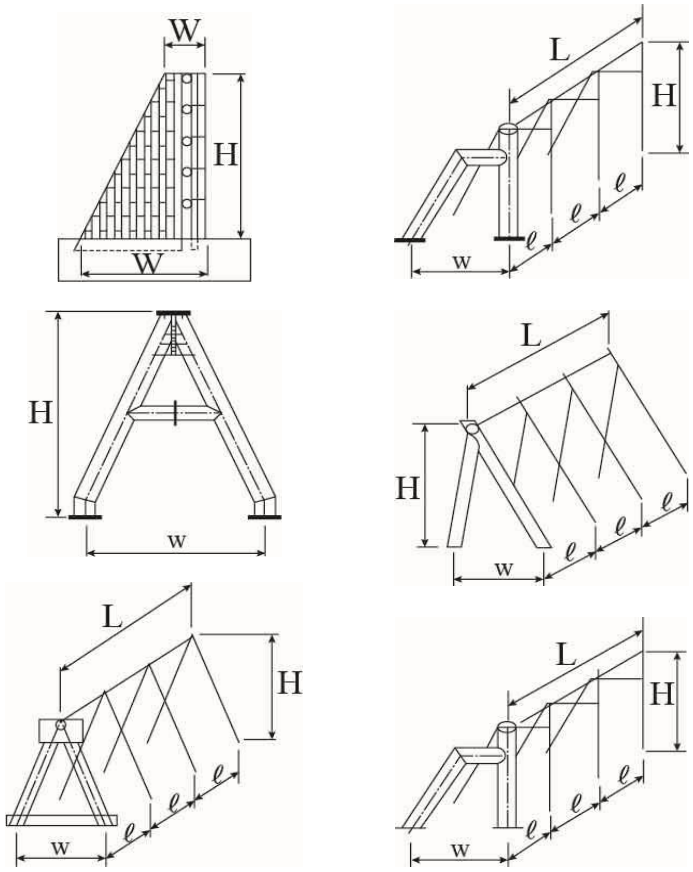

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-4
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	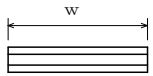	3-1-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1（mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	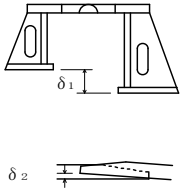	
						仮組立時	フィンガーの食い違い δ2（mm）	±2			
		12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-6
			7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-7
	1 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	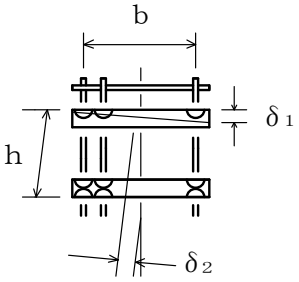	3-1-12-8
						仮組立時	鉛直度 δ2（mm）	h／500			
						仮組立時	高さ h（mm）	±5			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	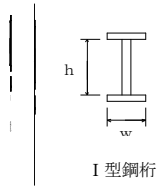	3-1-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	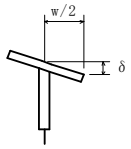	3-1-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	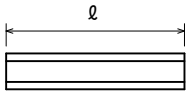	3-1-12-9
						仮組立時	主桁のそりδ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	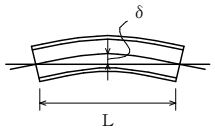	3-1-12-9
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-1-12-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m^{2}とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m^{2}に満たない場合は10m^{2}ごとに1点とする。		3-1-12-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長L　（m） 支間長L_n（m）	±(20＋L／5) ±(20＋L_n／5)	各桁毎に全数測定。	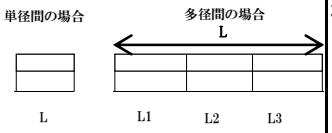	3-1-13
						通　り　δ（mm）	±(10＋2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)	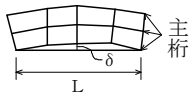	
						そ　り　δ（mm）	±(25＋L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)	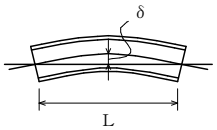	
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4……　B≦2 ±(3＋B／2)…　B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	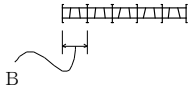	
						※主桁の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	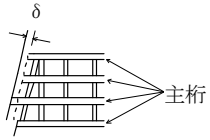	
						※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)	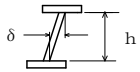	
						※現場継手部のすき間δ_1，δ_2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	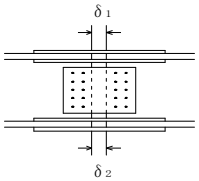	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-1-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延　長　L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt	t＜5cm	－10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　長　L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	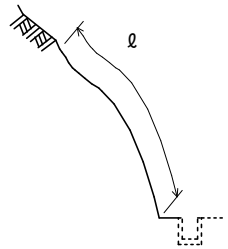	3-1-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さt	t＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。	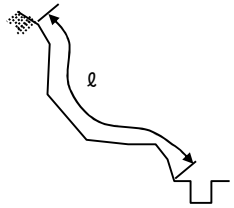	
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延　長　L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	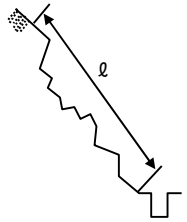	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	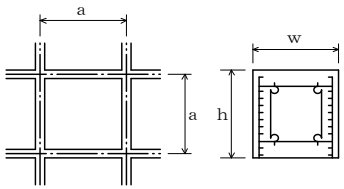	3-1-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅　w		－30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さ　h		－30			
						枠中心間隔　a		±100			
						延長　L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-1-14-4
							ℓ≧10m	－200			
						延長　L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数	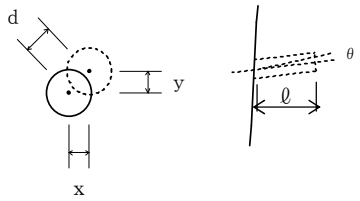 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差　d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	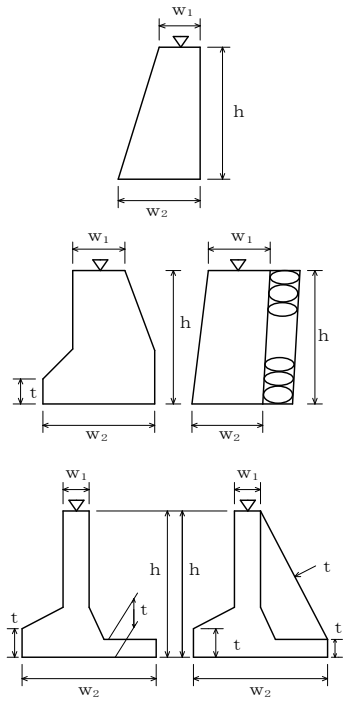	3-1-15-1
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w_1，w_2		−30			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	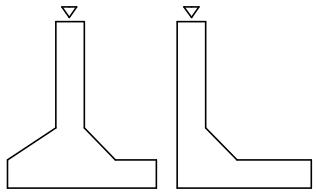	3-1-15-2
						延長 L		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	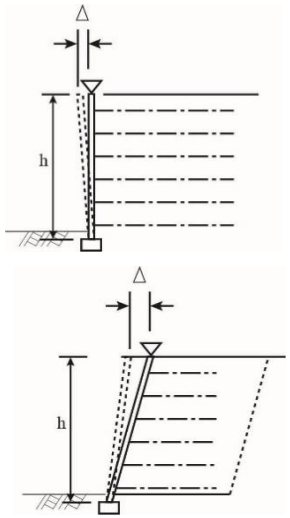	3-1-15-3
						高さh	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						鉛直度 △		±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	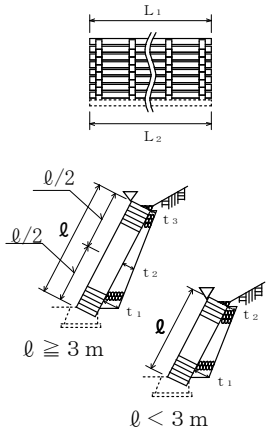	3-1-15-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		−50			
						延長 L_1, L_2		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	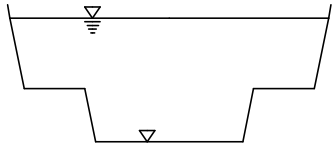	3-1-16-3
								500ps	－1000～＋200				
								1000ps	－1200～＋200				
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200				
								420ps 600ps	－1000～＋200				
								1350ps	－1200～＋200				
						幅			－200				
						延長			－200				
		16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	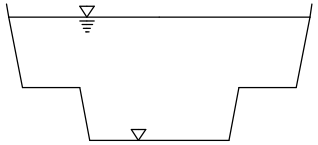	3-1-16-3
						幅			－200				
						延長			－200				
				3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）				平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-1-16-3
						標高較差			0以下	+400以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	2		床版工	基　準　高　▽	±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	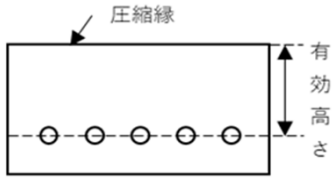	3-1-18-2
						幅　　w	0～＋30			
						厚　　さ　t	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄　筋　間　隔	±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	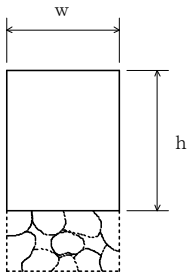	4-1-7-4
						高さ h	－30			
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	１組毎	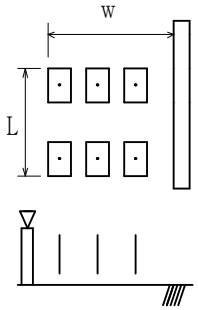	4-1-10-8
						幅　w	±300			
						方　向	±7°			
						延長 L	－200			
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	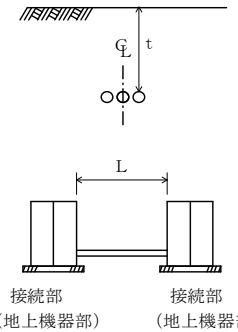	4-1-13-3
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	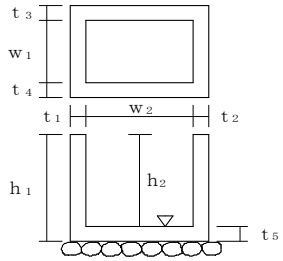	4-1-13-4
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	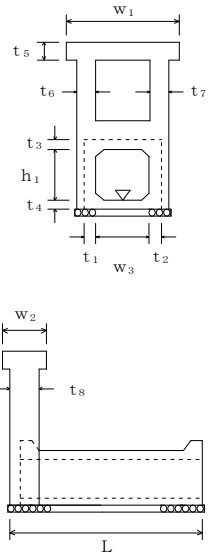	4-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	－30			
						内空幅 w_3	－30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	－200			
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	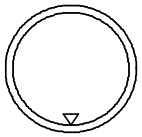	4-3-5-6
						延長 L	－200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高	▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	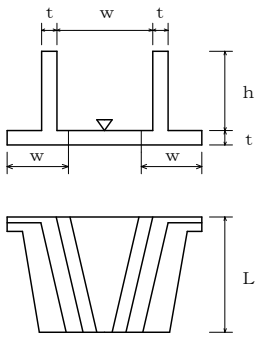	4-3-5-7 4-3-5-8
						厚さ	t	−20			
						幅	w	−30			
						高さ	h	±30			
						延長	L	−50			
4 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高	▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		4-4-6-7 4-4-6-8 4-4-6-9 4-4-6-10 4-4-6-11
						厚さ	t	−20			
						幅	w	−30			
						高さ	h	±30			
						延長	L	−50			
4 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高	▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		4-5-6-13 4-5-6-14
						厚さ	t	−20			
						幅	w	−30			
						高さ	h	±30			
						延長	L	−50			
4 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高	▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	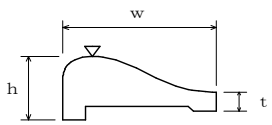	4-5-7-8 4-5-7-9 4-5-7-10
						厚さ	t	−20			
						幅	w	−30			
						高さ	h	±30			
						堰長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
4 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	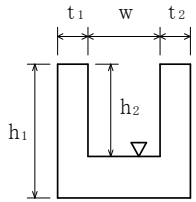	4-5-8-3
						厚さ　t_1，t_2	－20			
						幅　　w	－30			
						高さ　h_1，h_2	－30			
						延　　長　L	－200			
4 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	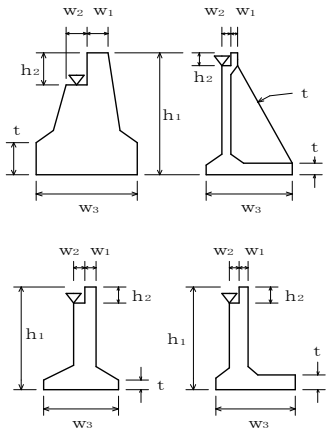	4-5-9-2
						厚　　さ　t	－20			
						天　端　幅　w_1 （橋軸方向）	－10			
						天　端　幅　w_2 （橋軸方向）	－10			
						敷　　幅　w_3 （橋軸方向）	－50			
						高　　さ　h_1	－50			
						胸壁の高さ　h_2	－30			
						天　端　長　ℓ_1	－50			
						敷　　長　ℓ_2	－50			
						胸壁間距離　ℓ	±30			
						支点長及び 中心線の変化	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	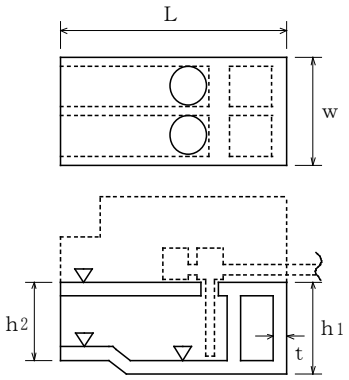	4-6-4-6
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	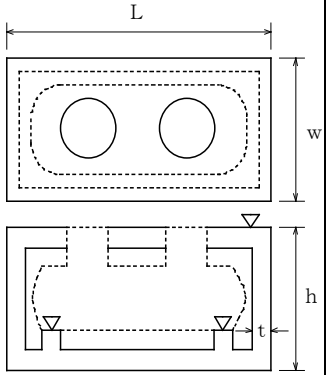	4-6-4-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
4 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	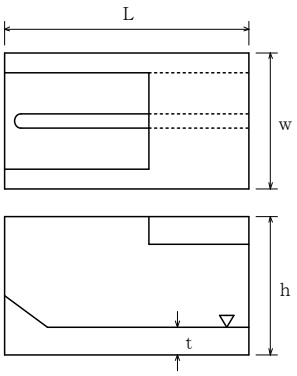	4-6-5-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	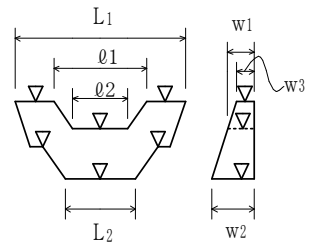	4-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1, L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	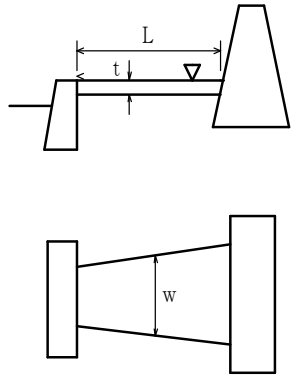	4-7-4-8
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
4 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	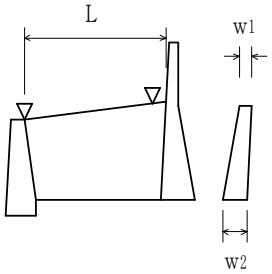	4-7-5-6
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	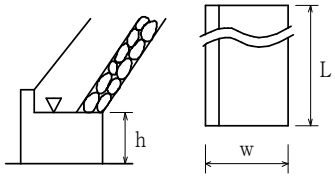	5-1-5-5
						幅 w		−30			
						高さ h		−30			
						延長 L		−200			
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽		±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	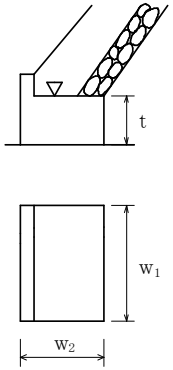	5-1-5-6
						ブロック厚 t		−20			
						ブロック縦幅 w_1		−20			
						ブロック横幅 w_2		−20			
						延長 L		−200			
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	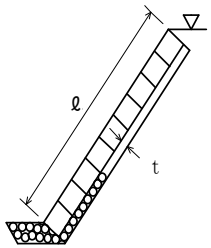	5-1-6-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100			
							ℓ≧5m	ℓ×（−2%）			
						厚さ t		−50			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	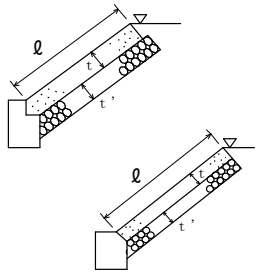	5-1-6-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さｔ	ｔ＜100	－20			
							ｔ≧100	－30			
						裏込材厚 ｔ'		－50			
						延　長 L		－200			
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	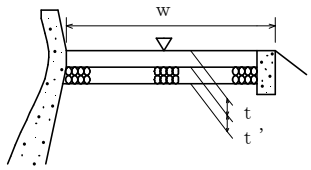	5-1-8-2
						幅　w		－50			
						厚　さ t		－10			
						基礎厚 ｔ'		－45			
						延　長 L		－200			
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	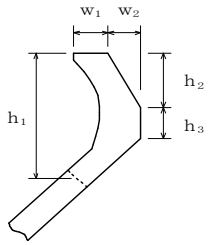	5-1-9-3
						幅　w_1，w_2		－30			
						高さ h＜3m h_1，h_2，h_3		－50			
						高さ h≧3m h_1，h_2，h_3		－100			
						延　長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高 ▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	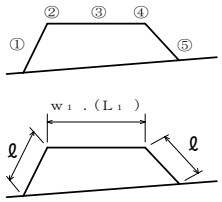	5-2-4-4
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			−300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	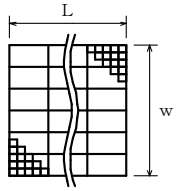	5-2-4-5
						延長 L			−500			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	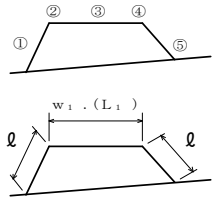	5-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。	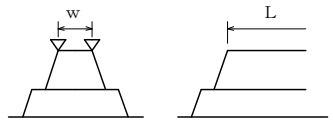	5-2-5-5
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱　積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅 w		ーブロックの高さの1／2			
						天端延長 L		ーブロックの高さの1／2			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	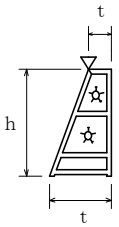	5-2-5-9
						厚さ t		－50			
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	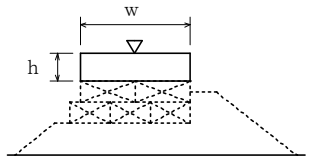	5-2-5-10
						幅 w		－30			
						高さ h		－30			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	基準高▽ バラストの	砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	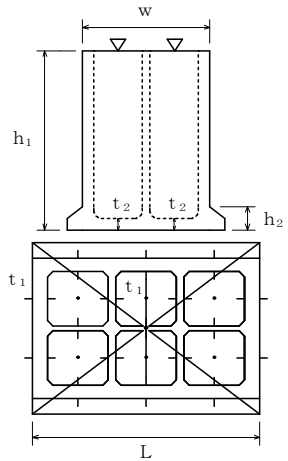	5-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	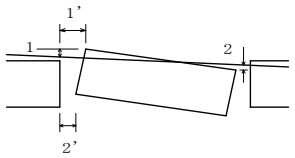	5-2-5-11
								ケーソン重量2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所		
								ケーソン重量2000ｔ以上 200以下			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	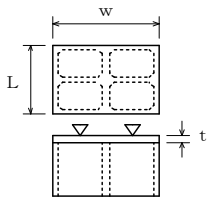	5-2-5-11
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁　厚　t		±10	型枠取外し後全数	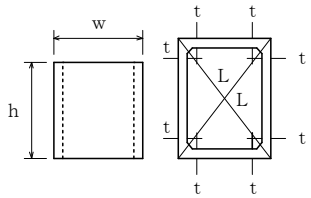	5-2-5-12
						幅　w		＋20，－10			
						高　さ　h		＋20，－10			
						長　さ　L		＋20，－10			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入　1、2		±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）	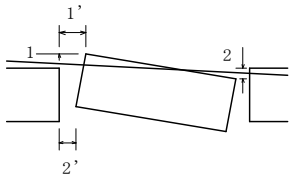	5-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔1'、2'		50以下			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸　上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	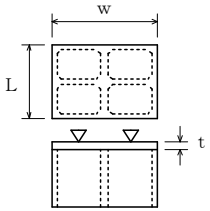	5-2-5-12
							水　中	±50			
						厚　さ　t		±30			
						幅　w		±30			
						長　さ　L		±30			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	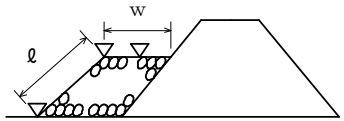	5-2-6-2
							異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法　長　ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅　w		－100			
						天端延長　L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	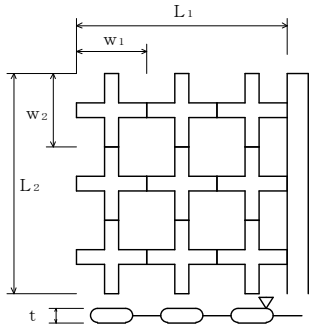	5-2-6-3
							乱積	±ｔ／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。 ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。		
						幅 w_1 w_2	層積	−20			
							乱積	−ｔ／2			
						延長 L_1 L_2	層積	−200	１施工箇所毎		
							乱積	−ｔ／2			
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	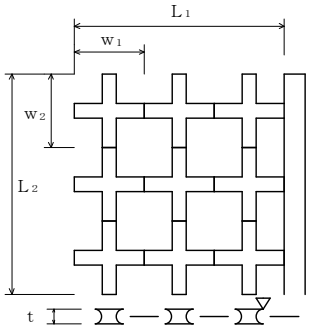	5-2-7-3
							乱積	±ｔ／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。 ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。		
						幅 w_1，w_2		−20			
						延長 L_1，L_2		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	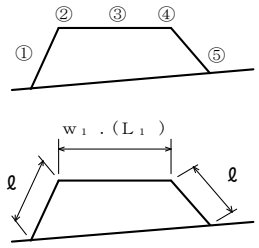	5-3-3-3
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）		±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		6-1-3-4
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽			±30	図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	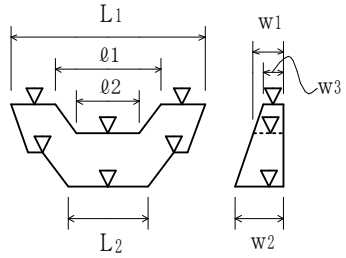	6-1-8-4
						天端部 w_1，w_3 堤幅 w_2			−30			
						水通しの幅 ℓ_1，ℓ_2			±50			
						堤長 L_1，L_2			−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	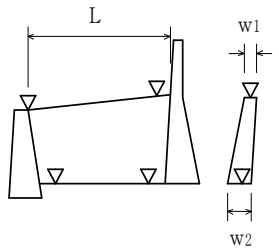	6-1-8-6
						幅 w_1，w_2		−30			
						長さ L		−100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	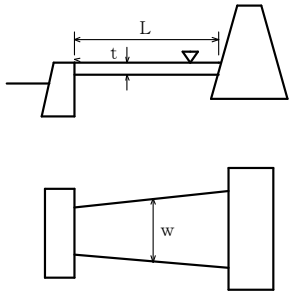	6-1-8-8
						幅 w		−100			
						厚さ t		−30			
						延長 L		−100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	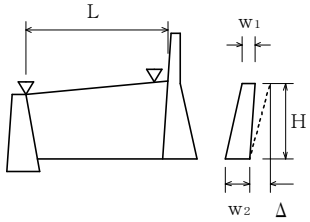	6-1-9-5
							長さ ℓ_1，ℓ_2	±100			
							幅 w_1，w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長Ｌ　格	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		6-1-9-5
						堤長 ℓ　格・Ｂ・Ｌ	±10			
						堤幅Ｗ　格	±30			
						堤幅ｗ　格・Ａ・Ｂ・Ｌ	±10			
						高さＨ　格・Ａ・Ｂ・Ｌ	±10			
						高さh	±10			
					次頁に続く					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）					6-1-9-5

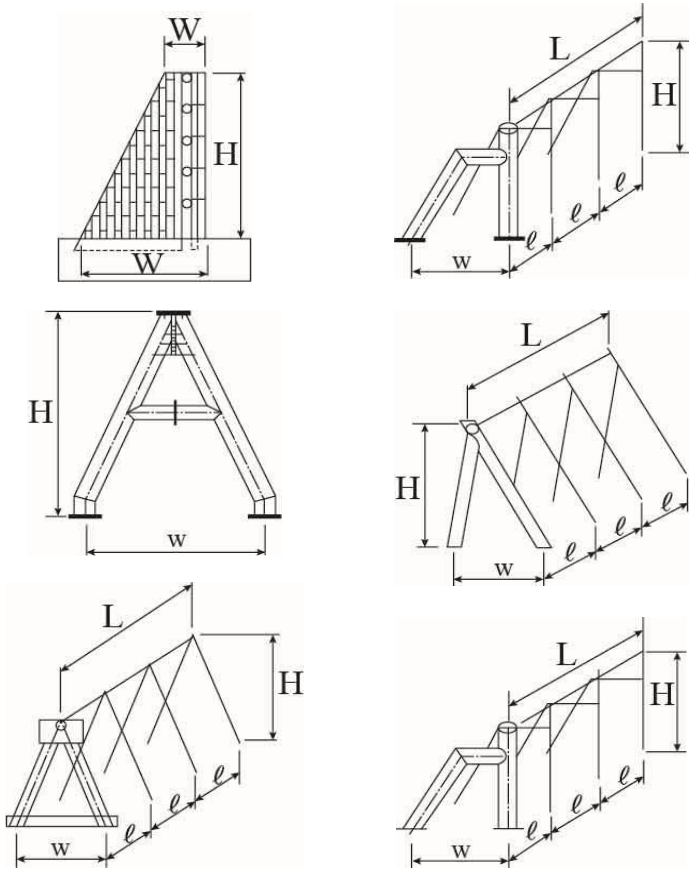

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤　高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	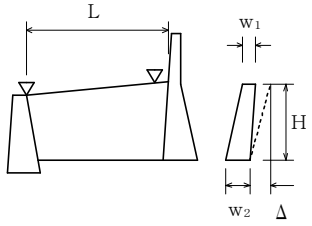	6-1-9-6
						長　さ L	±100			
						幅 w_1，w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h　h＜3m	－50			
						高さ h　h≧3m	－100			
6 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	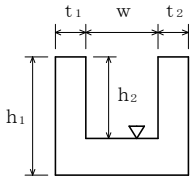	6-2-5-8
						幅 w	－30			
						高さ h_1，h_2	－30			
						厚さ t_1，t_2	－20			
						延　長 L	－200			
6 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	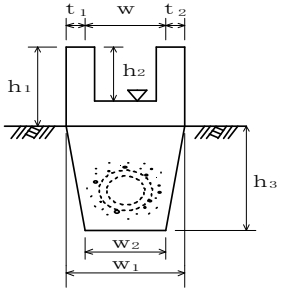	6-3-6-4
						厚さ t_1，t_2	－20			
						幅 w	－30			
						幅 w_1，w_2	－50			
						高さ h_1，h_2	－30			
						深　さ h_3	－30			
						延　長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数	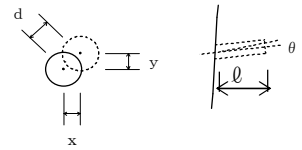 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-4
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高　▽		±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	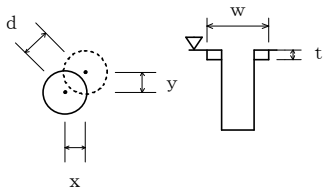 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5
						偏心量 d	組立式	150			
							沈下式	L≦10mの場合 150 L＞10mの場合 L*1.5%以内 かつ500以内			
						長　　さ　L		－100			
						巻立て幅 w		－50			
						巻立て厚さ　t		－30			
6 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高　▽		±50	全数測定。		6-3-9-6
						偏心量　d		D／4以内かつ 100以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて５リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、５リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	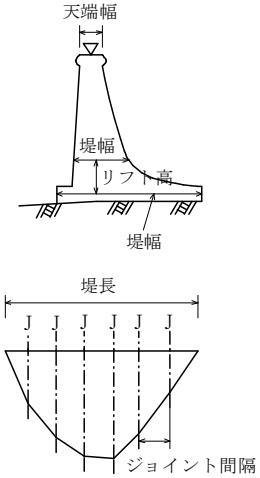 J：ジョイント	7-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	－100			
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	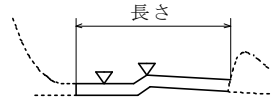 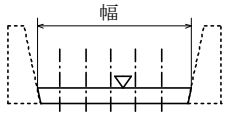 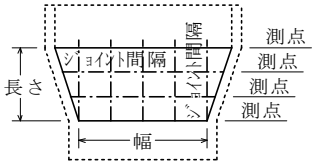	7-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	－100，＋60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	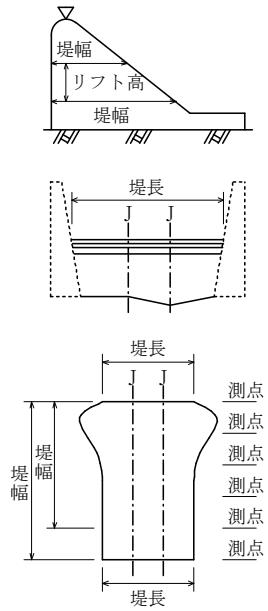 J：ジョイント	7-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。	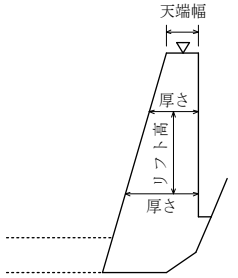 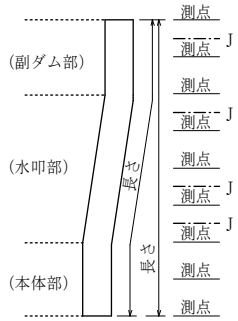 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	－0，＋500			
7 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	－0	各測点について５層毎に測定。		7-2-4-6
						外側境界線	－0，＋1000			
						盛立幅	－0，＋1000			
7 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	－100	各測点について盛立５ｍ毎に測定。		7-2-4-7
						外側境界線	－0，＋2000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	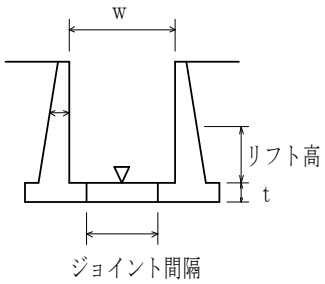	7-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
7 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		7-3-3
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-2
8 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	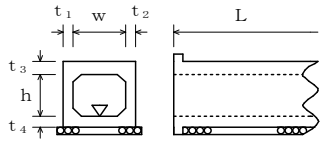	8-1-9-6
						厚さ t_1～t_4		－20			
						幅（内法） w		－30			
						高さ h		±30			
						延長L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		－200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		8-1-11-4
						延長 L		－200			
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	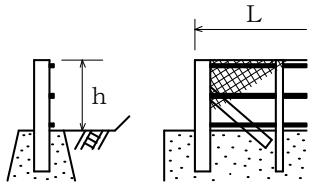	8-1-11-5
						延長 L		－200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高　さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	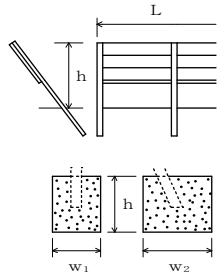	8-1-11-6
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1，w_2	−30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高　さ h	−30			
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高　さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	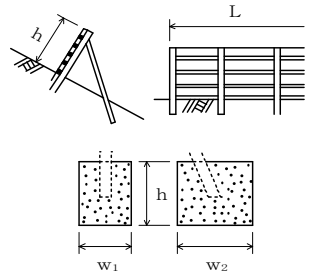	8-1-11-7
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1，w_2	−30	基礎１基毎		
							高　さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
							埋込み ℓ	−5%			
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	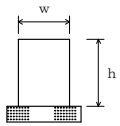	8-1-12-4
						高　さ h		−30			
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1，w_2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	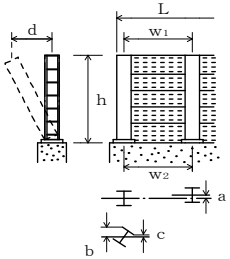	8-1-12-5
							ず　れ a	10			
							ねじれ b－c	5			
							倒　れ d	h×0.5%			
						高　さ h		＋30，−20			
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	8-2-4
						厚さ	t＜15cm	−30		−10			
						厚さ	t≧15cm	−45		−15			
						幅		−100		—			
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚　さ		−9		−3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200ｍ毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		8-2-4
						幅		−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		8-2-5-9
						延長 L	−200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
8 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		8-2-7-4
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
8 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1，w_2	−30	基礎一基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	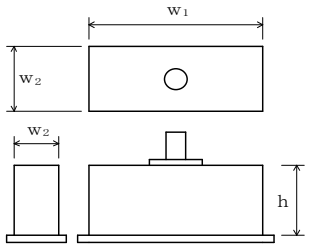	8-2-9-4
						高さ h	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	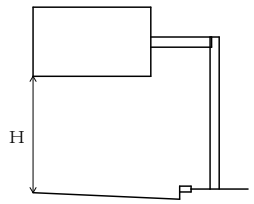	8-2-9-4
8 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋　設　深　t	0～＋50	接続部間毎に1ヶ所	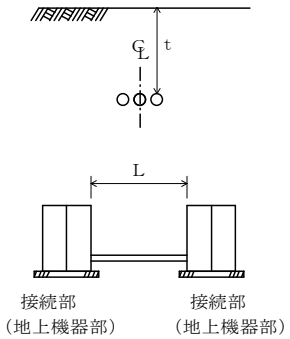	8-2-12-5
						延　　長　L	－200	接続部間毎で全数		
8 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基　準　高　▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	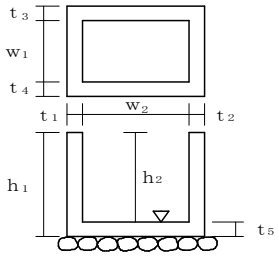	8-2-12-5
						※厚さ　t_1～t_5	－20			
						※幅　w_1，w_2	－30			
						※高さ　h_1，h_2	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w			－30	1ヶ所／1施工箇所	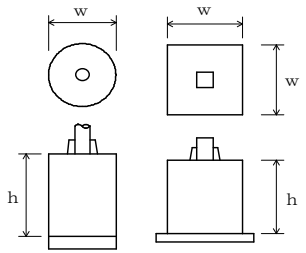	8-2-12-6
						高さ h			－30			
8 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。	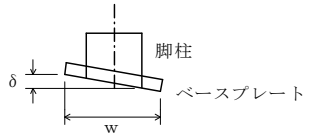	8-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	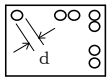	8-3-3-3
						部材	ベースプレート	孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5… L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)／10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	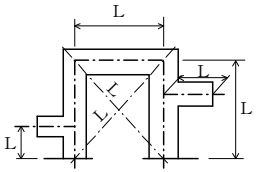	8-3-3-3
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)		L／1000	各主構の各格点を測定。	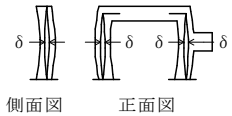	8-3-3-3
						仮組立時	柱の鉛直度 δ (mm)		10… H≦10 H… H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	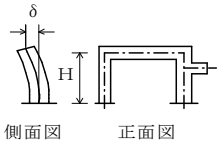	8-3-3-3

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	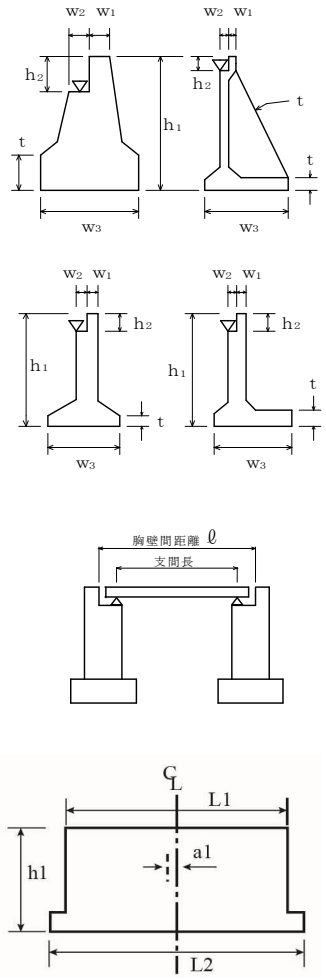	8-3-6-8
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	−10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	−10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	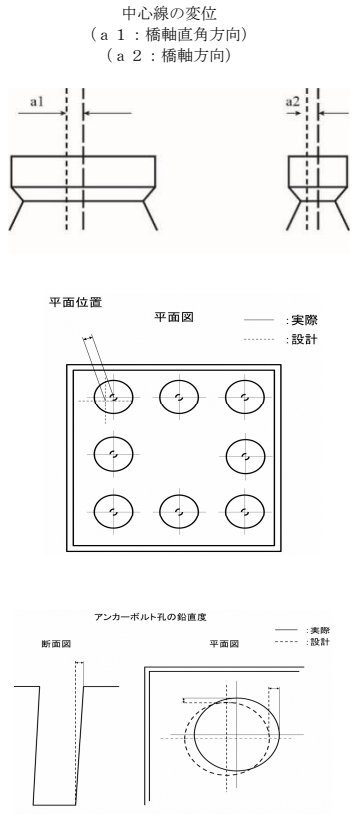	8-3-6-8
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	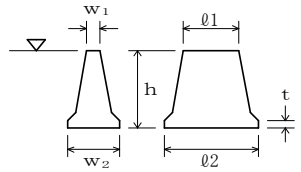	8-3-7-9
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1 （橋軸方向）	−20			
						敷幅 w_2 （橋軸方向）	−50		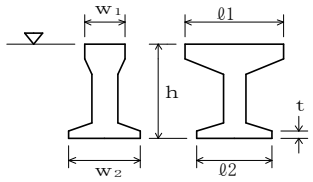	
						高さ h	−50			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		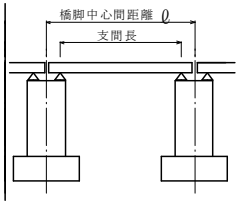	
						支間長及び中心線の変位	±50		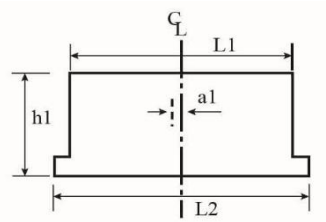	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 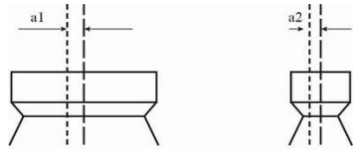 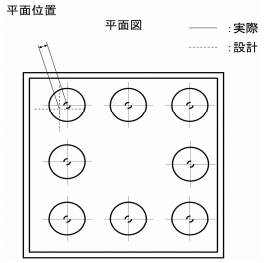 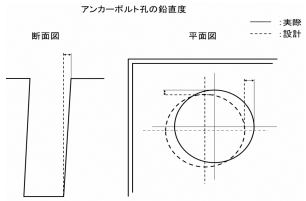 	8-3-7-9
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	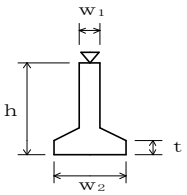	8-3-7-9
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1	−20			
						敷幅 w_2	−20			
						高さ h	−50		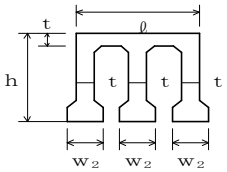	
						長さ ℓ	−20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		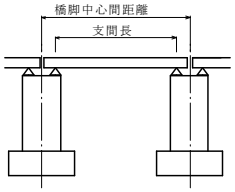	
						支間長及び中心線の変位	±50		中心線の変位 （a 1：橋軸直角方向） （a 2：橋軸方向） 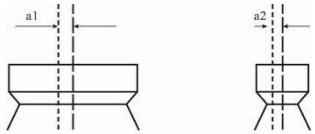	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	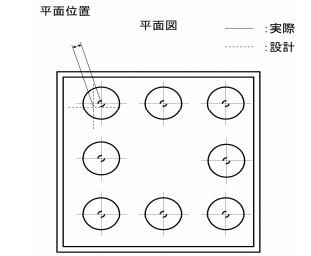 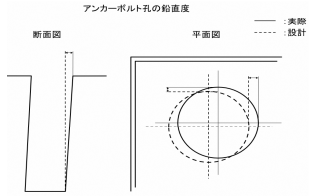	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	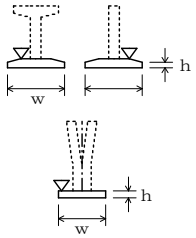	8-3-8-9
						幅 w（橋軸方向）		－50			
						高さ h		－50			
						長さ ℓ		－50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	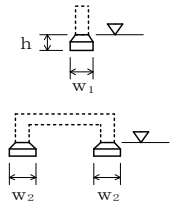	8-3-8-9
						幅　w_1，w_2	－50			
						高　さ h	－50			
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	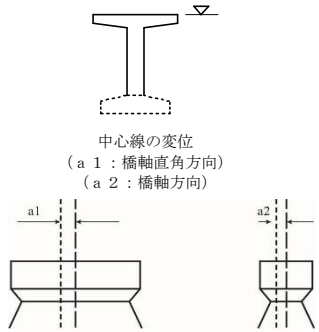	8-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	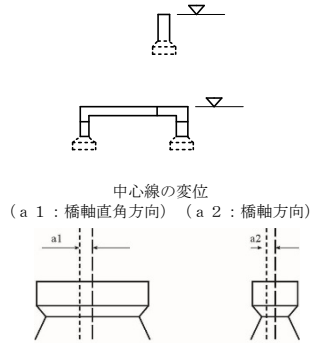	8-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		8-3-8-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	4 鋼橋上部	工3 工場製作	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10		図面の寸法表示箇所で測定。		8-4-3-9
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±（4＋0.5×(B－2)）			
						水平度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		8-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±（4＋0.5×(B－2)）			
						水平度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		8-4-8-3
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅　w_1	－10～＋20	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	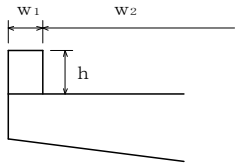	8-4-8-5
						地覆の高さ　h	－10～＋20			
						有効幅員　w_2	0～＋30			
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天　端　幅　w1	－5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	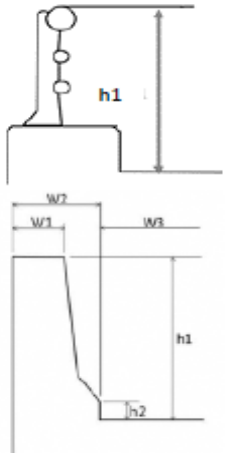	8-4-8-6 8-4-8-7
						地　覆　の　幅　w2	－10～＋20			
						高　　さ　h1	－20～＋30			
						高　　さ　h2	－10～＋20			
						有　効　幅　員　w3	0～＋30			
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	１ブロックを抽出して測定。		8-4-8-8
						高　　さ	±4			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅　w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長	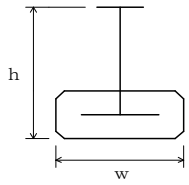	8-5-6-2
						高　さ　h	10 −5			
						桁　長　ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
8 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	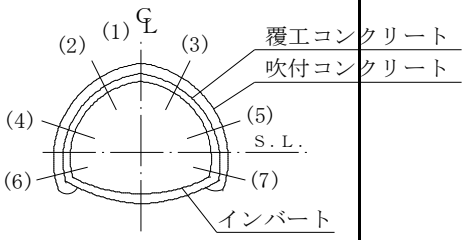	8-6-4-3
8 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		8-6-4-4
						角　度	—			
						削孔深さ	—			
						孔　径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 　なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 　ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 　なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	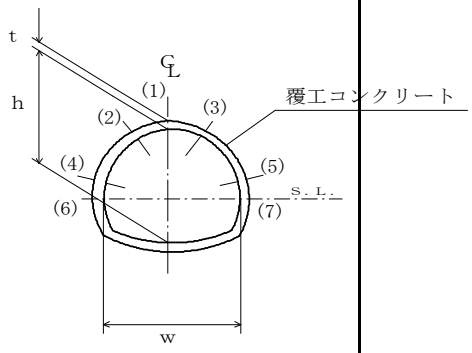	8-6-5-3
						幅　w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚　さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	—			
8 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　　w	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		8-6-5-5
						厚　　さ　t	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅　w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	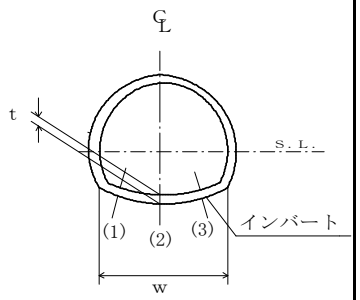	8-6-6-4
						厚さ　t	設計値以上			
						延　　長　L	―			
8 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高　▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	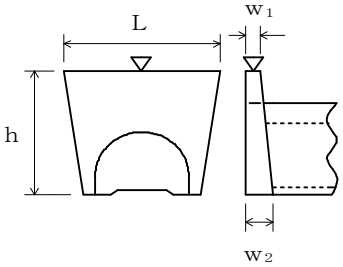	8-6-8-4
						幅　w_1，w_2	－30			
						高さh　h＜3m	－50			
						高さh　h≧3m	－100			
						延　　長　L	－200			
8 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	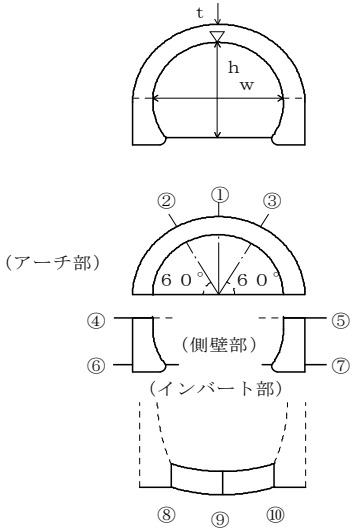	8-6-8-5
						幅　w（全幅）	－50			
						高さh（内法）	－50			
						厚　　さ　t	－20			
						延　　長　L	―			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	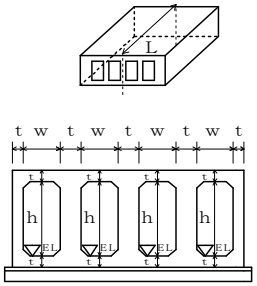	8-11-6-2
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	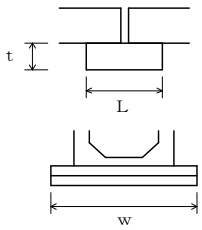	8-11-6-4
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	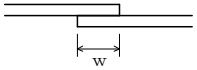	8-11-6-5
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		8-11-6-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	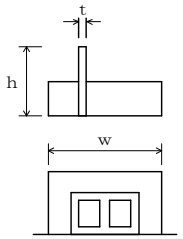	8-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
8 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	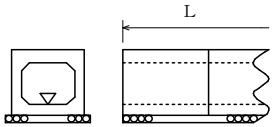	8-11-7-2
						延長 L	－200	延長：１施工箇所毎		
8 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	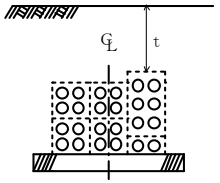	8-12-5-2
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

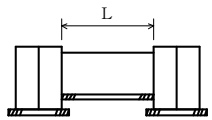

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基　準　高　▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	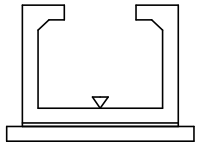	8-12-5-3
8 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基　準　高　▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	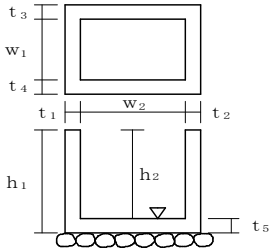	8-12-6-2
						※厚　さ t_1～t_5	－20			
						※幅　w_1，w_2	－30			
						※高　さ h_1，h_2	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ　t（切削）	-7	－2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	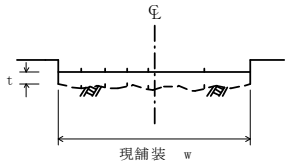 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	8-13-4-5
						厚さ　t（オーバーレイ）	-9				
						幅　w	－25				
						延長　L	－100				
						平 坦 性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
8 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚　さ　t（標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔ または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（オーバーレイ）は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80m毎に１ ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	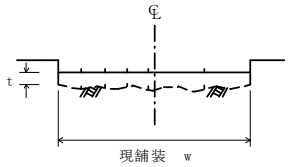 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	8-13-4-5
						厚さ　t（オーバーレイ）	-9				
						幅　w	－25				
						延長　L	－100				
						平 坦 性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	13 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	－30		幅は延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	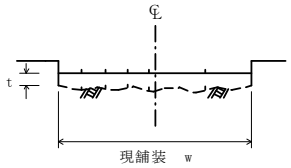	8-13-4-7
							幅 w	－50				
							延長 L	－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
8 道路編	14 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	ﾌﾗﾝｼﾞ幅　w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔　b′（m）	±2…　w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦ 2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	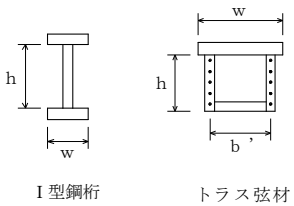	8-14-3-4
								床組など	構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	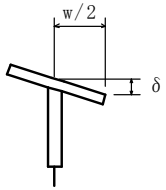	8-14-3-4
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	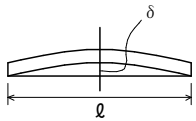	8-14-3-4

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	15 消雪パイプ工	4 さく井工	2		さく井	さく井深	パーカッション	0～+3%	完了後１回測定		8-15-4-2
							ロータリー				
						ビット系	パーカッション	-5～+5mm	さく井ごとに作業開始前に１回測定		
							ロータリー		ビット昇降時にビッドゲージにより１回測定		
						孔曲がり	パーカッション	75mm以内	口元床面で10mごとに１回測定		
							ロータリー				
		5 取水工	2		水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm		揚水管の数量、長さにより１回測定		8-15-5-2
					ポンプ室	厚さ	－30mm		現場打ちのある場合は、図面の寸法表示箇所を測定。プレキャスト製品の場合は、測定不要とする。		
						幅	－30mm				
						高さ	±30mm				
		6 送・散水管工	4		保護コンクリート工	延長	－200mm		末端ドレーン間で測定		8-15-6-4
						幅	－30mm		20m毎に測定		
						深さ	－30mm				
					プレキャストブロック工	基準高▽	±30mm				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 公園編	1 植栽	3 植栽工	2		高・中低木植栽工	樹高　H	設計値以上 （中低木の場合は上位階級の寸法値未満）	・樹種別、規格別、産地ごとに各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。 ＊但し 高木：樹高３m以上 中低木：樹高３m未満	（樹高H） 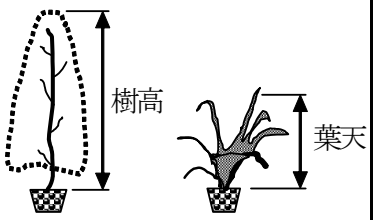 根鉢の上端より徒長枝を含まない高さ	9-1-3-2
						幹周　C	・設計値以上 ・上位階級の寸法値未満		（幹周C） 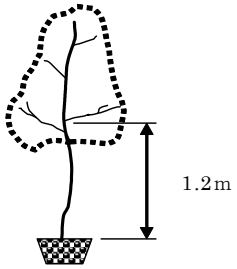 株立の場合は周長の総和の70%	9-1-3-2
						枝張　W	設計値以上		枝張（葉張） 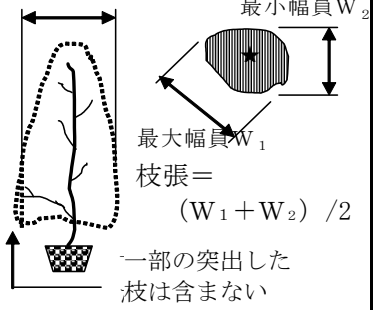 	9-1-3-2

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	2		管布設工	基準高	±30	マンホール接続部及び施工延長20mごと	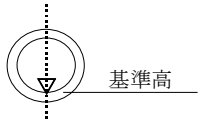	10-1-3-2
						中心線偏位	±50			
						延長	-200	各マンホール間		
10 下水道編	1 管路	5 管渠工（推進）	3		立坑内管布設工	基準高	±50	掘進中は推進管１本ごと 推進完了後は推進間10mごと	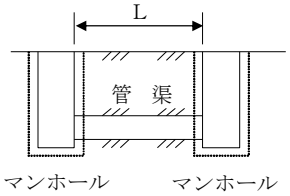	10-1-5-3
						中心線偏位	±50			
						延長	-200	各マンホール間		

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

目　　次

1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）…… 178
2　ガス圧接 …… 182
3　既製杭工 …… 183
4　基礎工 …… 183
5　場所杭工 …… 183
6　既成杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式）…… 183
7　下層路盤 …… 184
8　上層路盤 …… 186
9　アスファルト安定処理路盤 …… 188
10　セメント安定処理路盤 …… 188
11　アスファルト舗装 …… 189
12　転圧コンクリート …… 191
13　グースアスファルト舗装 …… 194
14　路床安定処理工 …… 195
15　表層安定処理工（表層混合処理）…… 196
16　固結工 …… 197
17　アンカー工 …… 197
18　補強土壁工 …… 197
19　吹付工 …… 198
20　現場吹付法枠工 …… 200
21　河川土工 …… 202
22　海岸土工 …… 203
23　砂防土工 …… 204
24　道路土工 …… 204
25　捨石工 …… 206
26　コンクリートダム …… 206
27　覆工コンクリート（NATM） …… 209
28　吹付けコンクリート（NATM） …… 211
29　ロックボルト（NATM） …… 213
30　路上再生路盤工 …… 213
31　路上表層再生工 …… 214
32　排水性舗装工・透水性舗装工 …… 215
33　プラント再生舗装工 …… 218
34　工場製作工（鋼橋用鋼材） …… 219

35　ガス切断工 …… 219
36　溶接工 …… 219
37　中層混合処理工 …… 221
38　鉄筋挿入工 …… 222
39　植栽工 …… 222

注）　なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下、砂利35%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回／月以上及び産地		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-20B	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m^3／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m^3～150m^{3}ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物（プレキャスト製品を除く）については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について（通知）】を参照。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m^3、40mmの場合は165kg／m^{3}を基本とする。	
			スランプ試験		スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成31年2月18日技第1036号）による。 　なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ３）を追加で採取する。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
2　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより－24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 （許容値×π以下）	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中堀り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm^2	
4　基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中堀り工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値または回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	
5　場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
6　既成杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状況を再確認し、必要に応じて再処理する	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
7　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-~~5~~68	粒状路盤：修正CBR20%以上（再生クラッシャーラン及びクラッシャラン鉄鋼スラグは修正ＣＢＲ30%以上、アスファルト再生クラッシャーランは修正ＣＢＲ40%）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・再生クラッシャーラン及びアスファルト再生クラッシャーランにおいては、再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャラン等に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m3未満）	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
7　下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 （ ）書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m^{2}につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
8　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧［4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4]-80	1.5%以下			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
8　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧［2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、 10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合： 6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
8　上層路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-4416	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
9　アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる					
10　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧［4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
10　セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 （ ）書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧［4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧［2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧［2]-78	1／4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧［2］-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧［2］-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2］-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　アスファルト舗装	プラント	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：基準密度の 90(94)%以上 （ ）書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、 10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合： 6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・コア採取の立会い、試験結果報告書の取扱い（規格値をはずれた場合など）は、土木建築材料試験事務取扱要領（土木工事標準仕様書その３）による。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧［1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
12　転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用す	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、３本１組／回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに１回、あるいは１回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
12　転圧コンクリート	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領（公称容量）の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・総使用量が50m^{3}未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート内のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート内の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧［3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、３本１組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧［3]-353		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm^{3}以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1／10mm)		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g／cm3			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13　グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧［3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧［3]-407	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧［3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm／min） 8.0×10-3以上			○
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
14　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-227,［4]-230	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185突砂法	設計図書による。	500m³につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.　1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14　路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500m^{3}につき1回の割合で行う。ただし、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1]-284（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185突砂法	設計図書による。	500m^{3}につき1回の割合で行う。ただし、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m^{2}未満：5点 ・500m^{2}以上1000m^{2}未満：10点 ・1000m^{2}以上2000m^{2}未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m^{3}につき1回の割合で行う。ただし、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1]-284（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
17　アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018 1	10～18秒 Pロート （グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適正試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。		
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
18　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-256）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） または、設計図書による。	500m³につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JISA1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JISA1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
18　補強土壁工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m^{2}を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
19　吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19　吹付工	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ケ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
19　吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^{3}ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
20　現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材）） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20　現場吹付法枠工	材料	その他（〃）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ケ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	設計図書による	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個（σ7…3個、σ28…3個、）とする。	・参考値：18N／mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20　現場吹付法枠工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
21　河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-256）	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m^{3}に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22　海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-256）	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000m^{3}に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
23　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-256突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 路体：最大乾燥密度の85%以上。 路床：最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 １回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、１工事当たり３回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
24　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
24　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-256） 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1]-284 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
26　コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（骨材コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（骨材コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.0%以下。 細骨材：7.0%以下、ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26　コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレ	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ケ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率　：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回／日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26　コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎥／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100㎥～150㎥ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m3、40mmの場合は165kg／m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1／20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1／4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t／m3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27　覆工コンクリート(NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（骨材コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（骨材コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27　覆工コンクリート(NATM)	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-293	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。	100㎥/日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150㎥ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m3、40mmの場合は165kg／m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27　覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
28　吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
28　吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	同上	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回／日以上。		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
28　吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6個（σ7…3個、σ28…3個、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCEC502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
29　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。		
30　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-~~5~~68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧 表-3.2.9 路上で破砕した路上再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30　路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度 の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、 10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回／日		
31　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧［3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧［4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧［2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
31　路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-218	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度 の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、 10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000m^{2}毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			
32　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^{2}あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m^{2}以上、10,000m^{2}未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m^{3}以上、1,000m^{3}未満）	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
32　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm）以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2]-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
32　排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上、10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200m3以上、1,000m3未満）	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	随時		○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧［3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧［1]-154	X_{10}　1000mL／15sec以上 X10　300mL／15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-224	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：基準密度の 90(94)%以上 （ ）書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が基準密度 の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、 10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、 10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合： 6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
33　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧［2]-16		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧［4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1／10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧［4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-18			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度 の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10 が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、 10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ＊なお、ごく小規模な工事（100m2以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
34　工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現物照合、帳票確認		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		○
			機械試験 （ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象となる材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 （付属部材）	目視及び計測				
35　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ　50μm以下 二次部材の最大表面粗さ　100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
36　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242　Ⅴノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査　20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36　溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示 方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4 溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験 （マクロ試験）溶接方法及び試験片の形 状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されて いる。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方 書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目 視検査する。目視は全延長実施する。た だし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試 験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶 接継手、Ｔ溶接継手、角溶接継手には、 ビード表面にピットがあってはならな い。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき３個または 継手長さ1mにつき3個までを許容する。 ただし、ピットの大きさが1mm以下の場 合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。		
			外観形状検査（ビード表面の凸凹）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36　溶接工	施工	必須	外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 だだし、１溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛り高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は，以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15　：　h≦3 15≦B<25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4／25）・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等などの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
37　中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000㎥～4,000㎥につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督職員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	1,000㎥～4,000㎥につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
38　鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験（受入れ試験） 引き抜き試験（適合性試験）	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は。5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		
39　植栽工	材料	必須	外観検査（樹木（樹姿））	目視	別表１「樹木の品質規格表（樹姿）」のとおり			
			外観検査（樹木（樹勢））	目視	別表２「樹木の品質規格表（樹勢）」のとおり			
			外観検査（シバ類）	目視	別表３「シバ類の品質規格表」のとおり			
			外観検査（草花類）	目視	別表４「草花類の品質規格表」のとおり			
			外観検査（その他地被類）	目視	別表５「その他地被類の品質規格表」のとおり			

別表1　樹木の品質規格表（樹姿）

項　　目	規　　格
樹形（全形）	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 （高木にのみ適用）	幹が、樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

別表2　樹木の品質規格表（樹勢）

項　　目	規　　格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。ふるい掘り（※）では、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮（肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝（※）、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病害虫	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあっては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

※ふるい堀り：樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
※徒長枝：異常に伸張した枝

別表3　シバ類の品質規格表

項　　目	規　　格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎（※）（日本芝に適用）	ほふく茎が、生気ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病害虫	病害（病斑）がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

※ほふく茎：茎の特殊形態の一つで、一見して根のように見えるもの。地中又は地上を長く横走りし、腹側から根を、背側から新しい茎や葉を分枝する。

別表4　草花類の品質規格表

項　　目	規　　格
形態	植物の特性に応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

別表5　その他地被類の品質規格表

項　　目	規　　格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害虫	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

（白紙）

写真管理基準（案）

令和７年１月

写　真　管　理　基　準　（　案　）

1.総　則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

2.撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工　事　名
② 工　種　等
③ 測点（位置）
④ 設 計 寸 法
⑤ 実 測 寸 法
⑥ 略　　図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び３次元データによる施工管理（参考）

ＩＣＴ技術を試行した場合の施工管理については、「ＩＣＴ活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和 4 年 10 月 12 日付け技第 703 号）の規定によるものとする。

「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

（2）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
（3）監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所、検査職員が臨場して臨時検査した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（令和５年３月 15 日付け、国技建管第６号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。
（1）写真はカラーとする。
（2）有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
（100 万画素程度～300 万画素程度=1200×900 程度～2000×1500 程度）。

映像と読み替える場合は、以下も追加する。
（3）夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
（4）フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。
（1）「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
（2）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
（3）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
（4）撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3.整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「新潟県電子納品実施要領」（令和４年３月 24 日付け技第 801 号）に基づくものとする。

また、撮影頻度以上に撮影した写真や編集、つなぎ写真の元写真も原本としてネガＣＤに格納し提出すること。

4.その他

撮影箇所一覧表の用語の定義
（1）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
（2）フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和２年３月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

撮影箇所一覧表（全体）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。（工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体（紙又は電子）で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する）
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回　〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していること（施工方法、使用機械など）が確認できるように適宜 〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫･社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（ＵＡＶ）」による場合は、撮影毎に１回（写真測量に使用したすべての画像（ICON フォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナ（ＴＬＳ）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型ＬＳ）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（ＵＡＶレーザー）、ＴＳ（ノンプリズム方式）、ＴＳ等光波方式、ＲＴＫ－ＧＮＳＳ」による場合は、計測毎に１回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回 （規制状況がわかる全体的な設置状況）〔設置後〕	1 枚毎の接写は不要
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回 （保安状況がわかる全体的な設置状況）〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各１回　〔作業中〕	

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	安全訓練等の実施状況	実施毎に１回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明（JIS マーク表示）	各品目毎に１回	
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検査時〕	
品質管理		別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添　撮影箇所一覧表（出来型管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来型管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
掲示物	設置状況	建設業許可証 労災保険成立表 建退協適用現場 施工体系図 など諸法令等で定められたもの	掲示物全体１回	掲示物の区別がつくように撮影する（1 枚毎の接写は不要）
営繕施設等	設置状況	現場事務所 資材庫 トイレ等	設置状況全景１回〔設置後〕（離れている場合は施設毎に 1 回）	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 現場環境改善等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回［試験実施中］	
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合［試験実施中］	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回［試験実施中］	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］	
		コンクリートの洗い分析試験		
	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回［試験実施中］	
		テストハンマーによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時［試験実施中］	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回［検査実施中］	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回［検査実施中］	
		浸透探傷試験	試験毎に1回［試験実施中］	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
7	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		プルフローリング	路盤毎に1回［試験実施中］	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
8	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回［試験実施中］	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合［試験実施中］	
		含水比試験		
9	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
10	ｾﾒﾝﾄ安定処理路盤（施工）	粒度	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 ［試験実施中］	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］	
11	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	粒度	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（舗設現場）	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
12	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ（施工）	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰVC試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験		
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 ［温度測定中］	
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ｺｱによる密度測定		
13	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（舗装現場）	温度測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
14	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		プルーフローリング	路床毎に1回 ［試験実施中］	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 ［試験実施中］	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
15	表層安定処理工 （表層混合処理）	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		現場密度の測定	材質毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		プルーフローリング	工種毎に1回 ［試験実施中］	
		平板載荷試験	材質毎に1回 ［試験実施中］	
		現場CBR試験		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 ［試験実施中］	
16	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 ［試験実施中］	
17	アンカー工	ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験	適宜 ［試験実施中］	
		ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
18	補強土壁工	現場密度の測定	材質毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
19	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回 ［試験実施中］	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 ［試験実施中］	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］	
20	現場吹付法枠工	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 ［試験実施中］	
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 ［試験実施中］	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 ［試験実施中］	
21 22	河川・海岸土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 ［試験実施中］	
23	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
24	道路土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 ［試験実施中］	
		平板載荷試験	土質毎に1回 ［試験実施中］	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 ［試験実施中］	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 ［試験実施中］	
25	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 ［試験実施中］	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
26	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 ［試験実施中］	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 ［試験実施中］	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 ［試験実施中］	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1．95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 ［試験実施中］	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		空気量測定		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 ［試験実施中］	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定		気温・コンクリート
		ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄのﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの引張強度試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
27	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
28	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付コンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
29	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
30	路上再生路盤工 （材料）	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工 （施工）	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
31	路上表層再生工 （材料）	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工 （施工）	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
32	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンタブロ試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
33	プラント再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に1回［試験実施中］	
		再生アスファルト量		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	プラント再生舗装工（舗設現場）	外観検査	合材の種類毎に1回［試験実施中］	
		温度測定		
		現場密度の測定		
34	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回〔現物照合時〕	
		在庫品切出	当初の物件で1枚〔切出時〕※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回〔試験実施中〕	
35	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回［試験実施中］	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
36	溶接工	引張試験	試験毎に1回［試験実施中］	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて［試験実施中］	
37	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜［試験実施中］	
		土の一軸圧縮試験	材料毎に１回［試験実施中］	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回　〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	1-2-3-6

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4
						かぶり	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	3-1-3-4
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	3-1-3-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-6
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-1-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-1-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-1-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-1-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工(視線誘導標)(距離標)	高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	3-1-3-10
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量〔使用前後〕	3-1-3-11
						素地調整状況(塗替)	スパン毎、部材別〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工)(けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕	3-1-3-12
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工)(スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕	3-1-3-12
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	3-1-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工(購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回〔製作後〕	3-1-3-14

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	3-1-3-14
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-1-3-17
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-18
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-19
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-22
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	3-1-3-24
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	3-1-3-24
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-3-26
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-26
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-27
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-27
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-1-3-29

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-1-3-30
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-1-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-4-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-1-4-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-4-3

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-1-4-4
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量(鋼管杭・掘削心)	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-1-4-4
						根入長(鋼管杭、ロッド)	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量、杭径(ソイルセメント柱径)	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-4-5
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-1-4-6
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-1-4-7
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-1-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-1-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積) (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-1-5-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-5-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-7
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-7
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ﾐﾙｸ注入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-9
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-9
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-10
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 共通施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-10
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装工）	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部ダウェルバー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法、位	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-14
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ（基準高）	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-6-15
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-6-16
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-6-17
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-1-7-2
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-7-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-7-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-7-6
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	3-1-7-7 3-1-7-8
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-1-7-9
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-7-9
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	3-1-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-1-10-5
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-1-10-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-10-5

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-10-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-10-9
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-10-10
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編3-1-14-3吹付工に準ずる	3-1-10-22
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-1-12-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-1-12-1

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	3-1-12-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-3 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-1-12-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	3-1-12-5
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	3-1-12-6
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	3-1-12-7
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	3-1-12-8
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	3-1-12-9
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	3-1-12-10
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量〔使用前後〕	3-1-12-11
						素地調整状況(塗替)	部材別〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラーク	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	3-1-13-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	3-1-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	3-1-14-2
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	3-1-14-3
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3-1-14-4
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-14-4
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-1-14-6
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-1-15-2
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-15-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-1-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-16-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	3-1-18-1

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-1-7-4
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	4-1-10-8
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-1-13-3
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-1-13-4
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	4-3-5-6
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	4-3-5-6
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	4-3-5-7

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	4-3-5-8
4 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	4-4-6-7 4-4-6-8 4-4-6-9 4-4-6-10 4-4-6-11
4 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	4-4-9-10
4 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	4-4-9-10
4 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-4-12-4
4 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-4-12-5 4-4-12-6

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-4-12-7
4 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-5-6-13 4-5-6-14
4 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-5-7-8 4-5-7-9 4-5-7-10
4 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	4-5-8-3
4 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-5-9-2
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-6-4-6
4 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-6-4-7
4 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	4-6-5-7

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第4編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	4-7-4-6
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	4-7-4-8
4 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	4-7-5-6

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第5編　海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	5-1-5-5
5 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	5-1-5-6
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	5-1-6-4
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-1-6-5
						裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
5 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-1-8-2
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
5 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-1-9-3
5 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-2-4-4
5 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-2-4-5

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第5編　海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-2-5-2
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	5-2-5-5
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-2-5-9
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-2-5-10
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	5-2-5-11
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	5-2-5-11
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	5-2-5-11
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	5-2-5-12

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第5編　海岸編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回〔据付後〕	5-2-5-12
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工(突堤上部工)　場所打コンクリート　海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回〔施工後〕	5-2-5-12
5 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	5-2-6-2
5 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	5-2-6-3
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	5-2-7-3
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕	
5 海岸編	3 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	5-3-3-3

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	6-1-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	6-1-8-4
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-1-8-6
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-1-8-8
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-1-9-5
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-1-9-5
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-1-9-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第6編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-2-5-8
6 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-6-4
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-3-7-4
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-3-7-5
6 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	6-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第7編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-1-4
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回	
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-1-4
7 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-1-4
7 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-2-4-5
7 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-2-4-6
7 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-2-4-7

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第7編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 ダム編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	7-2
7 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	7-3-3
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	8-1-3-2
8 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-1-9-6
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-1-11-4
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-1-11-5
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-1-11-6
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-1-11-7
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	8-1-12-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-1-12-5
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	8-2-4
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	8-2-4
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	8-2-5-9
8 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈ｺﾝｸﾘｰﾄ工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-2-7-4
						〈ﾗﾊﾞｰｼｭｰ〉 各部の長さ 厚さ		
						〈ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ〉 中心のずれ アンカー長		
8 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	8-2-9-4

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	8-2-9-4
8 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-2-12-5
8 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-2-12-5
8 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	8-2-12-6
8 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	8-3-6-8

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	8-3-7-9
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	8-3-7-9

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（I型・T型）	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	8-3-8-9
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	8-3-8-9
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（I型・T型）	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	8-3-8-10
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	8-3-8-10
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-8-11
8 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-4-3-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁物付属工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	8-4-8-3
8 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-5-6-2
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法（撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	8-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	40m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ（検測孔）	40m毎に1回 〔吹付後〕	
8 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	8-6-4-4
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕	
8 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	8-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
8 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-6-5-5
8 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	8-6-6-4
						幅（全幅）	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	8-6-8-4
8 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	8-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						幅（全幅） 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-11-6-2
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	8-11-6-4
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-11-6-5
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-11-6-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-11-6-5
8 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	8-11-7-2
8 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	8-12-5-2
8 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	8-12-5-3
8 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工（特殊部）	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-12-5-4
8 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-12-6-2
8 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-13-4-5
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）【第8編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 道路編	13 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	8-13-4-7
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
8 道路編	13 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	8-13-4-11
8 道路編	14 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-14-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
8 道路編	14 道路修繕	22 橋梁付属物	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	8-14-22-4
						出来ばえ	適宜 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	その他
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	その他
						仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	その他
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕	その他
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	その他
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	その他
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕	その他
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回〔清掃前後〕	その他
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	その他
							打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回〔施工中〕	その他
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	その他
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	その他
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回〔据付後〕	その他
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回〔据付後〕	その他
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	その他
						トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	その他
							湧水状況	適宜〔掘削中〕	その他
							埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	100m又は1施工箇所に1回〔建込後〕	その他
							湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕	その他
							集水渠（幅、高さ、位置）	100m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	その他
							地下排水工（管接合据付状況）		
							地下排水工（フィルター厚さ）	100m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕	その他
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕	その他
							グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕	その他

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	その他
							セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	その他
							二次覆工（セグメント清掃状況）	1工事に1回 〔清掃後〕	その他
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	その他
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	その他
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	その他
							注入工、削孔状況（位置、間隔）	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	その他
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	その他
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	その他
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	その他
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	その他
						道路除草	出来ばえ	2kmに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕	その他
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	その他
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回（施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	その他
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回（施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	その他
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回（施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	その他
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	その他
						清掃（路面、標識、側溝、集水桝）	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目		摘要
								撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					維持修繕工関係	街路樹植樹		出来ばえ	適宜　〔施工前後〕	その他
						街路樹補強補植		出来ばえ	適宜　〔施工前後〕	その他
						街路樹剪定		出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回〔施工前後〕	その他
						街路樹消毒、施肥		出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回〔施工中〕	その他
						街路樹雪囲		出来ばえ	適宜　〔施工後〕	その他
						排雪除雪		施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	その他
						凍結防止剤散布		出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕	その他
								材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他
						河川除草		出来ばえ	1kmに1回（1回刈毎）〔施工前後〕	その他
						応急処置		処理の状況	その都度　〔施工前後〕	その他
						鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	その他
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	その他
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	その他

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10下水道編	1管路	3（管渠開削工）			掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	10-1-3
						幅、深さ、法長	40m又は1施工箇所に1回〔掘削後〕	
10下水道編	1管路	3（管渠開削工）			基礎工	幅、厚さ	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	10-1-3
10下水道編	1管路	3（管渠開削工）			管渠工	布設状況（特にジョイント部）	40m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	10-1-3
10下水道編	1管路	3（管渠開削工）			埋戻し	巻出し厚	40m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	10-1-3
						締固め状況	40m又は1施工箇所に1回〔締固め時〕	
10下水道編	1管路	3（管渠開削工）			現場打ちマンホール工	幅、深さ、厚さ	1基毎に1回〔型枠取外し後〕	10-1-3
10下水道編	1管路	3（管渠開削工）			組立式マンホール工	深さ、据付状況	1基毎に1回〔埋戻し前〕	10-1-3

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10下水道編	1管路	5（管渠推進工）			設備工(小口径を除く)	刃口	1スパンに1回〔地上撮影〕	10-1-5
						運転状況	1スパンに1回〔施工中〕	
10下水道編	1管路	5（管渠推進工）			支圧壁(小口径を除く)	幅、高さ、厚さ	1基毎に1回〔型枠取外し後〕	10-1-5
10下水道編	1管路	5（管渠推進工）			推進工(小口径を除く)	掘進状況	1スパンに1回〔施工中〕	10-1-5
						裏込め作業状況	1スパンに1回〔施工中〕	
						残土搬出状況	1基毎に1回〔施工中〕	

工 事 標 識 等 設 置 要 領（案）

平成２４年４月

工事標識等設置要領（案）

目　次

１．　概要及び注意事項 …… 299

２．　器　材 …… 300
　２－１　標示板類の規格 …… 300
　２－２　保安用品の種類 …… 308

３．　設置方法 …… 310
　３－１．標示板類設置上の留意点 …… 310
　３－２．車線規制におけるすりつけ長 …… 310
　３－３．通行車両の減速・整流対策 …… 312
　３－４．保安施設の設置方法 …… 312
　３－５．設置図例 …… 313

工事標識等設置要領（案）

１．　概要及び注意事項

安全で円滑な道路交通の確保、並びに第３者災害を防止するため道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ）現場における保安施設の設置及び管理の取り扱いは，本要領（案）によるものとする。

なお、河川・砂防・海岸工事等、道路以外の工事現場においても、本要領（案）に準じて実施するものとする。

また、特殊な条件を持つ現場においては図例を参考とし、現場代理人の判断により実施するものとする。

ここに示されていないものについては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日建設省令第３号）、「道路現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年８月30日建設省道路局長通達、平成18年３月31日一部改正）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（昭和47年２月道路局国道第１課）によるものとする。

注　意　事　項

工事標示板類は、次の事項を基本として設置するものとする。

① レイアウトは単純明快であること。

② 標示板類の統一性に留意すること。

③ 通行規制の内容を確認すること。

④ 設置する場所は見やすい位置であること。

⑤ 標示板類の設置枚数は、必要最小限であるよう留意すること。

2.　器　材

2－1　標示板類の規格

(1) 工事標示板

記号　①

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。

(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。

(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。

(4) 「○○工事」には「舗装補修工事」、「共同溝工事」等と記載する。

(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。

(6) 転倒しないように留意して設置すること。

(2) 工 事 予 告 標 示 板

記号　③ 	(1) 設置位置は、500m、200m、100mを標準に、なるべく交差点付近などを活用して設置する。 ただし、車線減少標示板が入る場合は100mを省略する。 (2) ２つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事を対象に設置箇所を定める。 (3) 通行止の案内標示板を設置する場合は、工事予告標示板は設置しない。 (4) 渋滞長が特に長くなることが予想される場合は必要に応じて１km、２km、５kmなどを追加する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。

(3) 車 線 減 少 標 示 板

記号　④ 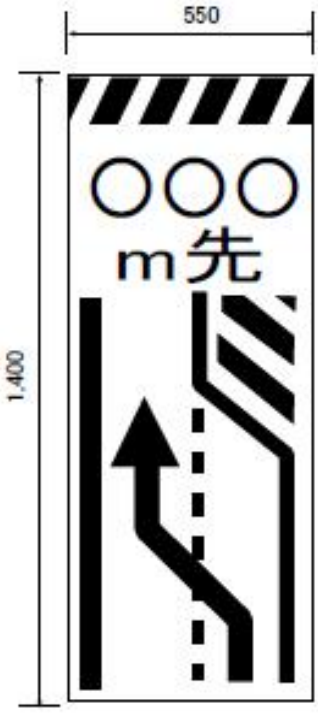 	(1) 車線減少の300m、100m手前に設置する。 (2) 多車線道路に適用する。 (3) ２つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の300m、100m手前にのみ設置する。 (4) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (5) 図でどちら側に減少するかを明確に表示する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。

(4) 方 向 標 示 板

記号 ⑤

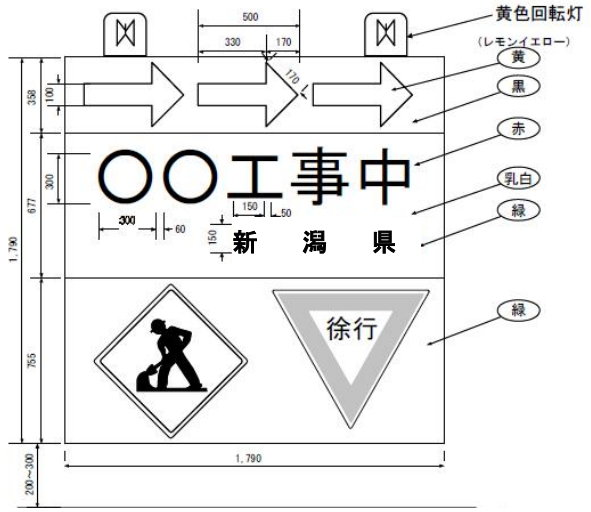

記号 ⑥

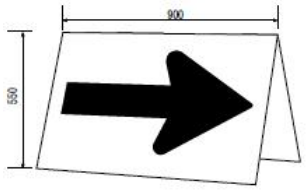

(1) 片側交互通行や車線の変更を誘導する箇所に設置する。

(2) 方向標示板の基本は⑤の内照式とし、電源が無い場合には、⑥の標示板を用い１箇所３枚以上とする。

(3) ⑥の標示板の下地は″赤″、「←」は″白″とする。

(4) ⑥の標示板は高輝度反射式または同等以上のものとする。

(5) 転倒しないように留意して設置すること。

(5) 交 互 通 行 標 示 板

記号 ⑦

(1) 工事起点の手前70～80mに設置する。

(2) ２つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の手前に設置する。

(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。

(4) 転倒しないように留意して設置すること。

(6) 停 止 位 置 標 示 板

記号　⑧

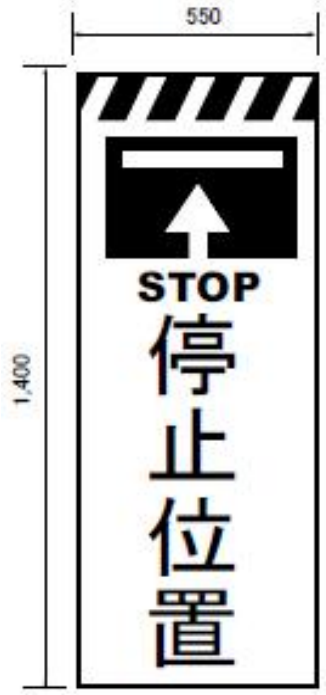

(1) 片側交互通行時における停止位置に設置する。

(2) ２つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の手前に設置する。

(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。

(4) 転倒しないように留意して設置すること。

(5) 停止位置に、停止板（白色ゴム製）を必要に応じて設置する。

(7) 徐 行 標 示 板

記号　⑨

(1) 工事区間の起点付近に設置するが、工事区間が長い場合は200m間隔で設置する。

(2) ２つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、各工事ごとの起点付近に設置する。

(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。

(4) 転倒しないように留意して設置すること。

(8) 段 差 予 告 標 示 板

記号　⑩	
	(1) 「段差」の手前70～80mに設置する。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

(9) 工事終了標示板

記号　⑪	
	(1) 工事の終点に設置する。 (2) ２つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、全ての工事区間が終了した箇所に設置する。 (3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。 (5) 迂回路を設ける場合でも、本線に戻った地点に設置する。

(10)　　迂 回 路 標 示 板

記号　⑬

(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

(3) 高輝度反射式または同等以上のものとする。

(4) 転倒しないように留意して設置すること。

(11)　　迂 回 路 補 助 板

記号　⑭

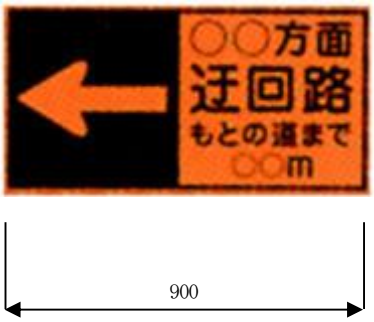

(1) 迂回路に入ってから交差点に設置する。

(2) ドライバーが見る方向を考えて設置する。

(3) 本線に戻るまでの距離を標示板ごとに記入する。

(4) 高輝度反射式または同等以上のものとする。

(5) 転倒しないように留意して設置すること。

(12)　　立入禁止標示板

記号　⑮ 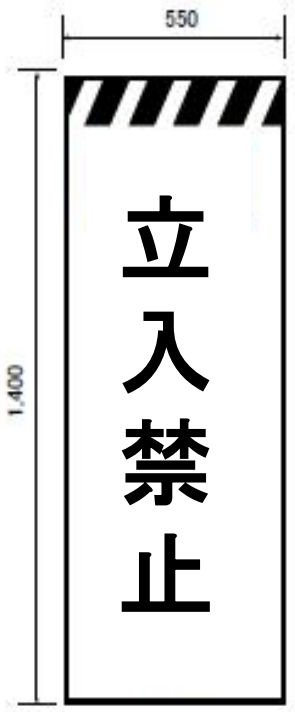 	(1) 立入りを禁止する必要のある場合に設置する。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

(13)　　歩行者通路標示板

記号　⑯ 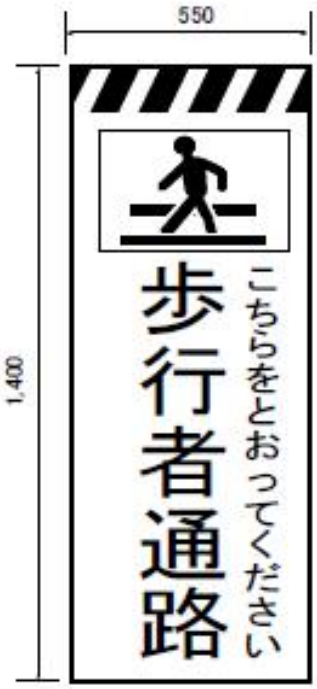 	(1) 歩行者用の通路を設置する必要のある場合に設置する。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

(14)　工事情報板

記号 ⑰

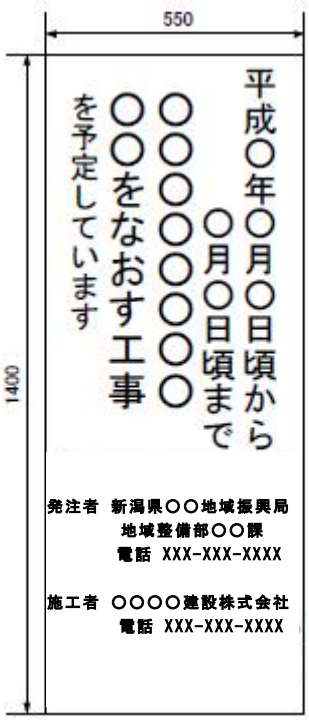

(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。
(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。
(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。
(5) 道路工事を開始する約１週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。
(6) 転倒しないように留意して設置すること

(15)　工事説明看板

記号 ⑱

(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。
(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。
(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。
(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。
(6) 転倒しないように留意して設置すること。

２－２　保安用品の種類

(16)　　バリケード

	(1) 転倒防止のため、基礎をウェイトなどで固定する。 (2) デリネーターまたは保安灯などの併設は、基本的に実施するものとするが、一般交通に支障ない箇所や資材の囲い等に用いる場合は省略することができる。 (3) 上部横材にゼブラ被覆などを施すか、またはゼブラ状の垂れ板を取り付ける。

(17)　　セフティコーン

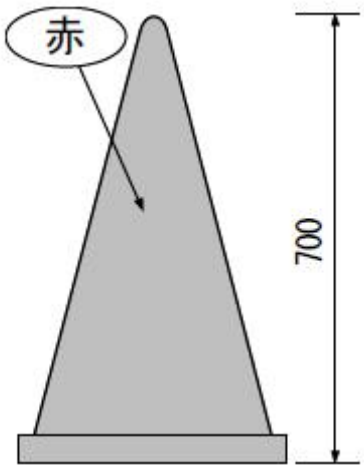	(1) 工事現場で中央線、車輌誘導線および歩車道境界線などが必要な場合に設置する。 (2) 夜間に使用する場合は、反射装置のあるものを使用する。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

(18)　保 安 灯

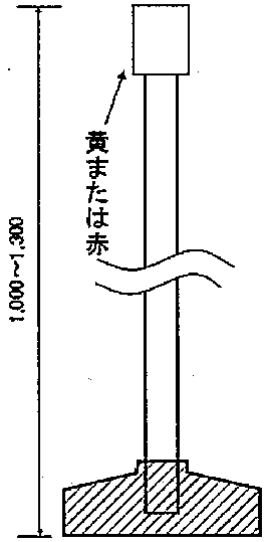

(1) 視認距離が夜間150m以上の効果をもつものであること。

(2) 他に同様の効果をもつものとしてスズラン式、チューブ式などがある。

(3) 設置にあたっては、停電その他の事故などによりその機能を失う恐れもあるので、セフティライトまたは反射効果を発揮できるデリネーターなどを併設する。

(19)　工 事 用 信 号 機

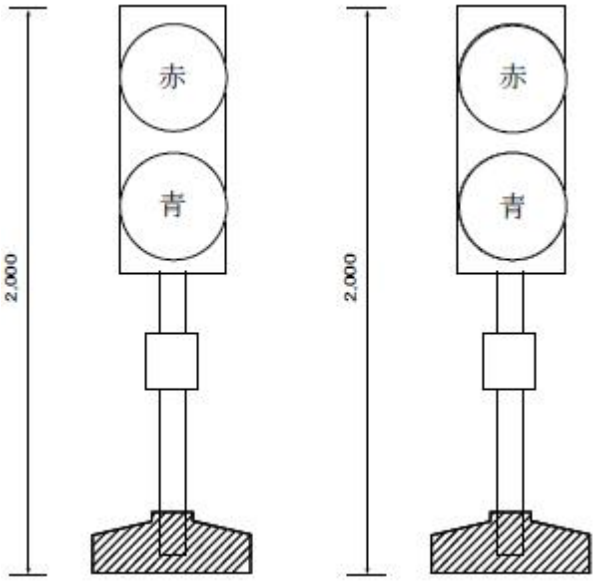

(1) 工事用信号機は、工事中における片側交互通行の誘導方法として用いる。この場合、原則として交通誘導員を配置し、信号機はその補助手段として使用する。

(2) 信号機は、サイクル（青・赤）の調節可能なものとし、視認距離は200m以上の距離から確認できるものとする。

(3) 見通しの悪い道路で、直接信号機が確認できない場合、「信号機あり」の標示板（反射式1200×550）を設置する。

(4) 必要に応じて、信号待ち時間の標示板を設置するものとし、この場合には「青○分、赤○分」を標示する。

３．　設　置　方　法

３－１．標示板類設置上の留意点

工事標示板類の設置に際しては、次の点に留意すること。

① 標示板の高さは、標示の中心点が概ね1.5～2.0mの位置になるように設置する。

② 通行規制に関する標示板は、工事中止時（夜間を含む）は撤去するか、または白布等で覆うこと。

③ 予告標示板は交通渋滞が生ずる地点の手前付近に、また、車線変更を必要とする工事では、車線変更を開始する少し手前に設置する。

④ 『通行止め』の案内標示板は、駐車場、交差点および道路照明灯付近に設置する。

⑤ 『通行止め』のため、迂回路を伴う工事標示板類は、少なくても10日前から予告する。

⑥ 標示板類を歩道上に設置する場合は、歩行者通行帯を確保し、夜間の安全対策を講ずること。

⑦ 維持工事などで、工事箇所が点在する場合は、工事実施個所にのみ設置する。

⑧ 路面清掃、区画線設置作業のように随時施工個所が移動する場合は、交通誘導のみとし、標示板類は設置しない。ただし、交通誘導員の安全には十分注意を払うこと。

⑨ 複数の工事が連続する場合または断続して工事が実施される場合は、各工事担当者間で連絡調整を図り、一連の工事区間として標示板類を設置する。この場合における工事の終点と起点の間隔は、概ね500m程度とする。

本要領（案）に明示されていない標示板類を設置する必要のある場合は、できるだけ本要領（案）の考え方に準じて運用すること。

３－２．車線規制におけるすりつけ長

多車線道路において工事のため車線規制を行い、走行車両を隣の車線に移動させる場合のすりつけ長は、表－１によって定めるものとする。

表－１　すりつけ率の標準値

設計速度（km/h）	地方部	都市部
８０	１／５０	１／４０
６０	１／４０	１／３０
５０	１／３０	１／２５
４０	１／２５	１／２０
３０	１／２０	１／１５

※『道路構造令の解説と運用』を準用

表中の設計速度は、当該道路に対して公安委員会が指定する最高速度とするが、沿道からの乗入れ口や取付道路等の存在により、これによりがたい場合は、周囲の状況を勘案し設定するものとする。

【例題－１】
設計速度が60km/ｈ、１車線の幅員3.25m、中央分離帯を有する４車線道路の地方部における局部打換え舗装工事を片側２車線のうち、１車線全幅員を閉鎖して工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。

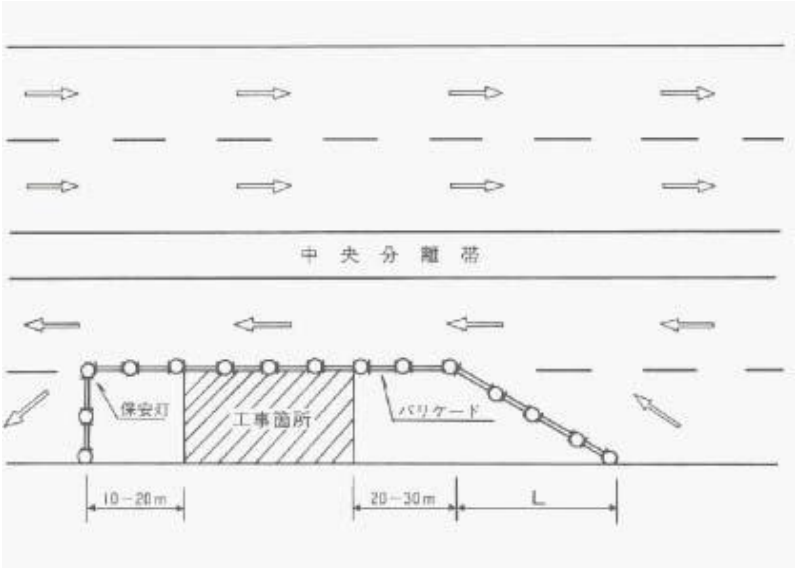

・地方部における設計速度60km/ｈの場合のすりつけ率は、表－１より1/40である。
・すりつけ長（Ｌ）＝ 3.25 × 40 ＝ 130m

【例題－２】
規制速度が40 km/ｈ、１車線の幅員3.25mの平面４車線の都市部道路に地下横断歩道工事を施工するため、４車線のうち、先ず片側２車線を工事のため閉鎖し、残りの２車線を上下方向、同時に通行しながら工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。

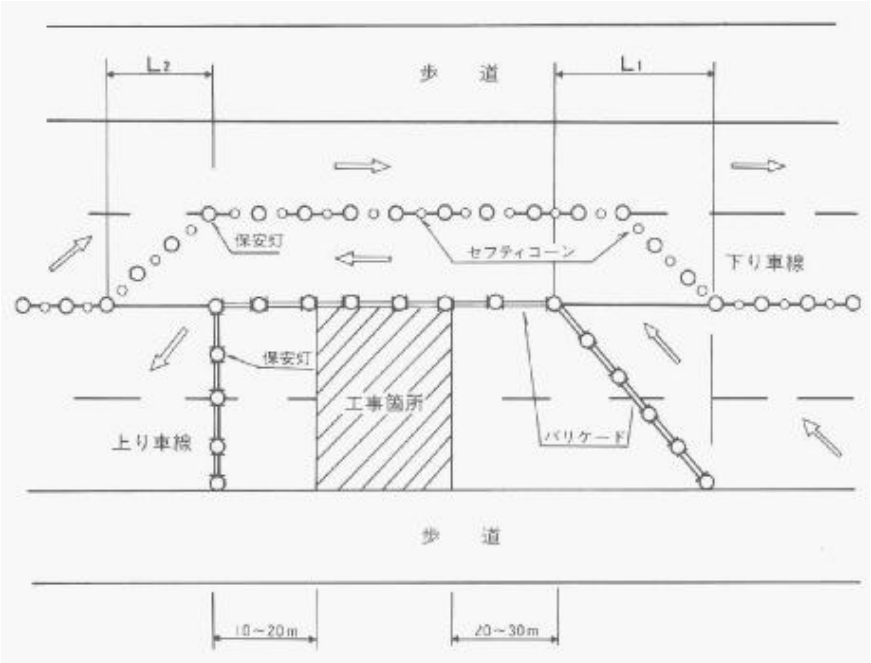

・都市部における規制（最高）速度40 km/ｈのすりつけ率は表－１より1/20である。
・上り車線側のすりつけ長Ｌ１＝（3.25×2）×20＝ 130m
・下り車線側のすりつけ長Ｌ２＝ 3.25×20 ＝ 65m

３－３．通行車両の減速・整流対策

道路工事のために、通行車両速度の抑制や車線変更を行う際は、次の点に留意すること。

① 通行車輌の減速や交通の流れを整える整流対策には、セフティコーンを設置すると有効である。

② セフティコーンの採否は、当該道路の車道幅員を配慮するものとし、設置時には、ドライバーの案内誘導や通行車両に対応した適切な導流路の確保に留意すること。

③ 工事用信号機は、交通の誘導方法として有効であるが、工事現場における交通の危険を防止するためには、交通誘導員を配置したうえで、信号機はその補助手段として使用すること。ただし、夜間など作業を中止する場合には、交通量および現地の状況を勘案し、工事用信号機によって交通の誘導を図るものとし、必要に応じて交通誘導員を配置する。

④ 交通誘導員を配置する場合は、誘導員の前にバリケード等を設置し、誘導員の安全を図ること。

３－４．保安施設の設置方法

道路工事における保安施設の設置に当たっては、工事範囲、通行規制の条件等により表－２および設置図例を参考にして決定すること。

表－２　保安施設の設置一覧表

車線数	呼び名	工事（作業）範囲	通行規制		工種（例）	図面番号
			条　件	方　法		
2	A－1	片側車線全幅員	車線数減少（２車線→１車線）	片側交互通行	舗装打換、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ、構造物新設・補修、法面工事	図－１
	A－2	片側車線の一部			局部打換、わだち掘れパッチング、目地補修等短時間工事	図－２
	A－3	片側車線の一部	片側車線のみ幅員減少	片側車線のみ通行注意	路面清掃、側溝清掃等の随時移動する作業	図－３
	A－4				路側工事（路肩・側溝等）	図－４
	A－5	道路の中央部	車線数減少	片側交互通行	区画線設置等の随時移動する作業	図－５
4以上	B－1	片側２車線幅員 片側１車線全幅員	車線数減少（４車線→２車線）	片側移行通行	舗装打換、路面切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ、表面処理、構造物新設・補修、法面工事	図－６
	B－2	片側１車線のうちの一部	片側のみ車線数減少（４車線→３車線）	片側１車線通行	局部打換、パッチング、わだち堀り、目地補修等 区画線設置等	図－７
	B－3	道路の中央部	車線数減少	両側分離通行	局部打換、構造物新設・補修等	図－８
	B－4	中央分離帯内	車道の一部幅員減少		植樹手入れ、道路付属物等	図－９
共通	C－1	路肩及び歩道部分	車道の一部幅員減少	歩行者通行確保	側溝、歩道、標識等の設置及び補修	図－10
	C－2	複数工事の断続			全工種対象（間隔は概ね500m）	図－11
	C－3，4	道路全幅員	全面閉鎖	迂回路の標示	車道全幅員に伴う工事	図－12，13

表－３保安施設等の記号

工事標示板類		保安用品		その他	
種類	記号	種類	記号	種類	記号
工事標示板	①	安全柵等			
工事予告標示板	③	バリケード	═══	交通誘導員	
車線減少標示板	④	歩道柵	├──┤		
方向標示板	⑤、⑥	ｾﾌﾃｨｺｰﾝ	○	作業車（標識付）	
交互通行標示板	⑦			標識車	
停止位置標示板	⑧	灯具類			
徐行標示板	⑨	保安灯	○		
段差予告標示板	⑩	回転灯	◎		
工事終了標示板	⑪	照明灯	○		
迂回路標示板	⑬	工事用信号機	●		
迂回路補助板	⑭				
立入禁止標示板	⑮				
歩行者通路標示板	⑯				
工事情報看板	⑰				
工事説明看板	⑱				

３－５．設置図例

（1）単独工事の設置図

図－１　保安施設の設置図例

呼び名：Ａ－１型	２車線道路	工事（作業）範囲：片側車線全幅員

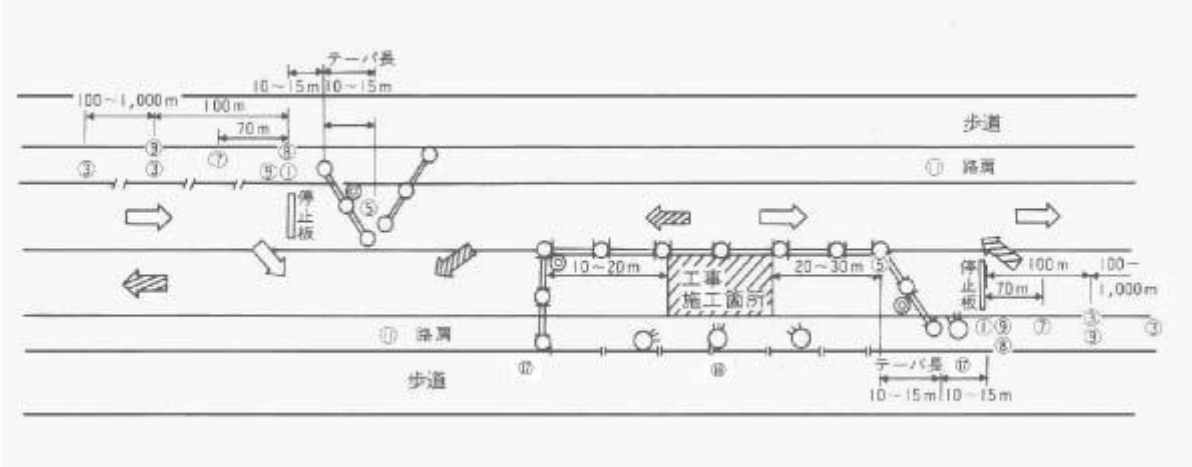

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。

-2）昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。

-3）両端に交通誘導員を配置し、適宜工事用信号機を置く。

-4）路肩側に歩道柵（バリケード等）を設置する。

-5）作業を中止する場合は交通量及び現地状況を勘案のうえ、工事信号機を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。

図－２　保安施設の設置図例

呼び名：Ａ－２型	２車線道路	工事（作業）範囲：片側車線一部

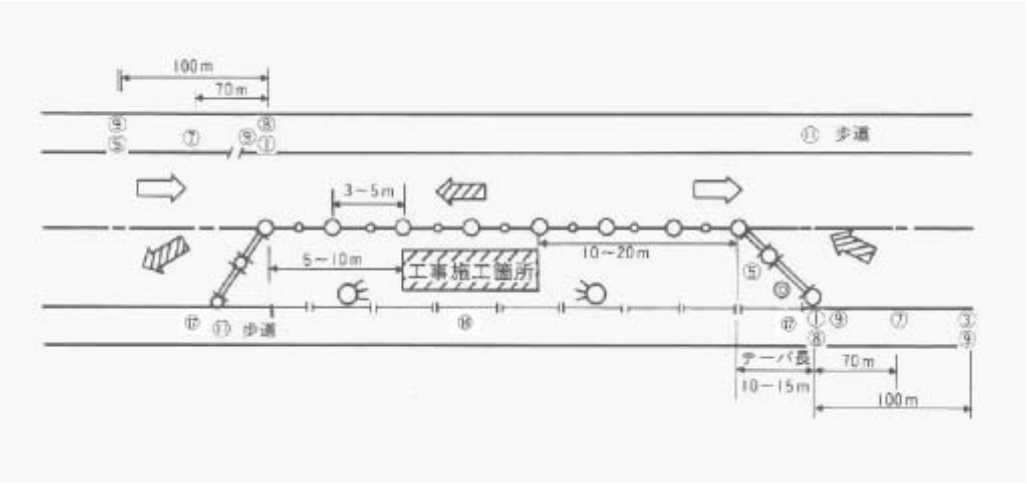

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。
-2）昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
-3）工事区間長および交通量に応じて両端に交通誘導員を配置し、適宜工事用信号機を置く。
-4）歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合、歩道柵は不要。

図－３　保安施設の設置図例

呼び名：Ａ－３型	２車線道路	工事（作業）範囲：片側車線の一部

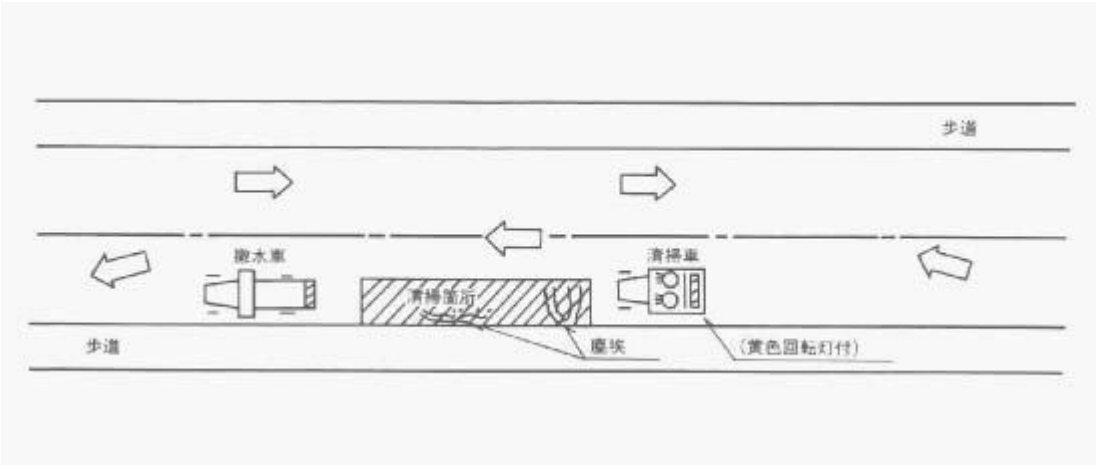

注-1）必要に応じ、交通誘導員を配置する。

図－４　保安施設の設置図例

呼び名：Ａ－４型	２車線道路	工事（作業）範囲：片側車線の一部

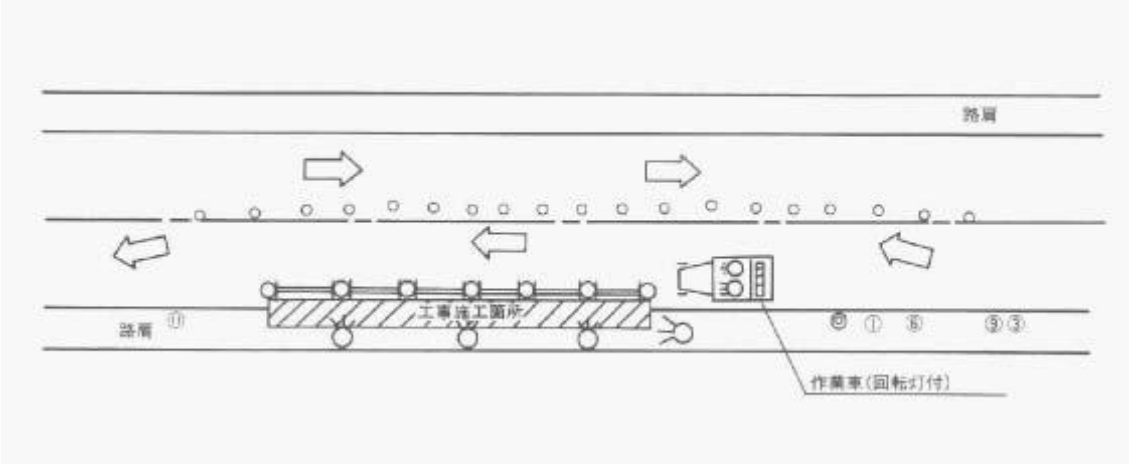

注-1）短時間の路側作業では、バリケードをセフティコーンとしてよい。
-2）昼間作業は、保安灯を除く。
-3）必要に応じて、交通誘導員を配置する。
-4）路肩に通行者のある場合は、歩道柵（バリケード）を設置し、歩行者通路を確保する。

図－５　保安施設の設置図例

呼び名：Ａ－５型	２車線道路	工事（作業）範囲：道路中央部

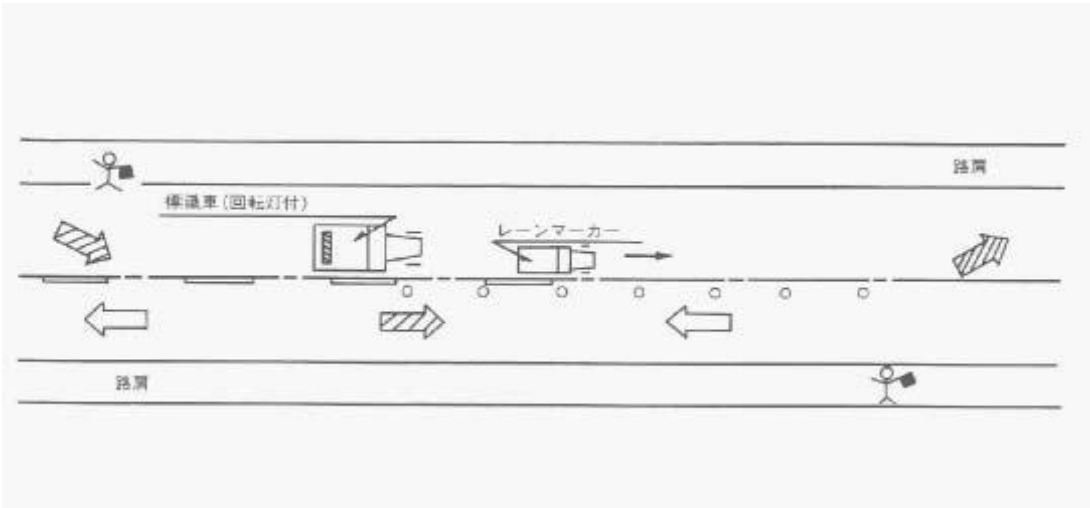

注-1）防護用として標識車（回転灯付）を使用する。

図－６　保安施設の設置図例

呼び名：Ｂ－１型	４車線道路	工事（作業）範囲：片側の１車線または２車線全幅員

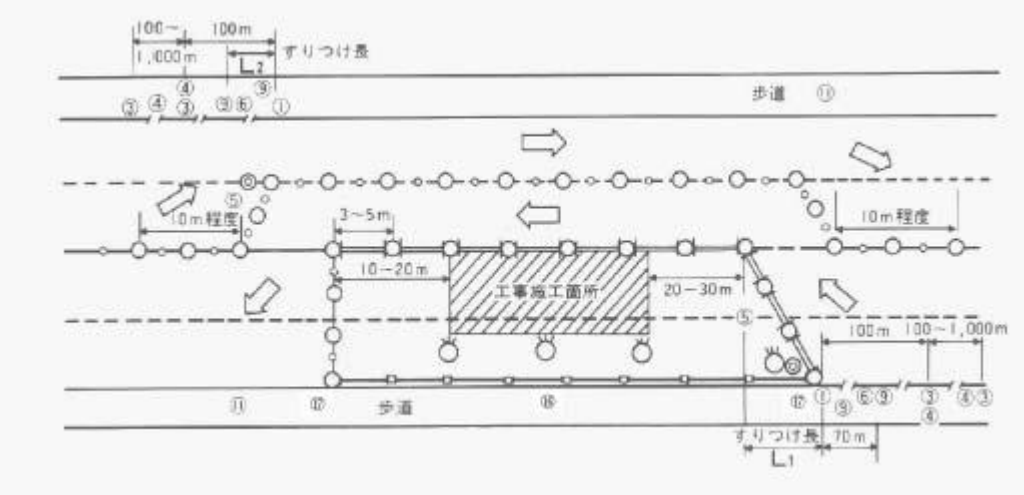

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。
-2）昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。
-3）長時間にわたり作業を中止する場合は、上り・下り方向通行分離用のセフティコーンをバリケードとする。
-4）必要に応じて両端に交通誘導員を配置する。
-5）歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合、歩道柵は不要。

図－７　保安施設の設置図例

呼び名：Ｂ－２型	４車線道路	工事（作業）範囲：片側１車線のうちの一部

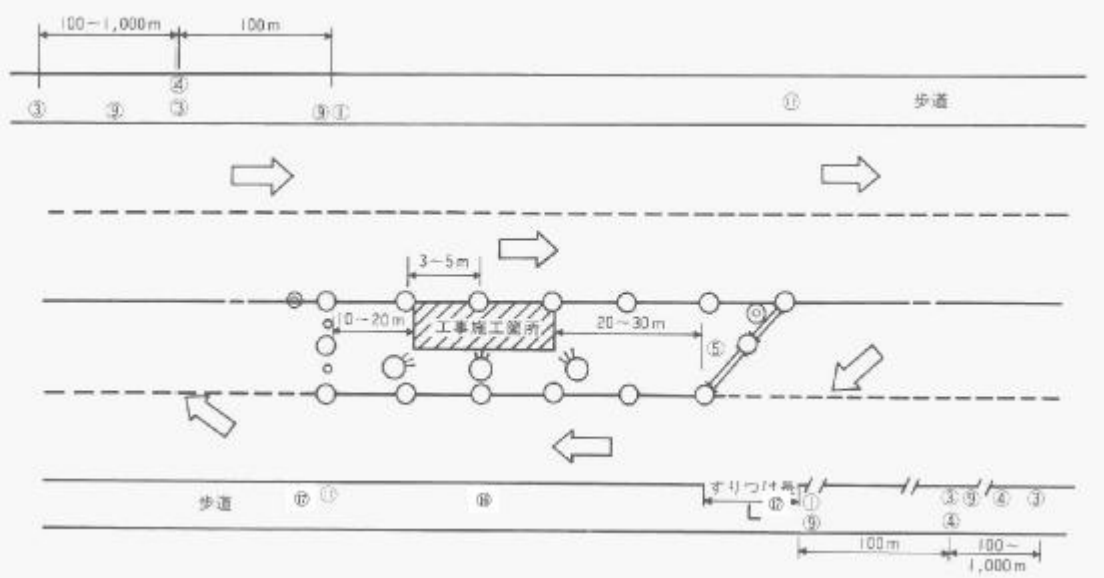

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。
-2）昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
-3）夜間等、作業を休止する場合は、バリケードを設置する。
-4）区画線設置作業における保安用具は、作業車（回転灯付）または標識車とセフティコーンを使用し、Ａ－５型に準ずる。

図－８　保安施設の設置図例

呼び名：Ｂ－３型	４車線道路	工事（作業）範囲：道路の中央部

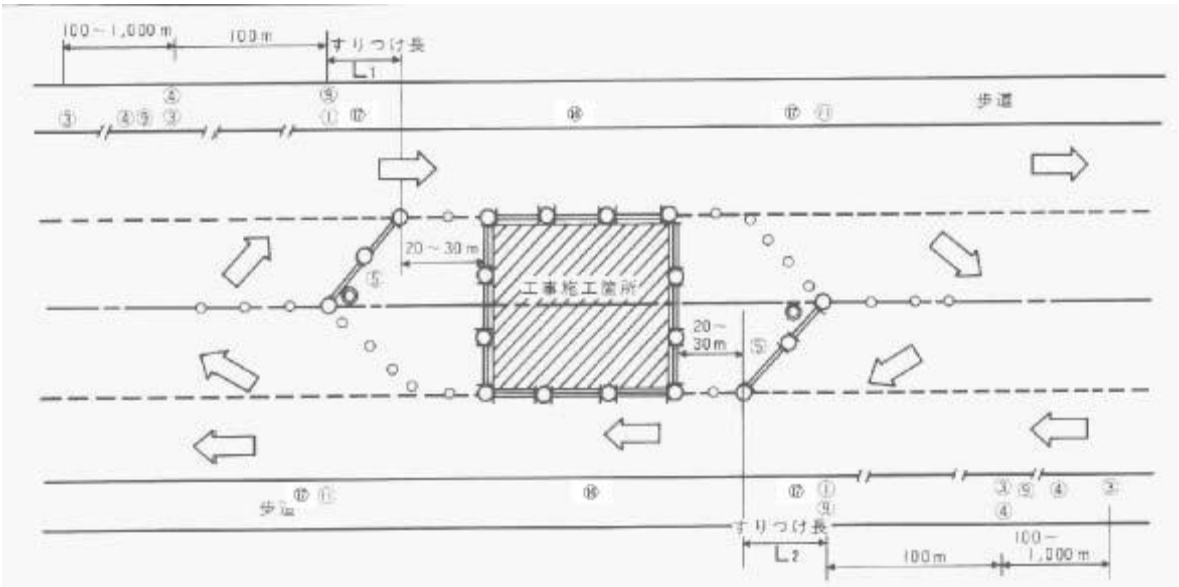

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。
　-2）昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
　-3）工事区間長および交通量に応じて、両端に交通誘導員を配置する。

図－９　保安施設の設置図例

呼び名：Ｂ－４型	４車線道路	工事（作業）範囲：中央分離帯内

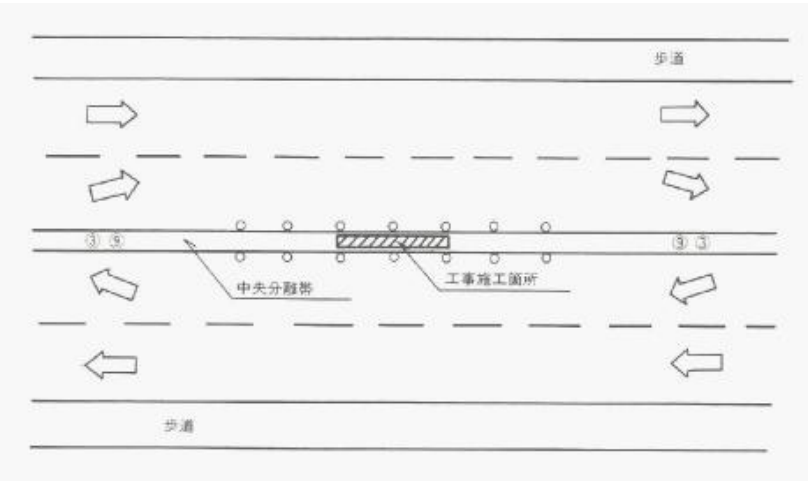

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。
　-2）分離帯内の作業スペースが狭い場合、工事区間長および交通量に応じて片側１車線を閉鎖し、両端に交通誘導員を配置、Ｂ－２型に準ずる。

図－10　保安施設の設置図例

呼び名：Ｃ－１型	２、４車線道路	工事（作業）範囲：路肩または歩道部

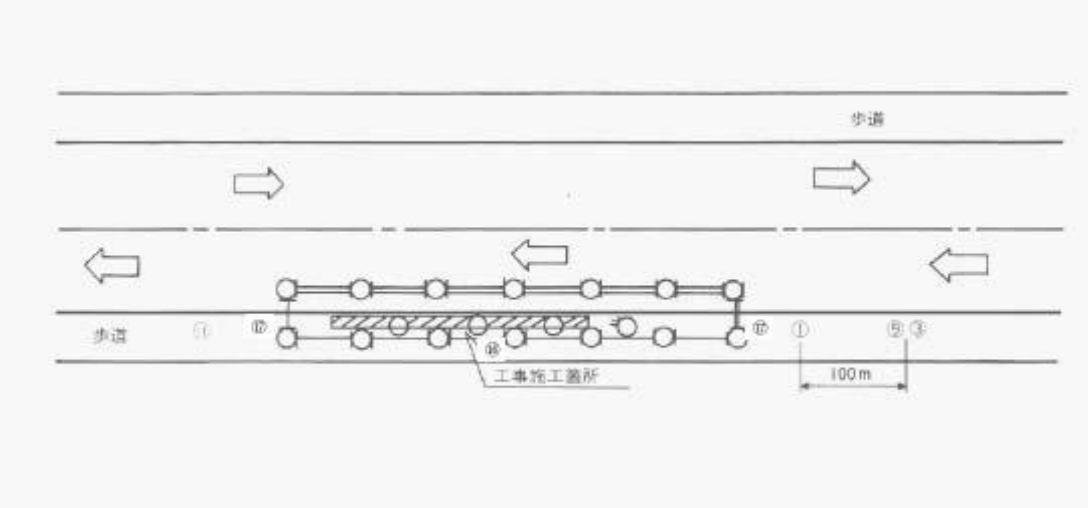

注-1）③の設置数、距離（位置）については、交通量および現地の状況によって定める。
-2）昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
-3）夜間等、作業を休止する場合は、バリケードを配置する。
-4）歩道側には、歩道柵（バリケード）を設置し、歩行者通路を確保する。

（2）複数の工事が連続または断続する場合の設置例

図－11　保安施設の設置図例

呼び名：Ｃ－２型	工事（作業）範囲：工事区間が連続又は断続（概ね500m程度）する場合

注-1）概ね500ｍ程度の離れまで連続区間と考える。
-2）④の車線減少標示板は４車線以上の道路に設置する。
-3）①の工事標示板には、関係する受注者名を並記し、工事毎には設置しない。

（3）「通行止め」の場合における迂回路標示板の設置例

図－12　保安施設の設置図例

呼び名：Ｃ－３型	工事（作業）範囲：道路全幅員(全面通行止めの事前予告)

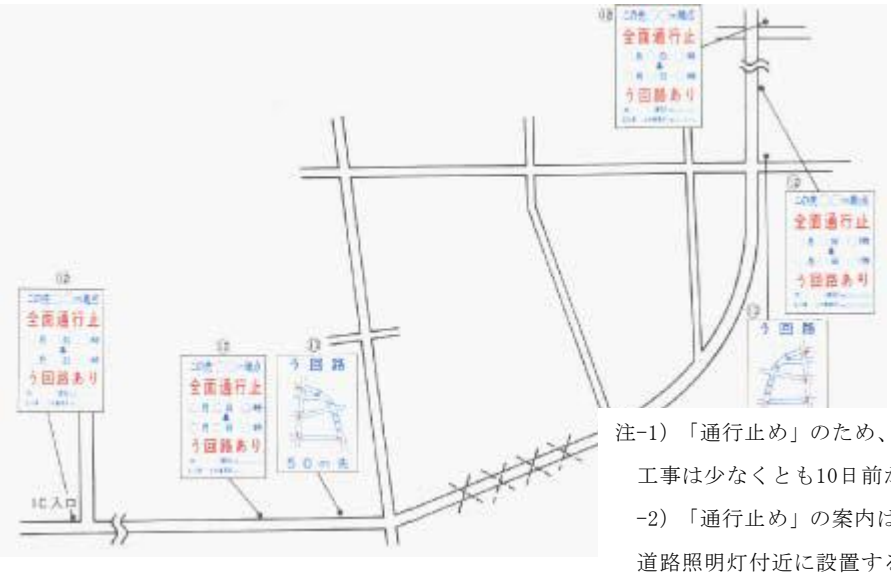

注-1）「通行止め」のため、迂回路を伴う工事は少なくとも10日前から予告する。
-2）「通行止め」の案内は、交差点及び道路照明灯付近に設置する。

図－13　保安施設の設置図例

呼び名：Ｃ－４型	工事（作業）範囲：道路全幅員(全面通行止め)

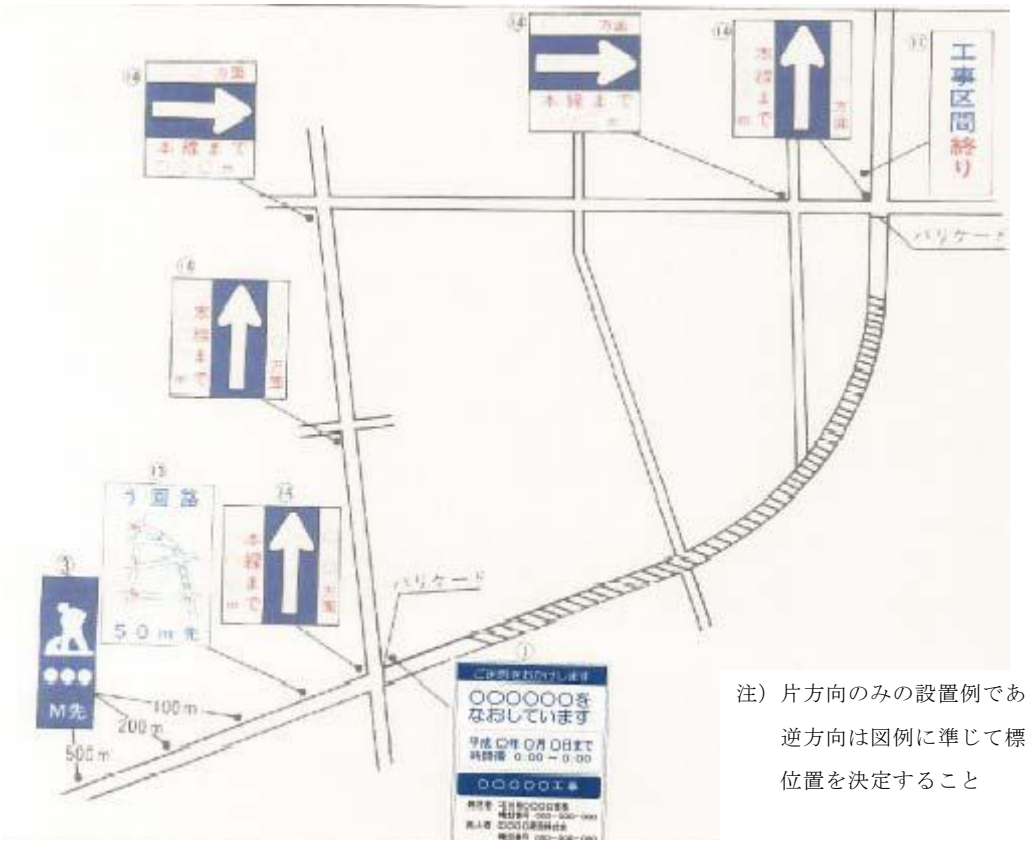

注）片方向のみの設置例である。
逆方向は図例に準じて標示板の位置を決定すること

道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

平成18年3月31日　国道利第37号　国道国防第205号
道路局長から各地方整備局長・北海道開発局長あて
沖縄総合事務局長、各高速道路株式会社代表取締社長あて通達

標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和３７年８月３０日付け 道発第３７２号 建設省道路局長通達）等の一部を下記のとおり改正し、平成１８年４月１日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

平成18年3月31日　国道利第37号　国道国防第205号
道路局長から各都道府県知事・各指定都市長あて通達

標記については、別添のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、貴職におかれましてもこれを参考とした運用に努められるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く）あてこの旨通知願います。

なお、本通達は、「道路法に基づく法定受託事務の処理基準等について」（平成１３年２月２１日付け道路局長通達）により、指定区間外国道の管理等の事務につき、処理基準とすべき通達として定められているものであることに留意願います。

別添

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

（道路工事の標示）

1　道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式１を参考とするものとする。

（１）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（２）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（３）工事種別

工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

（４）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（５）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2　車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3　道路工事のため迂廻路を設ける場合は、当該迂廻路を必要とする時間中、迂廻路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂廻路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（１２０－Ａ、１２０－Ｂ）を設置するものとする。(参考（２）及び参考（３）を参照）なお、標示板の設置にあたっては、別表様式２を参考とするものとする。

（色彩）

4　道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

（管理）

5　道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表様式１

114cm
140cm
ご迷惑をおかけします
〇〇〇〇〇〇を
なおしています
平成〇年〇月〇日まで
時 間 帯 21:00 ～ 6:00
舗 装 修 繕 工 事
発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別表様式２

140cm
まわり道450M
150M先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい
〇〇市
工事中通行止
現在地
国土交通省 ××××事務所
（電話） xxx－xxxx－xxxx
110cm

別表備考

一　様式１

(1)　色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2)　縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

二　様式２

(1)　色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

(2)　縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm とする。

参考（１）　車線の一部分が工事中の場合の標示例

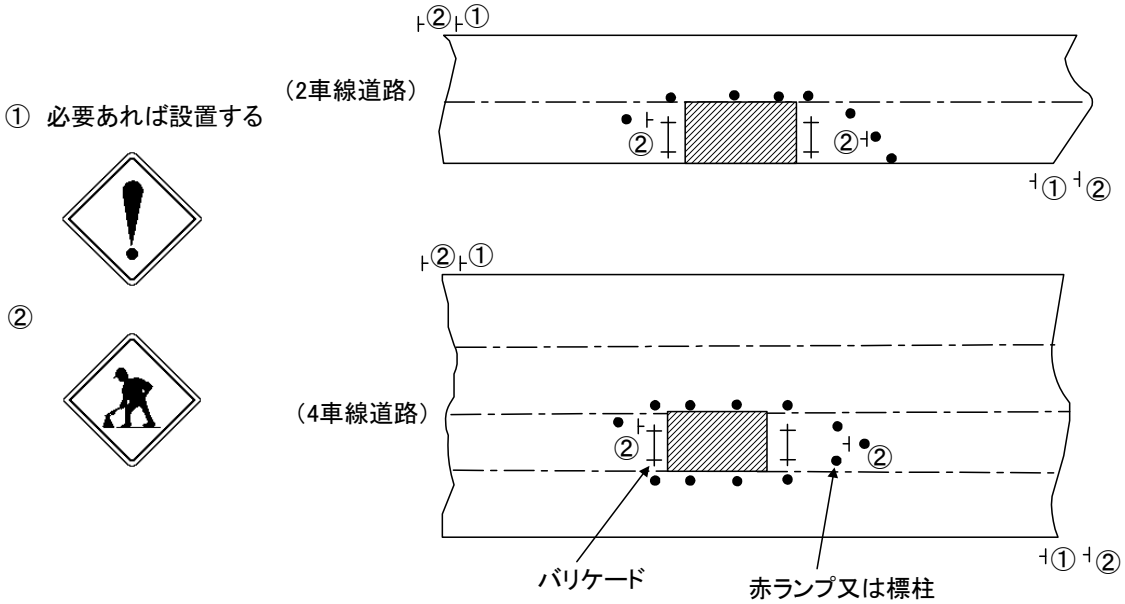

参考（２）　工事中迂回路の標示例（市街部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）

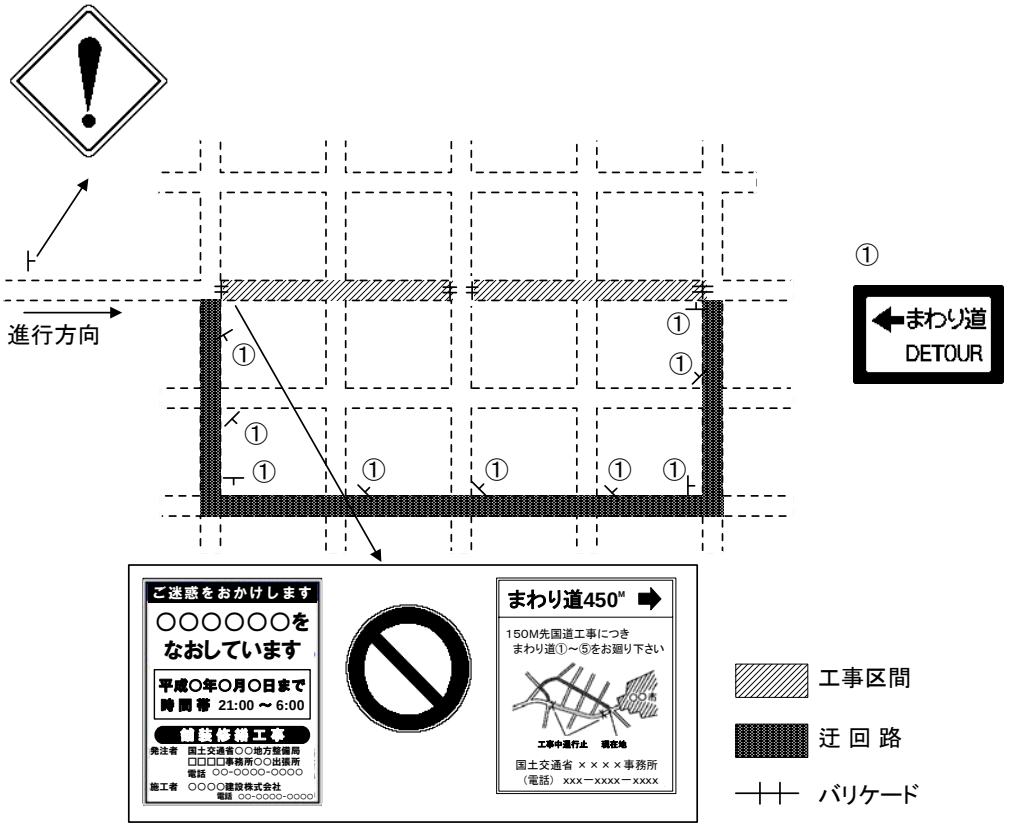

参考（３）　工事中迂回路の標示例（地方部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）

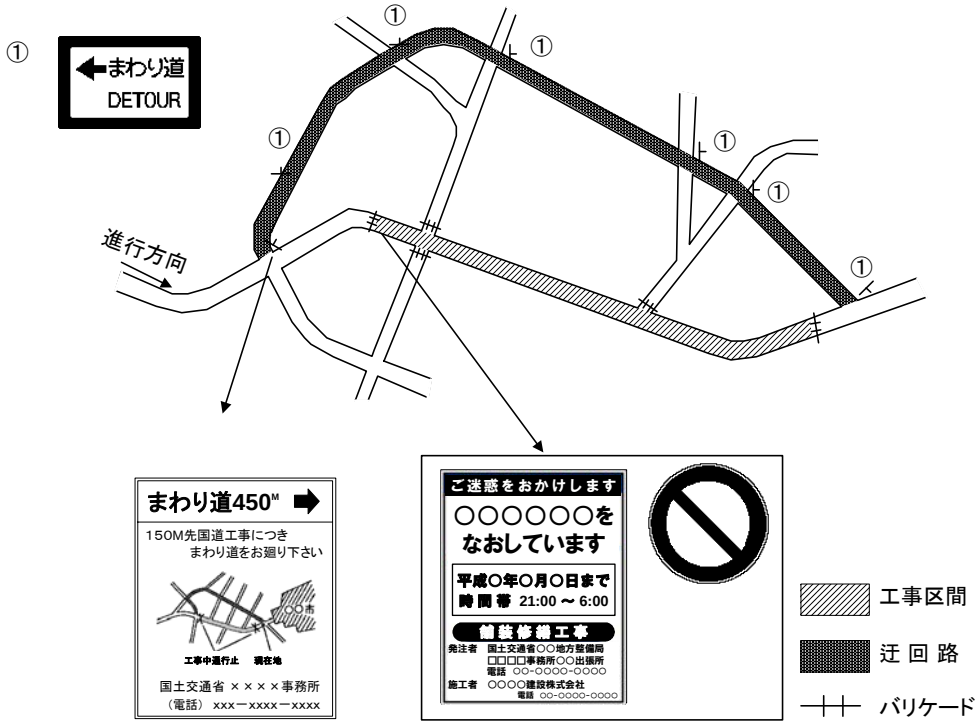

参考（４）　設置方法の一例

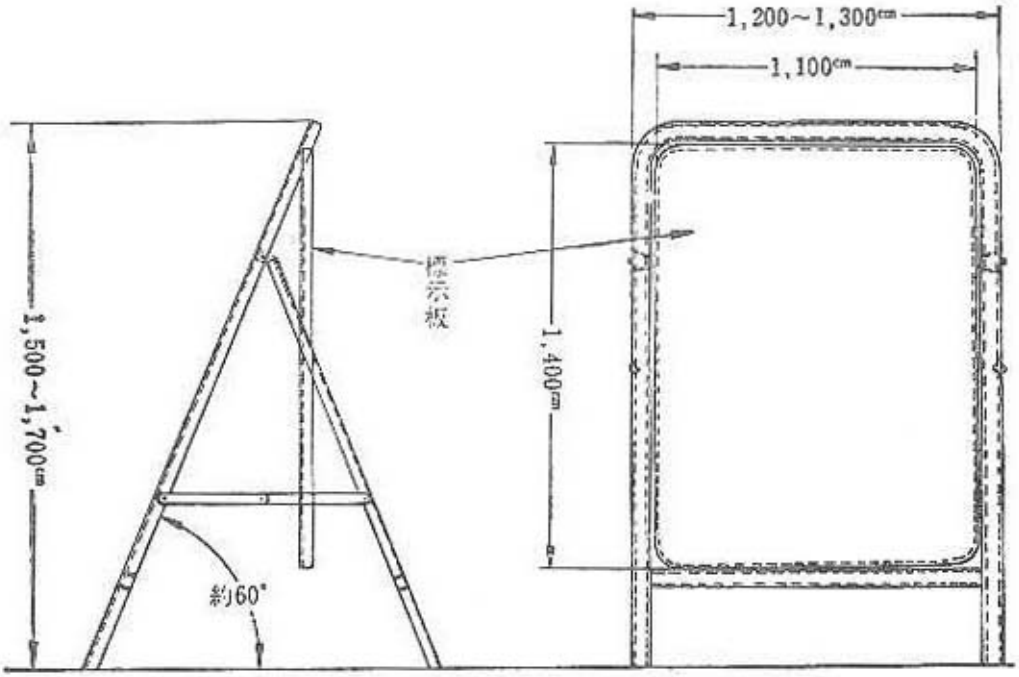

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

国 道 利 第 38 号
国道国防第 206 号
平成 18 年 3 月 31 日

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成 15 年 10 月 7 日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1　工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 1 及び図 1 を参考とするものとする。

2　工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 2 及び図 1 を参考とするものとする。

3　占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記 1、2 の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあったては、様式 3、様式 4 を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

（平成 18 年 3 月 31 日　国道利第 38 号 国道国防第 206 号　道路局路政課長 国道･防災課長通達）

（様式 1）工事情報看板
（道路補修工事）

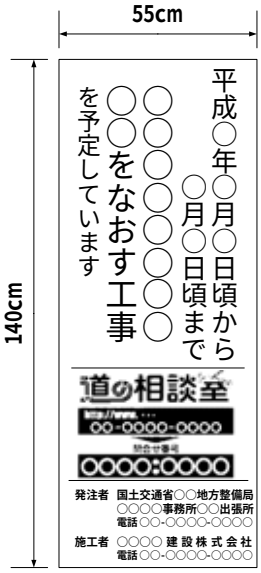

（様式 2）工事説明看板
（道路補修工事）

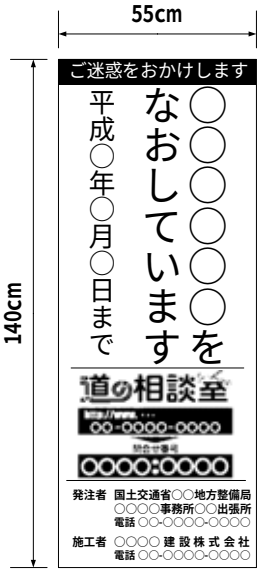

（様式 3）工事情報看板
（占用企業工事）

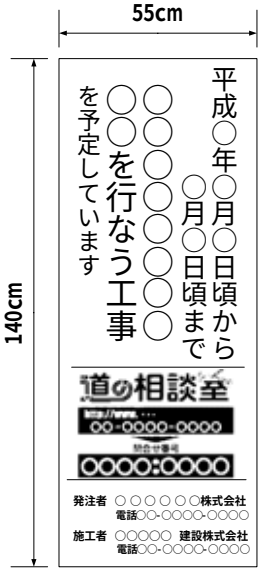

（様式 4）工事説明看板
（占用企業工事）

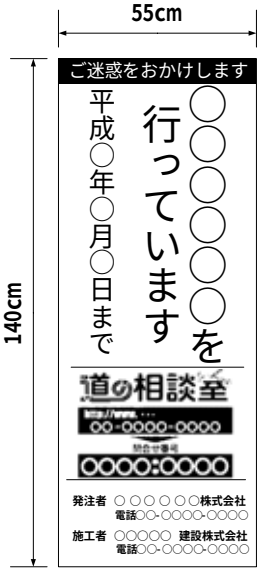

（様式備考）

(1)　色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2)　工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。
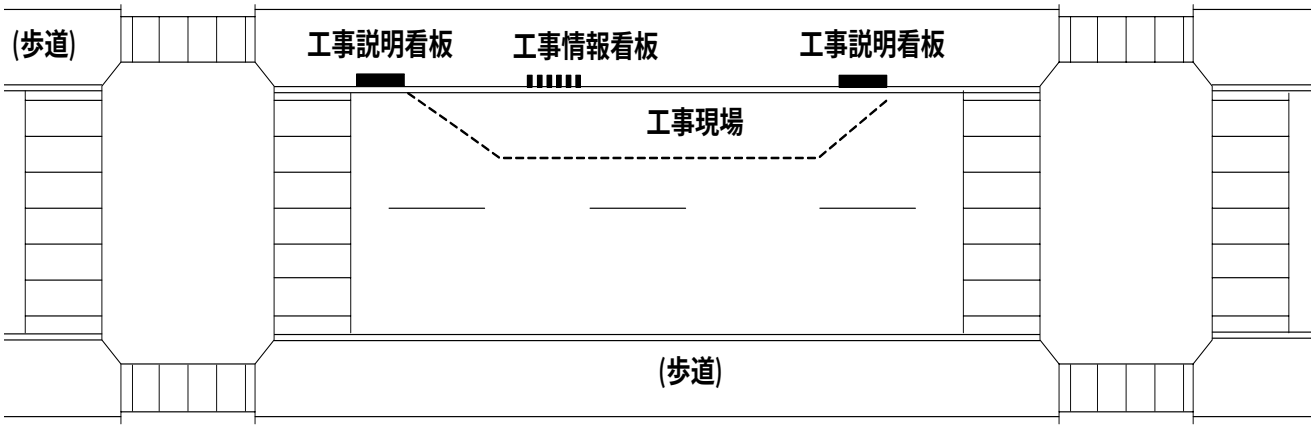
図１　標示板の設置場所